

英文要旨

A copy of translation with notes of Chun-qiu Fan-lu chu-zhuang-wang,yu-bei.

※¹ Tomotsugu SAKAMOTO

※² Miki ZAIKI

It is said that Chun-qiu Fan-lu (春秋繁露) was written by Don Chong-shu (董仲舒) in Han (漢) period. This Paper is a translation, annotation and consideration of Chun-qiu Fan-lu chu-zhuang-wang (楚莊王),yu-bei (玉杯).

キーワード

書法 新王朝 義 文質

※1 香川高等専門学校高松キャンパス一般教育科

※2 比治山大学非常勤講師

『春秋繁露』 訳注稿 楚莊王・玉杯篇

坂本 具償
財木 美樹

凡例

- 一、本訳注は『春秋繁露』の「楚莊王第一」「玉杯第二」に対して訳注を施したものである。
- 二、本訳注は蘇興の『春秋繁露義證』（宣統二年長沙刊本）を底本とし、原文と【校記】【書き下し文】【注】【現代語訳】から成り、内容によって適当な段落に区切ったものである。
- 三、各篇の冒頭には簡単な要旨を述べて読解の便に供した。
- 四、原文は極力底本の文字を用いるようにしたが、写植文字の制約により、原文とは異なる字体となった文字もある。
- 五、原文を改めた場合は、原本の文字は（ ）で示し、校訂及び増補した文字は〔 〕で示す。その詳細は【校記】で述べる。
- 六、【書き下し文】は校訂・増補した原文に基づいて書き下した。
- 七、【書き下し文】では、脱文の字数が不明の場合は、……で示し、特定できる場合は□を一字として示す。
- 八、【現代語訳】では、補訳は（ ）で示し、補注は〔 〕で示す。
- 九、校記及び注で言及する書名・人物は次の通りである。

- ① 宋本 宋嘉定四年江右計臺刻本（『北京図書館古籍珍本叢刊』2所収）
- ② 盧文弨 『春秋繁露』十七卷（『抱經堂叢書』所収）
- ③ 凌曙 『春秋繁露注』十七卷 嘉慶二十年蜚雲閣凌氏叢書本

楚莊王第一

本篇は六つの問答とひとつの総論的な文からなる。

- ④ 俞樾 『諸子平議』（『春在堂全書』所収）
 - ⑤ 劉師培 『春秋繁露輯補』（『劉申叔先生遺書』所収）
 - ⑥ 『今註今譯』 頼炎元註譯『春秋繁露今註今譯』（台湾商務印書館）
 - ⑦ 『校釋』 鍾肇鵬主編『春秋繁露校釋（校補本）』（河北人民出版社）
 - ⑧ 『新譯』 朱永嘉・王知常注譯『新譯春秋繁露』（三民書局印行）
- 第一節 楚の靈王を「楚子」と書いて貶していないように見える書き方をした理由について。
 - 第二節 諸侯の勝手に討伐を許さないことが慶封の殺の際に見えない理由について。
 - 第三節 晉を夷狄と同じ書き方をした理由について。
 - 第四節 魯の昭公が病にかこつけて晉に行かなかつた理由について。
 - 第五節 『春秋』が十二公を三つの時代にわけ、それぞれの時代の書き方に違いについて、対偶するものを挙げることによって含意を知らしむることについてなど、『春秋』の総論的な議論を展開する。
 - 第六節 新王朝が都城を移し、称号をかえ、正朔を改め、服色をかえる理由について。
 - 第七節 新王朝が新しく音楽を作る理由について。

楚莊王殺陳夏徵舒。春秋貶其文、不予專討也。靈王殺齊慶封、而直稱楚子、何也。

曰、莊王之行賢、而微舒之罪重。以賢君討重罪、其於人心善。若不貶、孰知其非正經。春秋常於其嫌得者、見其不得也。是故齊桓不予專地而封、晉文不予致王而朝、楚莊弗予專殺而討。三者不得、則諸侯之得、殆此矣。此楚靈之所以稱子而討也。春秋之辭、多所況。是文約而法明也。

【書き下し文】

楚莊王第一①

楚の莊王、陳の夏微舒を殺す。『春秋』其の文を貶するは、討を専らにするを予さざればなり②。靈王、齊の慶封を殺すに、直だ「楚子」と稱するは何ぞや③。

曰く、莊王の行ひ賢にして、微舒の罪重し④。賢君を以て重罪を討つ、其の、人心に於けるや善し。若し貶せざれば、孰か其の正經に非ざるを知らん。『春秋』は常に其の得るを嫌する者に於いて、其の得ざるを見はずなり。是の故に齊桓、地を専らにして封するを予さず⑤、晉文、王を致して朝するを予さず⑥、楚莊、殺を専らにして討つを予さず。三者得ざれば、則ち諸侯の得るは、此れに殆し。此れ楚靈の、子と稱して討つ所以なり⑦。『春秋』の辭、況する所多し。是れ文約にして法明らかなり⑧。

【注】

① 樓鑰の『跋春秋繁露』に、「潘氏本（宋潘叔度藏本）は、楚莊王篇を第一と爲す。他本皆之れ無し。然らば則ち潘氏の附著たること疑ひ無し」とあり、宋本がすでに楚莊王篇が冒頭にあつたことがわかる。しかしこの篇名は他の篇の命名の仕方とは異なり、この篇のみ冒頭の三字をとつて篇名としている。魏源の『董子春秋發微』には、『繁露』は首篇の名なり。其の三科・九旨を兼ねて全書の冠冕と爲すを以ての故に『繁露』を以て首篇と爲す」といい、「繁露」はもともと首

篇の篇名であつたのが、のちに全書の名称とされてしまったことから、後人が篇の冒頭の「楚莊王」の三字をとつて篇名としたとする。

② 夏微舒は陳の大夫。母の夏姫は陳の靈公・孔寧・儀行父と密通しており、夏微舒はこれを病み、陳の靈公を殺した。『春秋』宣公十年経に、

陳の夏微舒、其の君平國を弑す。（陳夏微舒弑其君平國）

とあり、その『左傳』に、

陳の靈公、孔寧・儀行父と酒を夏氏に飲む。公、行父に謂ひて曰く、「微舒、女に似たり」と。對へて曰く、「亦君に似たり」と。微舒之を病む。公出づ。

其の廐より射て之を殺す。二子楚に奔る。（陳靈公與孔寧儀行父飲酒於夏氏。

公謂行父曰、微舒似女。對曰、亦似君。微舒病之。公出。自其廐射而殺之。

二子奔楚

とある。翌宣公十一年に、楚は夏に攻めいつて夏微舒を殺し、孔寧・儀行父を陳に歸した。『春秋』宣公十一年経に、

冬、十月、楚人、陳の夏微舒を殺す。丁亥、楚子、陳に入る。公孫寧・儀行

父を陳に納る。（冬、十月、楚人殺陳夏微舒。丁亥、楚子入陳。納公孫寧儀

行父于陳

とあり、『公羊傳』に、

此れ楚子なり。其の人と稱するは何ぞや。貶すればなり。曷爲れぞ貶する。

外討つを與さざればなり。外討つを與さざるは、其の外に討つに因りて與さ

ざるなり。内に討つと雖も亦與さざるなり。曷爲れぞ與さざる。實與すも文

與さず。文曷爲れぞ與さざる。諸侯の義、討つを専らにするを得ざればな

り。（此楚子也。其稱人何。貶。曷爲貶。不與外討也。不與外討者、因其討

乎外而不與也。雖内討、亦不與也。曷爲不與。實與而文不與。文曷爲不與。

諸侯之義、不得專討也）

とある。

③ 『春秋』昭公四年経に、

秋、七月、楚子・蔡侯・陳侯・許男・頓子・胡子・沈子・淮夷、呉を伐つ。齊の慶封を執へて、之を殺す。(秋、七月、楚子蔡侯陳侯許男頓子胡子沈子淮夷伐呉。執齊慶封、殺之)

とあるのを指す。その『公羊傳』に、

此れ呉を伐つなり。其の、齊の慶封を執ふと言ふは何ぞや。齊の爲に誅するなり。其の、齊の爲に誅すること奈何。慶封走りて呉に之く。呉、之を防に封ず。然らば則ち曷爲れぞ防を伐つと言はざる。諸侯の封を専らにするを與さざればなり。慶封の罪は何ぞや。齊君を脅やかして齊國を亂すなり。(此伐呉也。其言執齊慶封何。爲齊誅也。其爲齊誅奈何。慶封走之呉。呉封之於防。然則曷爲不言伐防。不與諸侯專封也。慶封之罪何。脅齊君而亂齊國也)とある。『春秋』が「楚子」と書くのは、「楚人」と書くのに比べて褒めた書き方であることから、楚の靈王を褒めているのではないかと勘違いされることを恐れて、問いを發したのである。

④ 『史記』陳杞世家に、

孔子、史記を讀み、楚に至りて陳に復りて、曰く、賢なるかな楚の莊王、千乘の國を輕んじて、一言を重んず。(孔子讀史記、至楚復陳、曰、賢哉楚莊王、輕千乘之國、而重一言)

とあるように、一般的には莊王は賢者という評価をされているということをいう。

一方、夏徵舒は君の靈公平國を弑した主殺しの大罪人であることをいう。

⑤ 『春秋』僖公三年経の、

齊師・宋師・曹師、聶北に次し、邢を救ふ。(齊師宋師曹師次于聶北、救邢)

同じく僖公二年経の、

二年、春、王の正月、楚丘に城く。(二年、春、王正月、城楚丘)

同じく僖公十四年経の、

十有四年、春、諸侯、緣陵に城く。(十有四年、春、諸侯城緣陵)

の三者はいづれも齊の桓公が主となって行ったことであるのに、齊の桓公とは明

示されていない。この三者の『公羊傳』にはそれぞれ、

救には次と言はず。此に其の次と言ふは何ぞや。事に及ばざればなり。事に及ばずとは何ぞや。邢已に亡べばなり。孰か之を亡ぼす。蓋し狄之を滅ぼす。曷爲れぞ狄之を滅ぼすと言はざる。桓公の爲に諱めばなり。曷爲れぞ桓公の爲に諱む。上に天子無く、下に方伯無し。天下諸侯に相滅亡する者有り。桓公救ふ能はざれば、則ち桓公之を恥づ。曷爲れぞ先づ次と言ひ、而る後に救と言ふ。君なればなり。君なれば則ち其の師と稱するは何ぞや。諸侯の封を専らにするを與さざればなり。曷爲れぞ與さざる。實與すも文與さず。文曷爲れぞ與さざる。諸侯の義、封を専らにするを得ざるなり。諸侯の義、封を専らにするを得ざれば、則ち其の、實之を與すと曰ふは何ぞや。上に天子無く、下に方伯無し。天下諸侯に相滅亡する者有り。力能く之を救へば、則ち之を救ふは可なり。(救不言次。此其言次何。不及事也。不及事者何。邢已亡矣。孰亡之。蓋狄滅之。曷爲不言狄滅之。爲桓公諱也。曷爲爲桓公諱。上無天子、下無方伯。天下諸侯有相滅亡者。桓公不能救、則桓公恥之。曷爲先言次、而後言救。君也。君則其稱師何。不與諸侯專封也。曷爲不與。實與而文不與。文曷爲不與。諸侯之義、不得專封也。諸侯之義、不得專封、則其曰實與之何。上無天子、下無方伯。天下諸侯有相滅亡者。力能救之、則救之可也)(僖公元年)

孰れに城く。衛に城くなり。曷爲れぞ衛に城くと言はざる。滅なればなり。孰れか之を滅ぼす。蓋し狄之を滅ぼす。曷爲れぞ狄之を滅ぼすと言はざる。桓公の爲に諱めばなり。曷爲れぞ桓公の爲に諱む。上に天子無く、下に方伯無し。天下諸侯に相滅亡する者有り。桓公救ふ能はざれば、則ち桓公之を恥づ。然らば則ち孰か之を城く。桓公之を城く。曷爲れぞ桓公之を城くと言はざる。諸侯の封を専らにするを與さざればなり。曷爲れぞ與さざる。實與すも文與さず。文曷爲れぞ與さざる。諸侯の義、封を専らにするを得ざるなり。諸侯の義、封を専らにするを得ざれば、則ち其の實之を與すと曰ふは何

ぞや。上に天子無く、下に方伯無し。天下諸侯に相滅亡する者有り。力能く之を救へば、則ち之を救ふは可なり。(孰城。城衛也。曷爲不言城衛。滅也。孰滅之。蓋狄滅之。曷爲不言狄滅之。爲桓公諱也。曷爲爲桓公諱。上無天子、下無方伯。天下諸侯有相滅亡者。桓公不能救、則桓公恥之也。然則孰城之。桓公城之。曷爲不言桓公城之。不與諸侯專封也。曷爲不與。實與而文不與。文曷爲不與。諸侯之義、不得專封。諸侯之義、不得專封、則其曰實與之何。上無天子、下無方伯。天下諸侯有相滅亡者。力能救之、則救之可也)〔僖公二年〕

孰れに城く。杞に城くなり。曷爲れぞ杞に城くと言はざる。滅べばなり。孰か之を滅ぼす。蓋し徐莒之を脅かす。曷爲れぞ徐莒之を脅かすと言はざる。桓公の爲に諱めばなり。曷爲れぞ桓公の爲に諱む。上に天子無く、下に方伯無し。天下諸侯に相滅亡する者有り。桓公救ふ能はざれば、則ち桓公之を恥づ。然らば則ち孰れか之を城く。桓公之を城く。曷爲れぞ桓公之を城くと言はざる。諸侯の封を専らにするを與さざればなり。曷爲れぞ與さざる。實與すも文與さず。曷爲れぞ與さざる。諸侯の義、封を専らにするを得ざるなり。諸侯の義、封を専らにするを得ざれば、則ち其の實之を與すと曰ふは何ぞや。上に天子無く、下に方伯無し。天下諸侯に相滅亡する者有り。力能く之を救へば、則ち之を救ふは可なり。(孰城之。城杞也。曷爲城杞。滅也。孰滅之。蓋徐莒脅之。曷爲不言徐莒脅之。爲桓公諱也。曷爲爲桓公諱。上無天子、下無方伯。天下諸侯有相滅亡者。桓公不能救、則桓公恥之也。然則孰城之。桓公城之。曷爲不言桓公城之。不與諸侯專封也。曷爲不與。實與而文不與。文曷爲不與也。諸侯之義、不得專封。諸侯之義、不得專封、則其曰實與之何。上無天子、下無方伯。天下諸侯有相滅亡者。力能救之、則救之可也)〔僖公十四年〕

とあり、齊の桓公が天子の命を得ずに勝手に封じたことを認めないので、このような書き方をしたとする。

⑥ 『春秋』僖公二十八年五月、晉の文公は諸侯を集めて踐土で会盟を行った。その際、周の襄王を招いた。家臣が君を招くのは礼ではないので、『春秋』はそれを諱んで、

公、王所に朝す。(公朝于王所)

と書いた。更に同年冬、晉の文公は諸侯を集めて温で会盟を行った。此の時も周の襄王を招いたが、『春秋』はやはりそれを諱んで、

天王、河陽に狩す。(天王狩于河陽)

と書いた。『公羊傳』にはそれぞれ、

曷爲れぞ公、京師に如くと言はざる。天子是に在ればなり。天子是に在れば、則ち曷爲れぞ天子是に在りと言はざる。天子を致すを與さざればなり。(曷爲不言公如京師。天子在是也。天子在是、則曷爲不言天子在是。不與致天子也)

狩は書かず。此は何を以て書す。再び天子を致すを與さざればなり。(狩不書。此何以書。不與再致天子也)

といい、晉の文公の行為を非難している。

⑦ 蘇興は、「楚莊の賢すら討を専らにするを與さざれば、則ち楚靈の予されざることを知る可し。子と稱して以て討つと雖も、嫌せず」というが、これは賢者と評される楚の莊王でさえ勝手な封建が許されないのであるから、それより劣る楚の靈王のごときが勝手な討伐が許されるはずがないことはわかりきっている。だから靈王を「楚子」という褒めた言い方をして罪人を討つたと書いたとしても、靈王の行為は正しくないことははっきりしており、間違えるわけではないのであるというのである。

⑧ 『史記』孔子世家に、

子曰く、「弗平弗平、君子は世を没へて名の稱せられざるを病む。吾が道行はれず、吾れ何を以て自ら後世に見はれんや」と。乃ち史記に因りて『春秋』を作る。上は隱公に至り、下は哀公十四年に訖ぶまで、十二公。魯に據り、

周を親とし、殷を故とし、之を三代に運らす。其の文辭を約して指博し。故に吳楚の君自ら王と稱するに、『春秋』は之を貶して「子」と曰ひ、踐土の會、實は周の天子を召すに、『春秋』は之を諱みて「天王、河陽に狩す」と曰ふ。此の類を推して以て當世を繩る。貶損の義、後に王者有れば、擧げて之を開らかにす。春秋の義行はるれば、則ち天下の亂臣賊子懼る。(子曰、弗平弗平、君子病沒世而名不稱焉。吾道不行矣、吾何以自見於後世哉。乃因史記作春秋。上至隱公、下訖哀公十四年、十二公。據魯、親周、故殷、運之三代。約其文辭而指博。故吳楚之君自稱王、而春秋貶之曰子、踐土之會、實召周天子、而春秋諱之曰、天王狩於河陽、推此類以繩當世。貶損之義、後有王者、擧而開之。春秋之義行、則天下亂臣賊子懼焉)とある。

【現代語訳】

楚莊王第一

問——楚の莊王が陳の夏徵舒を殺したことを記録する際に、『春秋』がその文を貶して「楚子」と書かずに「楚人」と書いたのは、(天子の専権事項である)討伐を(莊王が)勝手に行使したことを許さなかったからである。(それに対して)楚の靈王が齊の慶封を殺したことを記録する際に、(莊王と同じく専討であるのに、『春秋』が)「楚子」と言っていて貶していないようにみえる書き方をしたのはなぜか。
 答——楚の莊王の行いは賢であり、夏徵舒の罪は重い。だから賢君(と評判である莊王)が重罪(の夏徵舒)を討伐することは、一般の人々の心にとつては痛快なことであると感ぜられる。(だから)もし(莊王を)貶して書かなければ、(莊王が天子の命を得ないで勝手に討伐を行ったことが)正しい行為でないことを誰が知ることができようか(誰にもわからない)。「春秋」は一見正しいと思われる事柄に対して、本当は正しくないのだということをつねにはつきりと示す。そこで齊の桓公

が(邢・衛・杞を)勝手に封じたのを許さず、晉の文公が天子を踐土に呼びだして朝見したことを許さず、楚の莊王が勝手に夏徵舒を討伐したことを許さないのである。この三者の行為が正しくないとすれば、その他の諸侯の一見正しいと思われる行為も、この三者に近い行為であり、正しくないものである。これが楚の靈王を「楚子」と称して討伐したことを書いた理由である。「春秋」の書き方は、(ひとつの事柄をあげてほかの事柄の)たとえとする場合が多い。これが『春秋』の文章は簡約で、法は明白であるということである。

二

問者曰、不予諸侯之專封、復見於陳蔡之滅。不予諸侯之專討、獨不復見於慶封之殺、何也。

曰、春秋之用辭、已明者去之、未明者著之。今諸侯之不得專討、固已明矣。而慶封之罪、未有所見也。故稱楚子以伯討之、著其罪之宜死、以爲天下大禁。曰、人臣之行、貶主之位、亂國之(臣)「己」①、雖不篡殺、其罪皆宜死、比於此(其)②云爾(也)②。

【校記】

- ① 「己」 劉師培・陶鴻慶に従い、「己」に改める。
- ② 「其」也 蘇輿に従い、衍字として削除する。

【書き下し文】

問ふ者曰く、諸侯の、封を専らにするを予さざるは、復た陳蔡の滅①に見ゆ。諸侯の、討を専らにするを予さざるは、獨り復た慶封の殺に見ゆ。何ぞや。

曰く、『春秋』の用辭は、已に明らかなる者は之を去り、未だ明らかならざる者は之を著らかにす。今諸侯の、討を専らにするを得ざることを、固より已に明らかならざるに慶封の罪、未だ見はるる所有らざるなり②。故に楚子と稱して以て之を伯討し③、其の罪の宜しく死すべきを著らかにして、以て天下の大禁と爲す。曰く、人臣の行ひ、主の位を貶し、國の己を亂さば、簒殺せずと雖も、其の罪皆宜しく死すべきこと、此れに比するのみ④。

【注】

① 楚の靈王は、昭公八年に陳を滅ぼし、昭公十一年に蔡を滅ぼした。これを『春秋』はそれぞれ、

冬、十月壬午、楚師、陳を滅ぼす。陳の公子招を執へ、之を越に放ち、陳の孔瑗を殺す。(冬、十月壬午、楚師滅陳。執陳公子招、放之于越、殺陳孔瑗) 冬、十有一月丁酉、楚師、蔡を滅ぼす。蔡の世子有を執へて以て歸り、之を用ふ。(冬、十有一月丁酉、楚師滅蔡。執蔡世子有以歸、用之)

と書いて、靈王を貶した。昭公十三年に、楚の平王が陳・蔡を復興したが、『春秋』は、

蔡侯廬、蔡に歸す。陳侯吳、陳に歸す。(蔡侯廬歸于蔡。陳侯吳歸于陳)

と書き、その『公羊傳』には、

此れ皆滅國なり。其の、歸と言ふは何ぞや。諸侯の封を専らにするを與さざればなり。(此皆滅國也。其言歸何。不與諸侯專封也)

とある。これは楚の平王が陳・蔡を勝手に封建したことを許さず、陳侯と蔡侯が自発的にそれぞれの國に復帰したような書き方をしたのである。

② 『春秋』昭公四年『公羊傳』に、

慶封の罪は何ぞや。齊君を脅やかして齊國を亂すなり。(慶封之罪何。脅齊君而亂齊國也)

とある。

③ 「伯討」は、「伯」は「霸」に同じで、覇者による正当な討伐をいう。

④ 「亂國之臣」を、俞樾は「當に『亂主之國』に作るべし」という。陶鴻慶は俞説を否定して、「當に『亂國之己』に作るべし。『己』讀んで『紀』と爲す。『廣雅』釋言・釋天に皆『己は紀なり』と云ふ。『亂國之己』は『亂國之紀』なり。『己』字、篆文は『王』に作り、因りて誤りて『臣』と爲すのみ」という。劉師培も同じ。

⑤ 蘇輿は、「簒弑の宜しく死すべきこと、著らかにするを待たず。傳は特だ慶封、君を脅かし國を亂すの罪を著らかにして、後世の臣子、此れに似たる者有るを見れば、其の簒弑の迹有るを待たずして、皆聖法の必ず誅する所と爲ること、慶封を以て例と爲すのみ」という。

【現代語訳】

問——『春秋』が「諸侯の勝手な封建を許さないことは、陳蔡が滅んだ際にも一度見える。しかし諸侯が勝手に討伐するのを許さないことは、慶封が殺された際には見えない。これはなぜか。

答——『春秋』の書き方は、すでに明らかな事柄については書かず、まだ明らかでない事柄についてははつきりと書く。いま諸侯が勝手に討伐できないことは当然ながらはつきりしている。しかし慶封の罪はまだあきらかになっていない。だから(楚の靈王を)「楚子」と稱して覇者の討伐であることを示し、(慶封の)罪は死刑に相当することをはつきりさせ、天下を戒しめるための禁令としたのである。つまり『春秋』の意は、人臣でありながらその行いが君主の位をおとしめたり、國の紀律を乱したりしたならば、國を簒奪したり君主を弑殺したりしなかつたとしても、その罪はいづれも死刑に相当するということであり、類似の事件の場合はこの慶封の判例にならうのである。

三

春秋曰、晉伐鮮虞。奚惡乎晉而同夷狄也。

曰、春秋尊禮而重信。信重於地、禮尊於身。何以知其然也。宋伯姬(疑)「恐不」

①禮而死於火、齊桓公疑「不」②信而虧其地。春秋賢而舉之、以爲天下法。曰、禮而信。禮無不答、施無不報、天之數也。今我君臣、同姓適女、女無良心、禮以不答、有恐畏我。何其不夷狄也。公子慶父之亂、魯危殆亡。而齊侯安之。於彼無親、尚來憂我。如何與同姓、而殘賊遇我。詩云、宛彼鳴鳩、翰飛戾天、我心憂傷、念彼先人、明發不昧、有懷一人。人皆有此心也。今晉不以同姓憂我、而強大厭我。我心望焉。故言之不好、謂之晉而已。(是)③婉辭也。

【校記】

- ① 「疑」 叢刊本・凌本に従い、「恐不」に改める。
- ② 惠棟・俞樾に従い、「不」字を補う。
- ③ 叢刊本・凌本に従い、「是」字を補う。

【書き下し文】

『春秋』に、「晉、鮮虞を伐つ」と曰ふ。奚ぞ晉を惡んで夷狄に同じくするや①。曰く、『春秋』は禮を尊んで信を重んず。信は地より重く、禮は身より尊し②。何を以て其の然るを知るや。宋の伯姬は禮ならざるを恐れて火に死し③、齊の桓公は信ならざるを疑れて其の地を虧く④。『春秋』賢として之を擧げ、以て天下の法と爲す。曰く、「禮と信は、禮して答へざる無く、施して報はれざる無きは、天の數なり」と。今我が君臣、同姓にして女に適くに、女、良心無く、禮以に答へず、有

我を恐畏す。何ぞ其れ夷狄ならずや。公子慶父の亂、魯危ふくして殆んど亡びんとす。而して齊侯之を安んず⑤。彼に於いて親無きも、尚ほ來りて我を憂ふ。如何ぞ同姓を與てして、殘賊もて我を遇するや。『詩』に、「宛たる彼の鳴鳩、翰く飛びて天に戻る。我が心憂傷し、彼の先人を念ふ。明發まで昧ねられず、二人を懷ふ有り」⑥と云ふ。人皆此の心有るなり。今晉は同姓を以て我を憂へずして、強大もて我を厭す。我が心焉を望む。故に之を好からずと言ひ、之を「晉」と謂ふのみ。是れ婉辭なり。

【注】

- ① 『春秋』昭公十二年經に、

楚子、徐を伐つ。晉、鮮虞を伐つ。(楚子伐徐。晉伐鮮虞)

とあり、その何休『解詁』に、「晉、大いには諸侯を綏んじて、之を先んずるに博愛を以てせずして、先づ同姓を伐ち、親親より起り、以て威を立て霸を行はんと欲するが故に之を狄とす」といひ、徐彥疏に、「諸夏の稱は、國に連ねて爵を稱す。今單に晉と言ひ、夷狄の號と作す」といふ。つまり本来ならば「晉侯」といふべきところを單に「晉」とのみいつたのは、晉と同じ姫姓の國である鮮虞を伐つという晉の行為が、中國の諸侯にあるまじきものであったので、晉を夷狄とみなして「晉」とのみ書いたのである。また『穀梁傳』にも、

其の晉と曰ふは、之を狄とするなり。其の之を狄とするは何ぞや。其の夷狄と交(こ)も中國を伐つを正しとせず。故に狄もて之を稱するなり。(其曰晉、狄之也。其狄之、何也。不正其與夷狄交伐中國。故狄稱之也)

とあり、『公羊傳』と同じく晉を夷狄とみなしている。

俞樾はこの「春秋曰、晉伐鮮虞」から次節の「是其所以窮也」までは、竹林篇の「鄭伐許」の一節の前にあるべきだとする。ただ蘇輿は、「此の書は文に隨ひて綴續し、其の節次は深くは考ふる可からず。今、前人の校定に於いて、確かに

誤れりと爲す者を見れば、間ま爲に一二を逐正し、餘は悉く其の舊に仍ると云ふ」といい、必ずしも移動していない。今、蘇輿に従う。

② 蘇輿は、「國家の地に於ける、人の身に於ける、尊重と謂ふ可し。而して信禮は則ち又之に過ぐ。以て信禮の大なるを顯らかにす。孔子曰く、『古より死有り、信無くんば立たず』(顔淵)」という。

③ 『春秋』襄公二十年経に、

五月甲午、宋に災あり。宋の伯姫卒す。秋、七月、叔弓宋に如く。宋の共姫を葬る。(五月甲午、宋災。宋伯姫卒。秋、七月、叔弓如宋。葬宋共姫)

とあり、その『公羊傳』に、

外の夫人は葬を書かず。此は何を以て書す。之を隠めばなり。何をか隠む。宋に災あり。伯姫卒すればなり。其の諡を稱するは何ぞや。賢なればなり。何をか賢とす。宋に災あり。伯姫存せり。有司復して曰く、火至れり。出でんことを請ふ。伯姫曰く、不可なり。吾れ之を聞けり。婦人夜出づるに、傳母に見へざれば、堂を下らず。傳至るも、母未だ至らず。火に逮んで死す。(外夫人不書葬。此何以書。隱之也。何隱爾。宋災。伯姫卒焉。其稱諡何。賢也。何賢爾。宋災。伯姫存焉。有司復曰、火至矣。請出。伯姫曰、不可。吾聞之也。婦人夜出、不見傳母、不下堂。傳至矣。母未至也。逮乎火而死)とある。

④ 『春秋』莊公十三年経に、

冬、公、齊侯に會して柯に盟す。(冬、公會齊侯盟于柯)

とあり、その『公羊傳』に、

莊公將に桓に會せんとす。曹子進みて曰く、君の意は何如。莊公曰く、寡人の生くるは、則ち死するに若かず。曹子曰く、然らば則ち君は其の君に當るを請ふ。臣は其の臣に當るを請ふ。莊公曰く、諾。是に於いて桓に會す。莊公壇に升る。曹子劍を手にして之に従ふ。管子進みて曰く、君何を求む。曹子曰く、城壞され竟を壓す。君圖らざるか。管子曰く、然らば則ち君將た何

を求む。曹子曰く、願はくは汝陽の田を請はん。管子願みて曰く、君許諾せよ。桓公曰く、諾。曹子盟を請ふ。桓公下り、之と盟す。已に盟す。曹子、劍を擽て之を去る。要盟犯す可きも、桓公欺かず。曹子、讎ゆ可きも、桓公怨みず。桓公の信、天下に著はるるは、柯の盟より始まる。(莊公將會平桓。曹子進曰、君之意何如。莊公曰、寡人之生、則不若死矣。曹子曰、然則君請當其君。臣請當其臣。莊公曰、諾。於是會乎桓。莊公升壇。曹子手劍而從之。管子進曰、君何求乎。曹子曰、城壞壓竟。君不圖與。管子曰、然則君將何求。曹子曰、願請汝陽之田。管子願曰、君許諾。桓公曰、諾。曹子請盟。桓公下、與之盟。已盟。曹子擽劍而去之。要盟可犯、而桓公不欺。曹子可讎、而桓公不怨。桓公之信、著乎天下、自柯之盟始焉)

とある。

⑤ 魯の莊公がなくなると、子般が即位した。しかし慶父がその年の内に子般を殺し、次いで閔公が即位した。閔公二年、慶父は閔公を宮中で殺して、莒に亡命した。このように三君が相次いでなくなったり殺されたりして、魯は存亡の危機に陥った。この時にあたり、齊の桓公は高子を派遣して僖公を立て、魯に城を築き、魯の存続を計ってくれた。『春秋』閔公二年「冬、高子來盟」の『公羊傳』に、高子とは何ぞや。齊の大夫なり。何を以て使と稱せざる。我れに君無ければなり。然らば則ち何を以て名いはざる。之を喜べばなり。何を喜ぶ。我を正すなり。其の我を正すこと奈何。莊公死し、子般弑され、閔公弑さる。比に三君死し、曠年君無し。設し齊を以て魯を取らば、曾ち師を興さずして、徒だ言を以てするのみ。桓公、高子をして南陽の甲を將めて、僖公を立てて魯に城く。(高子者何。齊大夫也。何以不稱使。我無君也。然則何以不名。喜之也。何喜爾。正我也。其正我奈何。莊公死、子般弑、閔公弑。比三君死、曠年無君。設以齊取魯、曾不興師、徒以言而已矣。桓公使高子將南陽之甲、立僖公而城魯)とある。

⑥ 『詩』は小雅・小宛の一節。

【現代語訳】

問——『春秋』に「晉、鮮虞を伐つ」とあるが、どうして晉をにくんで（晉侯と書かずに晉とのみ書いて）夷狄と同じ書き方をしたのか。

答——『春秋』は礼を尊び信を重視する。（國家にとって）信は領地より重く、（人にとって）礼は身命より尊い。どうしてそうであることがわかるのか。宋の伯姫は礼にかなわないことを恐れて焼死し、齊の桓公は信賴を失うことを恐れて領地を割譲した。『春秋』は（この二人を）賢であるとして称賛し、天下の大法としたのである。「礼と信について、（こちらが）礼すれば（相手は）かならず返礼する、（こちらが）施しを与えれば（相手は）かならず返報する、これは天の道理である」といわれている。いま我が（魯の）君臣が同姓であるあなたの国（晉）に赴いたのに、あなたには誠実さがなく、（こちらが）礼しても返礼せず、かえって我々に攻撃を加えてきた。（このような国が）夷狄でなくてなんであろう。公子慶父の乱の際、魯はほとんど滅亡に瀕していたが、齊侯（桓公）は（この乱を鎮め）魯を安定させてくれた。魯は彼（齊）に対しては、特に親族関係にあるわけではなかったのに、わざわざやってきて我（魯）を心配してくれた。（それに対して晉は）同姓でありながら我（魯）に残忍な仕打ちをした。『詩経』に、「かわいあいあの鳴鳩は、天まで高く飛びあがる。私の心は愛い傷み、先人（である文王・武王）を慕い思う。明け方まで寝られず、二人のことを思い続ける」とあるが、人はだれでもこのような（同族を思う）心情を持っている。いま晉は同姓なのに我（魯）を心配せず、強大な武力で我を威圧してきた。我（魯）が心情はこれを恨みに思っていた。だから『春秋』は晉を「好くない国」といって、「晉」と書い（て夷狄と同じ扱いとし）たのである。これは婉曲な書き方である。

四

問者曰、晉惡而不可親。公往而不敢至、乃人情耳。君子何恥、而稱公有疾也。曰、惡無故自來、君子不恥。內省不疚、何（憂）（惡）①於志。是已（矣）②。今春秋恥之者、昭公有以取之也。臣陵其君、始於文而甚於昭。公受亂陵夷、而無懼惕之心。嚮嚮然輕計妄討、犯大禮而取同姓、接不義而重自輕也。人之言曰、國家治則四鄰賀、國家亂則四鄰散。是故季孫專其位、而大國莫之正。出走八年、死乃得歸。身亡子危、困之至也。君子不恥其困、而恥其所以窮。昭公雖逢此時、苟不取同姓、詎至於是。雖取同姓、能用孔子自輔、亦不至如是。時難而治簡、行枉而無救。是其所以窮也。

【校記】

- ① 「憂」 蘇輿に従い、「惡」に改める。
② 「矣」 惠棟『校釋』引に従い、削除する。

【書き下し文】

問ふ者曰く、晉惡にして親しむ可からず。公往きて敢て至らざる①は、乃ち人情のみ。君子何をか恥ぢて、「公、疾有り」と稱するや②。曰く、惡故無くして自ら來るは、君子は恥ぢず。内に省みて疚しからざれば、何ぞ志に惡むことあらん③。是れのみ。今『春秋』之を恥づるは、昭公以て之を取らねばなり。臣、其の君を陵ぐは、文に始まりて昭に甚だし④。公、亂を受けて陵夷するも、懼惕の心無く、嚮嚮然として輕がるしく計り妄りに討ち、大禮を犯して同姓に取り⑤、不義を接けて重ねて自ら輕んずるなり⑥。人の言に、「國家治まれば則ち四鄰賀し、國家亂るれば則ち四鄰散」と曰ふ。是の故に季孫、其の位を

専らにするも、大國之を正す莫し。出でて走ること八年、死して乃ち歸るを得^⑦。身亡び子危ふく^⑧、困しみの至りなり。君子は其の困しみを恥ぢずして、其の窮する所以を恥づ。昭公、此の時に逢ふと雖も、苟くも同姓に取らざれば、詎ぞ是に至らん。同姓に取ると雖も、能く孔子を用ひて自ら輔くれば^⑨、亦是の如きに至らず。時難くして治簡かにして、枉を行ふも救ふ無し。是れ其の窮する所以なり。

【注】

① 『春秋』昭公二年経に、

冬、公、晉に如く。河に至りて乃ち復る。(冬、公如晉。至河乃復)

とあり、その『公羊傳』に、

其の、河に至りて乃ち復ると言ふは何ぞや。敢て進まざればなり。(其言至

河乃復何。不敢進也)

とある。何休『解詁』は、「乃は難辭なり。時に晉、之を執へんと欲すと聞き、敢て往かず。君子は與さざるを榮とし、距まるるを恥とす。故に諱んで、河に至れば水難有りて反るが若くせしむ」という。昭公が黄河までいつて帰ったという記述は、『春秋』には昭公二年、十二年、十三年、二十年、二十三年に五見する。

② 『春秋』昭公二十三年経に、

冬、公、晉に如く。河に至る。公に疾有り。乃ち復る。(冬、公如晉。至河

公有疾。乃復)

とあり、『公羊傳』に、

何ぞ公に疾有り、乃ち復ると言ふ。恥を殺げばなり。(何言平公有疾乃復

殺恥也)

とある。その何休『解詁』に、「疾有るに困りて、以て晉を畏るるの恥を殺ぐ。公を擧ぐるは疾を重んじるなり。子の慎しむ所は、齋・戰・疾(論語)述而」という。また本書隨本消息篇にも、

公、晉に如きて大いに辱かしめらる。『春秋』之れが爲に諱みて、疾有りと

言ふ。(公如晉而大辱。春秋爲之諱。而言有疾)

とある。昭公が晉をおそれて引き返したのを恥として、病氣に託してその恥を削減しようとしたのである。

③ 『論語』顔淵篇に、

内に省みて疚しからざれば、夫れ何をか愛へ何をか懼れん。(内省不疚、夫

何愛何懼)

とあり、『禮記』中庸に、

内に省みて疚しからざれば、何ぞ志に惡むことあらん。(内省不疚、何惡於

志)

とある。

④ 「文」は文公、「昭」は昭公を指す。文公のころから魯の実権が臣の三桓氏に移りはじめ、昭公になつてきわまり、國を追放されるという事態にたちいたった。本書玉杯篇に、

文公は喪に服する能はず、時ならずして奉祭す。三年を以てせず、又喪取を以てす。大夫に取りて、以て宗廟を卑しめ、其の羣祖を亂して、以て先公を逆にす。小善一も無く、大惡四五あり。故に諸侯は盟ふことを予さず、大夫に命ずるも使ひを爲さず。是れ惡を惡とするの徵、臣たらざるの效なり。出でては外に侮られ、入りては内に奪はる。位無きの君なり。孔子、「政、大夫に速ぶこと四世なり」と曰ふは、蓋し文公より以來の謂ひなり。(文公不能服喪、不時奉祭。不以三年、又以喪取。取于大夫、以卑宗廟、亂其羣祖、以逆先公。小善無一、而大惡四五。故諸侯弗予盟、命大夫弗爲使。是惡惡之徵、不臣之效也。出侮於外、入奪於内。無位之君也。孔子曰、政逮於大夫四世矣、蓋自文公以來之謂也)

とある。

⑤ 昭公は呉から夫人を迎えたが、呉は魯と同じく姬姓の國であり、同姓の國から

妻を娶るのは大札を犯すことである。哀公十二年経に、

夏、五月甲辰、孟子卒す。(夏、五月甲辰、孟子卒)

とあり、その『公羊傳』に、

孟子とは何ぞや。昭公の夫人なり。其の孟子と稱するは何ぞや。同姓を娶るを諱めばなり。蓋し呉の女ならん。(孟子者何。昭公之夫人也。其稱孟子何。

諱娶同姓。蓋呉女也)

とある。『論語』述而篇にも、

君、呉に取る。同姓なるが爲に、之を呉孟子と謂ふ。君にして禮を知れば、孰か禮を知らざらん。(君取於呉。爲同姓、謂之呉孟子。君而知禮、孰不知

禮)

『禮記』曲禮上に、

妻を取るに同姓に取らず。(取妻不取同姓)

『白虎通』嫁娶篇に、

同姓に娶らざるは、人倫を重んじ、淫佚を防ぐ。恥、禽獸と同じきなり。(不

娶同姓者、重人倫、防淫佚。恥與禽獸同也)

とある。

⑥ 蘇興は、「輕がるしく季氏を討ちて、已に輕を取る。復た大禮を犯すは、是れ重ねて自ら輕んずるなり」という。

⑦ 昭公は二十五年に子家駒の忠告を聴かずに季氏を攻撃して敗れ、晉に出奔し、八年間魯に帰ることができなかった。三十二年に亡命先である乾侯でなくなり、翌定公元年の六月に遺骸となってやっと魯に帰ることができた。

⑧ 「身」は昭公、「子」は定公を指す。定公三年『公羊傳』に、

定何を以て正月無し。正月とは、即位を正すなり。定に正月無きは、即位後れたればなり。即位何を以て後る。昭公、外に在り。入るを得るか入るを得ざるか、未だ知る可からざるなり。曷爲れぞ未だ知る可からず。季氏に在ればなり。(定何以無正月。正月者、正即位也。定無正月者、即位後也。即位

何以後。昭公在外。得入不得入、未可知也。曷爲未可知。在季氏也)

とある。時に魯の実権は季氏にあり、昭公の弟である宋(のちの定公)が即位できるかどうかは季氏の胸先三寸にあつてわからなかつたのである。

⑨ 蘇興は、「孔子の學は經世を主とす。故に輔治の用有り。仲舒、定二年、雉門及び兩觀に災あり、及び哀三年桓釐宮に災あり、四年、亳社に災ありを推定して、並びに以て孔子を用ひざるの應と爲す」という。

【現代語訳】

問——晉は極悪で親しくできない国である。(だから)魯の昭公が晉に行きながら、黄河で引き返して晉に行かなかつたのは、人情としては当然のことである。(それなのに)君子はなにを恥と考へて、「公、疾有り」といつたのか。

答——理由もなくふりかかる悪事は、君子は恥とはしない。「内に反省してやましいことがなければ、どうして心に恥ぢることがあるうか」というのがそれである。いま『春秋』が恥と考へたのは、昭公みづからが悪事を招いたからである。(魯で)家臣が君をしのぐようになったのは文公に始まり、昭公になっていよいよひどくなつた。昭公は混乱を受けて徐々に衰えていっていながら、恐れつつしむ気持ちもなく、平然として軽率な計画を立てて勝手に(季孫氏を)討ち、大札を犯して同姓の国から夫人を娶り、不義をつづけて、何度もみづからを軽んじる行動をとつた。ある人は、「国家が治まれば四方の国が祝賀にやつてき、国家が乱れば四方の国がやつてこなくなる」といつている。だから季孫氏が(魯の君の)位を勝手に私しても、(齊や晉の)大国も(魯の混乱を)正すことができなかった。昭公は魯を出奔して八年、死んでやっと魯に帰ることができた。昭公の身は亡び、(嗣)子(である定公)は(即位できないという)危機に瀕した。これは困窮の極致である。君子は困窮したことを恥とするのではなく、困窮した原因を恥とするのである。昭公がこのような時勢に生まれあわせたとしても、同姓の国から夫人を娶らなければ、ど

うしてこんな事態に陥ろうか。同姓の国から夫人を娶ったとしても、孔子を登用して輔佐させることができたならば、やはりこんな事態にはたいたらなかつたであらう。時勢が難かしいのに政治をおろそかにし、不正が行われてもそれを救う人材がない。これが（昭公が）困窮に陥った原因である。

五

春秋分十二世以爲三等。有見、有聞、有傳聞。有見三世、有聞四世、有傳聞五世。故哀定昭、君子之所見也。襄成（文宣）（宣文）①、君子之所聞也。傳聞莊桓隱、君子之所傳聞也。所見六十一年、所聞八十五年、所傳聞九十六年。於所見微其辭、於所聞痛其禍、於傳聞殺其恩。與情俱也。是故逐季氏而言又奪、微其辭也。子赤（殺）（弑）②、弗忍書日、痛其禍也。子般殺、而書乙未、殺其恩也。屈伸之志、詳略之文、皆應之。

吾以其近而遠、親親而疏、亦知其貴而賤、重重而輕輕也。有知其厚而薄、善善而惡惡也。有知其陽陽而陰陰、白白而黑黑也。百物皆有合偶。偶之合之、仇之匹之、善也。詩云、威儀抑抑、德音秩秩、無怨無惡、率由仇匹、此之謂也。然則春秋、義之大者也。得一端而博達之、觀其是非、可以得其正法、視其溫辭、可以知其塞怨。是故於外道而不顯、於內諱而不隱。於尊亦然、於賢亦然。此其別內外、差賢不肖、而等尊卑也。義不訕上、智不危身。故遠者以義諱、近者以智畏。（畏）〔智〕③與義兼、則世逾近、而言逾謹矣。此定哀之所以微其辭、以故用則天下平、不用則安其身、春秋之道也。

春秋之道、奉天而法古。是故雖有巧手、弗修規矩、不能正方員。雖有察耳、不吹六律、不能定五音。雖有知心、不覽先王、不能平天下。然則先王之遺道、亦天下之規矩六律已。故聖者法天、賢者法聖。此其大數也。得大數而治、失大數而亂。此治亂之分也。所聞天下無二道。故聖人異治同理也。古今通達。故先賢傳其法於後世也。

【校記】

- ① 「文宣」 盧文弨に從い、「宣文」に改める。
 ② 「殺」 凌曙に從い、「弑」に改める。
 ③ 「畏」 冒廣生『校釋』引に從い、「智」に改める。

【書き下し文】

① 『春秋』は十二世を分ちて以て三等と爲す。見る有り、聞く有り、傳聞する有り②。見る有るは三世、聞く有るは四世、傳聞する有るは五世。故に哀・定・昭は、君子の見る所なり③。襄・成・宣・文は、君子の聞く所なり④。傳・閔・莊・桓・隱は、君子の傳聞する所なり⑤。見る所は六十一年、聞く所は八十五年、傳聞する所は九十六年。見る所に於いては其の辭を微にし⑥、聞く所に於いては其の禍を痛み⑦、傳聞に於いては其の恩を殺ぐ。情と俱にするなり⑧。是の故に季氏を逐ふに「又奪す」と言ふは、其の辭を微にするなり⑨。子赤弑さるるに、日を書するに忍びざるは、其の禍を痛むなり⑩。子般殺さるるに、「乙未」と書するは、其の恩を殺ぐなり⑪。屈伸の志、詳略の文、皆之に應ず⑫。

吾れ其の近きを近きとして遠きを遠きとし、親しきを親しきとして疏きを疏きとするを以て、亦其の貴きを貴きとして賤しきを賤しきとし、重きを重きとして輕きを輕きとするを知るなり。有其の厚きを厚きとして薄きを薄きとし、善きを善きとして惡きを惡きとするを知るなり。有其の陽を陽として陰を陰とし、白を白として黒を黒とするを知るなり。百物皆合偶有り。之を偶し之を合し、之を仇し之を匹す、善なるかな⑬。『詩』に、「威儀抑抑たり、德音秩秩たり。怨む無し惡む無し、仇匹に率ひ由る」と云ふ⑭は、此れを之れ謂ふなり⑮。然らば則ち『春秋』は義の大なる者なり⑯。一端を得て博く之を達し⑰、其の是非を觀て、以て其の正法を得可く⑱、其の溫辭⑲を視て、以て其の塞怨を知る可し⑳。是の故に外に於いては道へど

も顯らかならず、内に於いては諱めども隠さず②。尊に於いても亦然り、賢に於いても亦然り。此れ其の内外を別ち、賢不肖を差ち、尊卑を等しくするなり②。義、上を誦らず、智、身を危ふくせず。故に遠き者は義を以て諱み、近き者は智を以て畏る。智と義と兼ねれば、則ち世逾いよ近くして、言逾いよ謹しむ。此れ定・哀の、其の辭を微にする所以なり。故を以て用ふれば則ち天下平らかにして、用ひざれば則ち其の身を安んず、『春秋』の道なり。

『春秋』の道は、天を奉じて古に法る③。是の故に巧手有りとも雖も、規矩を修めざれば、方員を正す能はず④。察耳有りとも雖も、六律を吹かざれば、五音を定むる能はず⑤。知心有りとも雖も、先王を覽ざれば、天下を平らかにする能はず⑥。然らば則ち先王の遺道は、亦天下の規矩六律なるのみ⑦。故に聖者は天に法り、賢者は聖に法る。此れ其の大數なり。大數を得れば而ち治まり、大數を失へば而ち亂る。此れ治亂の分なり。聞く所、天下に二道無し⑧。故に聖人は治を異にして理を同じくするなり。古今は通達す。故に先賢は其の法を後世に傳ふるなり⑨。

【注】

- ① 上の一節から四節、下の六節、七節はいづれも問答形式となっているが、この五節のみ問答形式になっていない。そこでこの部分が『繁露』の冒頭にくるべきだとする先人の説もある。惠棟『校釋』引は、『春秋』十二公を分ちて三等と爲すは、乃ち『春秋』を通論す。當に『繁露』の首に居るべし」といい、錢塘は、「此の『春秋』は開端の大意を説く、當に首篇と爲すべきこと、晁旒の如く然り。『繁露』の名、或いは此れに取るか。今、前の説の後に次して、『楚莊王』を以て篇に題するは、疑ふらくは後人の撰拾綴緝の致す所に出づ」という。
- ② これはいわゆる春秋三世説で、隱公元年『公羊傳』に、
何を以て日いはず。遠ければなり。見る所辭を異にし、聞く所辭を異にし、傳聞する所辭を異にす。(何以不日。遠也。所見異辭、所聞異辭、所傳聞異

辭

とある。この語は桓公二年、哀公十四年の『公羊傳』にも見える。何休『解詁』には、「辭を異にするは、恩に厚薄有り、義に淺深有るを見はす。時に恩衰へ疑缺き、將に以て人倫を理め、人類を序せん」とす。因りて治亂の法を制す」という。

- ③ 隱公元年何休『解詁』に、「見る所とは、昭・定・哀を謂ふ。己と父の時の事なり」とある。

- ④ 隱公元年何休『解詁』に、「聞く所とは、文・宣・成・襄を謂ふ。王父の時の事なり」とある。

- ⑤ 隱公元年何休『解詁』に、「傳聞する所とは、隱・桓・莊・閔・僖を謂ふ。高祖曾祖の時の事なり」とある。

- ⑥ 隱公元年何休『解詁』に、「見る所の世に於いては、恩、己と父の臣、尤も深し。大夫の卒、有罪無罪、皆日もて之を録す。丙申、季孫隱如卒す、是れなり。(中略) 見る所の世に至りては、治、太平なるを著らかにす。夷狄進んで爵に至り、天下の遠近・小大、一の若し。心を用ふること尤も深くして詳らかなり。故に仁義を崇び、二名を譏る。晉の魏曼多、仲孫何忌、是れなり」とある。

定公元年『公羊傳』に、

定・哀、微辭多し。主人、其の讀を習ひて、其の傳を問ふも、則ち未だ己の罪有るを知らざるなり。(定哀多微辭。主人習其讀、而問其傳、則未知己之有罪焉爾。)

とあり、『史記』匈奴列傳贊に、

太史公曰く、孔氏、『春秋』を著はし、隱・桓の間は則ち章らかにし、定・哀の際に至りては則ち微とし、其の當世に切なる文を爲りて褒むること罔し、忌諱の辭なり。(太史公曰、孔氏著春秋、隱桓之間則章、至定哀之際則微、爲其切當世之文而罔褒、忌諱之辭也)

とある。

- ⑦ 隱公元年何休『解詁』に、「聞く所の世に於いては、王父の臣にして、恩少し

く殺ぐ。大夫の卒、無罪の者は日もて録し、有罪の者は日はいはずして之を略す。叔孫得臣卒す、是れなり。(中略) 聞く所の世に於いては、治、升平なるを見ず。諸夏を内にし、夷狄を外にす。外の離會を書し、小國に大夫有り。宣十一年秋、晉侯、狄に攢函に會す、襄二十三年、邾篡剽我來奔す、是れなり」とある。

⑧ 隱公元年何休『解詁』に、「傳聞する所の世に於いては、高祖曾祖の臣にして、恩淺し。大夫の卒、有罪無罪、皆日はいはずして之を略するなり。公子益師、無駭卒す、是れなり。傳聞する所の世に於いては、治、衰亂の中に起るを見はし、心を用ふること尚ほ益師。故に其の國を内にして、諸夏を外にし、先づ内を詳らかにして、而る後に外を治む。大を録し、小を略す。内の小惡は書せず。大國には大夫有り、小國は略して人と稱す。内の離會は書し、外の離會は書せず、是れなり」とある。

⑨ 『春秋』昭公二十五年「秋、七月、上辛大雩。季辛又雩」の『公羊傳』に、又雩すとは何ぞや。又雩すは、雩に非ざるなり。衆を聚めて以て季氏を逐ふなり。(又雩者何。又雩者、非雩也。聚衆以逐季氏也)とあり、何休『解詁』に、「一月に當に再び雩を擧ぐべからず。雩と言ふは、雩に非ざるを起こすなり。昭公、上の雩に依託して、事を生じて衆を聚め、以て季氏を逐はんと欲す。季氏を逐ふと書せざるは、逐ふ能はざるを諱めばなり」という。昭公は季氏の専横を病み、雩にかこつけて人を集め季氏を放逐しようとしたが失敗し、逆に国外に追放された。そこで『春秋』は「又雩」と書いて、昭公の失政を諱んだのである。

⑩ 『春秋』文公十八年「冬、十月、子卒」の『公羊傳』に、子卒すとは孰をか謂ふ。子赤を謂ふなり。何を以て日はいはざる。之を隠めばなり。何をか隠む。弑さるればなり。弑さるれば則ち何を以て日はいはず。言ふに忍びざればなり。(子卒者孰謂。謂子赤也。何以不日。隱之也。何隠爾。弑也。弑則何以不日。不忍言也)

とあり、何休『解詁』は、「聞く所の世、臣子の恩痛、王父深厚なり。故に其の

日を言ふに忍びず。子般と異なる」という。子赤は即位して八ヶ月で公子遂に弑されたが、文公は聞く所の時代に属するので、子赤の弑殺をいたんで日を書くに忍びなかつた。そこで日を書かなかつたのである。

⑪ 『春秋』莊公三十二年「冬、十月乙未、子般卒」の『公羊傳』に、此に其の子般卒すと稱するは何ぞや。君存すれば世子と稱し、君薨すれば子某と稱し、既に葬れば子と稱し、年を諭ゆれば公と稱す。(此其稱子般卒何。君存稱世子、君薨稱子某、既葬稱子、諭年稱公)

とある。子般は莊公の死後、即位して二ヶ月で公子慶父に殺された。子赤も子般も即位して年を諭えないうちに殺されたのは同じなのに、子般の場合は日を書いている。これは莊公は伝聞する所の時代に属するので、恩義も薄くなつており、日を直書してもさしつかえないのである。

⑫ 蘇輿は、「世の遠近を差ちて、恩の隆殺と爲す。此れ遠きを屈して近きを伸ばすなり。民を屈して君を伸ばし、君を屈して天を伸ばし、天地を屈して義を伸ばす。屈伸の旨、大なり。精華篇に、『春秋、痛ましきを傷みて重きを敦くす。是を以て晉子に繼位の辭を奪ひ、齊子に成君の號を與へ、詳らかに之を見すなり』と云ふ。此れ亦詳略の例なり」という。

⑬ 蘇輿は、「合偶仇匹は、遠近親疏、貴賤重輕、各おの對待有りて、以て屈伸詳略の等差を爲すを謂ふなり。本書威德所生篇に、『冬夏は威德の合なり。寒暑は喜怒の偶なり』と云ひ、基義篇に、『凡そ物に必ず合有り。合に必ず上有り、必ず下有り。必ず左有り、必ず右有り。必ず前有り、必ず後有り。必ず表有り、必ず裏有り。美有れば必ず惡有り、順有れば必ず逆有り、喜有れば必ず怒有り、寒有れば必ず暑有り、晝有れば必ず夜有り。此れ皆其の合なり』と云ふ。釋詁に、『仇匹は合なり』と。王褒『四子講德論』に『鳴聲相應じ、仇匹相從ふ。人は意に由りて合し、物は類を以て同じ』と。偶・合・仇・匹、四字義並びに近し」という。

⑭ 『詩』は大雅・假樂の一節。

⑮ 『校釋』は、上文の「百物皆有合偶」からこの「此之謂也」までの三十八字は上文とそぐわないので錯簡であると指摘する。張宗祥『董子改編』『校釋』引は、「疑ふらくは錯簡ならん、刪す」といい、冒廣生『校釋』引は、「疑ふらくは當に上文の『苟不取同姓、詎至於是』の下に在るべし」という。

⑯ 蘇輿は、『春秋』は義を立つるを以て宗と爲し、學者に在りては善く推すのみ。故に孔子、『其の義は竊かに取る』と曰ふ。然り而して筆削の意の窺ひ識る可き者は、落落たる大端のみ。以て讀者の博達を俟つのみ」という。

⑰ 『漢書』杜鄴傳に、案するに『春秋』の災異は、象を指すを以て言語と爲す。故に一類を得るに在りて之を達するなり。(案春秋災異、以指象爲言語。故在于得一類而達之也) といひ、本書精華篇に、是の故に『春秋』を爲むる者は、一端を得て多く之を連ね、一空を見て博く之を貫けば、則ち天下盡くせり。(是故爲春秋者、得一端而多連之、見一空而博貫之、則天下盡矣) とある。

⑱ 蘇輿は、『法』は正法を曰ひ、『辭』は正辭を曰ふ。凡そ以て審らかに是非を天下に視る」という。

⑲ 「温辭」について、俞樾は、『温』當に讀んで『蘊』と爲すべし。古字通ずるなり。『蘊辭』は蘊蓄の辭を謂ふ。即ち上の所謂其の辭を徹にする者なり」という。これに対して蘇輿は、『温辭』は自ら合す、必ずしも字を改めず」といい、必ずしも賛同しないが、『校釋』は俞説を支持する。

⑳ 蘇輿は、「辭愈いよ婉にして怨み愈いよ深し。君弑せらるるを薨と曰ひ、夫人奔るを孫と曰ひ、讐と狩りするを齊人と曰ひ、定公、國を季氏に受けて、後に即位を書し、敢て其の脅やかすと名づけず。昭公、同姓を娶るに、姫の稱を避けて、其の惡を著らかにするに忍びず。皆其の類なり。塞怨は猶ほ幽怨のごとし」とい

う。また孫詒讓は、『鬼谷子』權篇の『憂ふる者閉塞して泄らざる者なり』とは、即ち此の塞怨の義なり」という。

㉑ 蘇輿は、「其の辭を徹にするのみ、其の事を隠さず。是の故に君道失すれば、則ち即位を書せず、王を書せず、正を書せず。夫人の道失すれば、則ち夫人姜氏と書し、婦姜と書し、孟子と書す。大事を大尊と曰ひ、大閔を大蒐と曰ふ。考宮と曰ひ、獻羽と曰ひ、宮を立つと曰ひ、泉臺を毀つと曰ふは、其の失禮を正す所以なり。初めて敵に税すと曰ひ、丘甲を作ると曰ひ、田賦を用ふと曰ひ、三軍を作ると曰ひ、中軍を舍つと曰ふは、其の失政を箴むる所以なり。郟に築くと曰ひ、延廐を新たにすと曰ひ、新たに南門を作ると曰ふは、民を病めば則ち之を書す。大水と曰ひ、螟ありと曰ひ、蝻ありと曰ひ、電を震はすと曰ひ、雹雨ると曰ふは、時を慢れば則ち之を書す。尊親の故を以て、概ね責備を寛くせざるなり」という。

㉒ 『春秋』閔公元年『公羊傳』に、『春秋』は尊者の爲に諱み、親者の爲に諱み、賢者の爲に諱む。(春秋爲尊者諱、爲親者諱、爲賢者諱) とある。盧文弨は、「親者の爲に諱むを以て主と爲す。故に『尊に於いても亦然り、賢に於いても亦然り』と云ふ。下に『内外を別つ』と云ふは、覆び親者の爲に諱むの義を申す。『賢不肖を差つ』は、覆び賢者の爲に諱むの義を申す。『尊卑を等しくす』は、覆び尊者の爲に諱むの義を申す」という。

㉓ 惠棟『校釋』引は、『奉天而法古』以下は別の篇であり、いわゆる『精華』ではないかという。

㉔ 『孟子』離婁上篇に、離婁の明、公輸子の巧も、規矩を以てせざれば、方員を成す能はず。(離婁之明、公輸子之巧、不以規矩、不能成方員) とあり、『管子』法法篇に、巧者、規矩を廢して方員を正す能はず。聖人、法を廢して國を治むる能はず。

〔巧者不能廢規矩而正方員。聖人不能廢法而治國〕

とある。

②⑤ 「六律」は、太簇、姑洗、蕤賓、夷則、無射、黃鐘。「五音」は、宮、商、角、徵、羽。『孟子』離婁上篇に、

師曠の聰も、六律を以てせざれば、五音を正す能はず。(師曠之聰、不以六律、不能正五音)

とある。

②⑥ 『孟子』離婁上篇に、

堯舜の道も、仁政を以てせざれば、天下を平治する能はず。今、仁心仁聞有るも、民、其の澤を被らず、後世に法る可からざるは、先王の道を行はざればなり。(堯舜之道、不以仁政、不能平治天下。今有仁心仁聞、而民不被其澤、不可法於後世者、不行先王之道也)

とある。

②⑦ 『孟子』離婁上篇に、

聖人既に目の力を竭し、之に繼ぐに規矩準繩を以てす。以て方員平直を爲ること、用ふるに勝ふ可からざるなり。既に耳の力を竭し、之れに繼ぐに六律を以てす、五音を正すこと、用ふるに勝ふ可からざるなり。(聖人既竭目力焉、繼之以規矩準繩。以爲方員平直、不可勝用也、既竭耳力焉、繼之以六律、正五音、不可勝用也)

とある。

②⑧ 蘇輿は、「聞く所とは、之を師に聞くを謂ふ。漢世の治經、最も師説を重んず。蓋し古道の遺なり。『荀子』大略篇に『言ひて師を稱せざる、之を畔と謂ふ。教へて師を稱せざる、之を倍と謂ふ。畔倍の人は、明君は朝に内れしめず、士大夫は諸に塗に遇ふも、與に言はず』とあり、其の嚴なること此の如し」といふ。『荀子』解蔽篇に、

天下に二道無し。(天下無二道)

とあり、上文は『孟子』に本づき、ここは『荀子』を引く。

②⑨ 『荀子』非相篇に、

聖人なる者は、己を以て度る者なり。故に人を以て人を度り、情を以て情を度り、類を以て類を度り、説を以て功を度り、道を以て盡を觀るは、古今一なり。類の恃らざれば、久しと雖も理を同じくす。(聖人者、以己度者也。故以人度人、以情度情、以類度類、以説度功、以道觀盡、古今一也。類不恃、雖久同理)

とあり、『漢書』董仲舒傳に、

夫れ帝王の道、豈に條を同じくし質を共にせざらんや。(夫帝王之道、豈不同條共質與)

とある。

【現代語訳】

とある。

『春秋』は十二公の世を三段階にわけ、見た時代、聞いた時代、伝聞した時代の三つである。見た時代は三世、聞いた時代は四世、伝聞した時代は五世。だから哀公・定公・昭公は、君子が見た時代である。襄公・成公・宣公・文公は、君子が聞いた時代である。僖公・閔公・莊公・桓公・隱公は、君子が伝聞した時代である。見た時代は六十一年、聞いた時代は八十五年、伝聞した時代は九十六年。見た時代に対しては表現を隱微にしてはつきりとは言わない書き方をし、聞いた時代に対しては禍害を受けたことを悲しむ書き方をし、伝聞した時代に対しては(時代が遠くて)恩愛が少ないのではつきり表現した書き方をし、こういつた書き方は人情と一致する。だから季氏を放逐しようとした際に『春秋』が「又雩す」と書いたのは、表現を隱微にしてはつきりとは言わなかったからである。子赤が弑された際に、弑された日が書かれていないのは、禍害を受けたことを悲しんだからである。子般が殺された際に、『春秋』が「乙未」と書いたのは、恩愛が少ないのではつきり表

現したからである。(同じ事柄を世代の遠近により)親愛の情を抑えたり伸ばしたり、文章を詳しく書いたり簡略に書いたりするのは、すべてこの方針に従っているのである。

私は『春秋』が(身近なものを身近なものとし、遠いものを遠いものとし、親しいものを親しいものとし、疏遠なものを疏遠なものとする)ことから、やはり貴いものを貴いものとし、卑賤なものを卑賤なものとし、重いものを重いものとし、軽いものを軽いものとするのがわかる。さらに厚いものを厚いものとし、薄いものを薄いものとし、善を善とし、悪を悪とすることがわかる。さらに陽を陽とし、陰を陰とし、白を白とし、黒を黒とすることがわかる。万物にはすべて対偶するものがあり、『春秋』は(ひとつひとつを対偶させ、ひとつひとつを対応させる、なんと素晴らしいことである)か。『詩経』に、「王の威儀はうるわしく、德音は清らかに、怨まれることなく悪まれることなく、対応するものにしたがう」というのは、このことをいうのである。このように『春秋』は義を備えたすぐれたものである。ひとつの端緒を得て、ひろく他に応用し、是非の判断をみて、正法を知ることができ、含意のある書き方をみて、怨みの所在を知ることができる。だから『春秋』は(国外の事柄については、書きはするがはっきりとは書かず、国内の事柄については、本当のこと書くのをさけるが、事柄自体をかくすことはいらない。尊者に対しても同じであるし、賢者に対しても同じである。これは『春秋』が(国の内外を区別し、賢と不肖を差別し、尊卑を等しくする書き方をする)ということである。義を身につけたものは上をそしらないし、智を身につけたものはわが身を危うくすることはない。だから(世代が)遠いものに対しては義によって非難をうけるのを避け、近いものに対しては智によって身の危険を避ける。智と義を共に身につければ、世代が近ければ近いほど慎重な言い方をする。これが定公と哀公の時代のことを隠微にしてはつきりとは書かない理由である。こういうわけで『春秋』が(用いられば天下は平定され、用いられなくても自分の身命をまっとうすることができる、これが『春秋』のやり方である。

『春秋』のやり方は、天を奉じて古にしたがう。だからすぐれた腕をもつていても、定規やコンパスを利用しなければ、四角や円を正確に描くことはできないし、いい耳をもつていても、六律を吹いて調律しなければ、五音の音階を定めることはできないし、聡明な心をもつていても、先王をよく見て手本としなければ、天下を平定することはできない。だとすると先王のこした道は、やはり天下の定規・コンパスや六律に相当するものである。だから聖者は天にしたがう、賢者は聖者にしたがう。これが天のすぐれた法則である。すぐれた法則を得れば治まり、すぐれた法則を失えば乱れる。これが天下が治まるか乱れるかの別れ目である。聞くところによると、天下にふたつの正道はないという。だから聖人は政治の形態は異なるが、根本的な原理は同じである。古今は一貫して続いているので、昔の賢者はその方法を後世に伝えることができるのである。

六

春秋之於世事也、善復古、譏易常。欲其法先王也。然而介以一言曰、王者必改制。自僻者、得此以爲辭曰、古苟可循先王之道、何莫相因。世迷是、聞以疑正道、而信邪言、甚可患也。

答之曰、人有聞諸侯之君射狸首之樂者。於是自斷狸首、縣而射之、曰、安在於樂也。此聞(其)①名而不知其實者也。今所謂新王必改制者、非改其道、非變其理。受命於天、易姓更王。非繼前王而王也。若一因前制、(修)②(循)③故業、而無有所改、是與繼前王而王者無以別。受命之君、天之所大顯也。事父者承意、事君者儀志。事天亦然。今天大顯己、物襲所代而率與同、則不顯不明、非天志。故必徙居處、更稱號、改正朔、易服色者、無他焉。不敢不順天志而明自顯也。若夫大綱人倫道理政治教化習俗文義、盡如故。亦何改哉。故王者有改制之名、無易道之實。孔子曰、無爲而治者、其舜乎、言其主堯之道而已。此非不易之效與。

【校記】

- ① 叢刊本・凌本に従い、「其」字を補う。
 ② 「修」蘇輿に従い、「循」に改める。

【書き下し文】

『春秋』の、世事に於けるや、古に復るを善しとし①、常を易へるを譏る。其の先王に法らんと欲すればなり②。然り而して介するに一言を以てして、「王者は必ず制を改む」③と曰ふ。自ら僻する者、此れを得て以て辭を爲して、「古は苟も先王の道に循ふ可くんば、何ぞ相因ること莫きや」④と曰ふ。世、是れに迷ひ、聞きて以て正道を疑ひて、邪言を信ず。甚だ患ふ可きなり。

之に答へて曰く、人、諸侯の君は狸首の樂に射ると聞く者有り⑤。是に於いて自ら狸首を斷ち、縣けて之を射て、「安くんぞ樂に在らんや」と曰ふ。此れ其の名を聞いて其の實を知らざる者なり。今、所謂新王必ず制を改むとは、其の道を改むるに非ず、其の理を變ふるに非ず。命を天に受け、姓を易へ王を更む⑥。前王を繼ぎて王たるに非ざるなり。若し一に前制に因り、故業に循ひて、改むる所有ること無くんば、是れ前王を繼ぎて王たる者と以て別つ無し。受命の君は、天の大いに顯はす所なり。父に事ふる者は意を承け、君に事ふる者は志を儀はす。天に事ふるも亦然り。今天大いに己を顯はすに、物⑦、代はる所を襲ひて率ひて與に同じければ、則ち顯らかならず明らかならず、天の志に非ず。故に必ず居處を徙して、稱號を更へ、正朔を改め、服色を易ふる者は⑧、他無し。敢て天の志に順ひて自ら顯はるるを明らかにせずんばあらざるなり。夫の大綱・人倫・道理・政治・教化・習俗・文義の若きは、盡く故の如し。亦何ぞ改めんや⑨。故に王者は制を改むるの名有りて、道を易ふるの實無し⑩。孔子、「無爲にして治むる者は、其れ舜か」と曰ふ⑪は、其の堯の道を主とするを言ふのみ。此れ不易の效に非ざるか⑫。

【注】

- ① 『春秋』昭公五年「舍中軍」の『公羊傳』に、

中軍を舍つとは何ぞや。古に復るなり。(舍中軍者何。復古也)

とあり、何休『解詁』は、「古に復るを善しとするなり」といふ。また『後漢書』楊終傳に、

襄公、三軍を作り、昭公之を舍つ。君子、其の古に復るを大とし、以て捨て

ざれば則ち民に害有りと爲すなり。(襄公作三軍、昭公舍之。君子大其復古、以爲不捨則有害於民也)

とある。

- ② 蘇輿は、宣公十五年『公羊傳』の、

上、古を變じ常を易ふ。是れに應じて天災有り。(上變古易常。應是而有天

災)

傳公二十年「新作南門」の『公羊傳』の、

何を以て書す。譏ればなり。何をか譏る。門に古常有ればなり。(何以書。譏。何譏爾。門有古常也)

を引いて、「案するに、董子、治は古に法るを重んずと言ふ。其の對册にも亦『春秋は古を變ずれば、則ち之を譏る』と云ふ。漢世の儒者、多く其の説に循ふ。貢禹の疏に、『衰を承けて亂を救ひ、古に復するの化を矯むるは、陛下に在り。臣愚以爲らく、盡く太古の如くするは難し、宜しく少しく古に放ひて以て自ら節すべし』といふ。禹は董子の再傳の弟子なり。孟子は『先王に法る』と言ひ、荀子は『後王に法る』と言ふ。荀子、周末に生れ、又其の時、老莊盛行し、高く皇古を語る。故に文武を以て後王と爲す。儒效等の篇も亦先王と稱する者有り。董子、秦の後を承くるが故に後王に法ると言はず。『春秋』は文王の法を尊べば、則ち仍ほ周に法る、苟と同じ』といふ。

③ 蘇輿は、「此れ相傳の舊説なり。武帝、仲舒に冊して、『蓋し聞く、五帝三王の道、制を改め樂を作りて、天下洽く和す。百王之を同じくす』と云ひ、『荀子』正論篇に、『唯だ其の朝を徙し、制を改むることのみ、離なれりと爲す』楊注に、『徽號を殊にし、制度を異にするを謂ふなり』、『白虎通』封禪篇に、『始めて命を受くるの日、制を改めて天に應じ、天下太平にして、功成り、封禪して以て天に告ぐるなり』、『風俗通』山澤篇に、『王者、命を受け姓を易へ、制を改めて天に應ず』とあり。並びに制を改むるを以て王者に屬す。其の文は甚だ明らかなり、其の事は則ち正朔・服色の類なり」といふ。

④ 蘇輿は、「自ら僻する者、王者の制を改むるに借りて詞を爲して、『古は苟も以て先王の道に循用す可くんば、何ぞ並んで度を制して之に因ること莫きや』と言ふを謂ふ。道も亦變ず可きを言ふなり。殆んど其の時の博士の、『春秋』の雜説を習ひし者、此の議有るか」といふ。

⑤ 「狸首」は逸詩。『儀禮』大射儀に、
樂正、位に反り、狸首を奏して以て射る。(樂正反位、奏狸首以射)
とあり、鄭玄注に、「狸首は逸詩、會孫なり。狸の言は不來なり。其の詩、諸侯の首として朝せざる者を射つと言有り。因りて以て篇に名づく」といふ。また『周禮』春官・樂師職に、
諸侯は狸首を以て節と爲す。(諸侯以狸首爲節)
『禮記』射義に、
諸侯は狸首を以て節と爲し、騶虞は官備はるを樂しむなり。狸首は時に會するを樂しむなり。(諸侯以狸首爲節、騶虞者樂官備也。狸首者樂會時也)
とある。

⑥ 蘇輿は、『白虎通』三正篇の、
王者命を受くれば、必ず朔を改むるは何ぞや。姓を易へて、相襲はざるを示すを明らかにするなり。之を天に受け、之を人に受けざるを明らかにす。民心を變易し、其の耳目を革めて、以て化を助くる所以なり。故に『大傳』に

曰く、「王者始めて起てば、正朔を改め、服色を易へ、徽號を殊にし、器械を異にし、衣服を別つなり。是を以て禹舜、太平を繼ぐと雖も、猶ほ宜しく改めて以て天に應ずべし」と。(王者受命、必改朔何。明易姓、示不相襲也。明受之於天、不受之於人。所以變易民心、革其耳目、以助化也。故大傳曰、王者始起、改正朔、易服色、殊徽號、異器械、別衣服也。是以禹舜雖繼太平、猶宜改以應天)

同號篇の、

王者命を受くれば、必ず天下の美號を立てて、以て表功自ら見はれ、姓を易へて子孫の制と爲すを明らかにするなり。夏殷周は、天下を有するの大號なり。百王同じければ、天下以て相別つこと無し。制を改むるは、天子の大禮なり。號以て自ら前に別つは、己の功業を表著する所以なり。必ず號を改むるは、天命己に著はれ、己を天下に顯揚せんと欲するを明らかにする所以なり。己復び先王の號を襲へば、體を繼ぎ文を守るの君と以て異なること無きなり。顯らかならず明らかならざるは、天の意に非ざるなり。故に受命の王は、必ず天下の美號を擇び、己の功業を表著し、致施に當るを明らかにす、是れなり。預め自ら前に表見する所以なり。『春秋傳』に曰く、「王者命を受けて王たらば、必ず天下の美號を擇んで以て自ら號とするなり」と。(王者受命、必立天下之美號、以表功自見、明易姓爲子孫制也。夏殷周者、有天下之大號也。百王同、天下無以相別。改制、天子之大禮。號以自別於前、所以表著己之功業也。必改號者、所以明天命已著、欲顯揚己於天下也。己復襲先王之號、與繼體守文之君無以異也。不顯不明、非天意也。故受命王者、必擇天下美號、表著己之功業、明當致施、是也。所以預自表見於前也。春秋傳曰、王者受命而王、必擇天下之美號以自號也)

隱公元年何休「解詁」の、

王者命を受くれば、必ず居處を徙して、正朔を改め、服色を易へ、徽號を殊にし、犧牲を變へ、器械を異にし、之を天に受け、之を人に受けざるを明ら

かにす。(王者受命、必徙居處、改正朔、易服色、殊徽號、變犧牲、異器械、明受之於天、不受之於人)

『孔叢子』雜訓篇の、

縣子、子思に問ひて曰く、顔回、邦を爲むるを問ふ。夫子曰く、夏の時を行ふと。是の若くんば、殷周正に異なる、非と爲すか。子思曰く、夏の數、天を得るは、堯舜の同じき所なり。殷周の王、征伐して命を革めて、以て天に應じ、因りて正朔を改む、天時の改と云ふが若きのみ。故に相因らざるなり。夫れ禪を人に受くる者は、則ち其の統を襲ふ。命を天に受くる者は、則ち之を革む。其の事を神とする所以は、天道の變の如く然るなり。三統の義を以て、夏、其の正を得たり。是を以て夫子云ふ。(縣子問子思曰、顔回問爲邦。夫子曰、行夏之時。若是、殷周異正、爲非乎。子思曰、夏數得天、堯舜之所同也。殷周之王、征伐革命、以應乎天、因改正朔、若云天時之改耳。故不相因也。夫受禪於人者、則襲其統。受命於天者、則革之。所以神其事、如天道之變然也。以三統之義、夏得其正。是以夫子云)

『元命苞』(『通典』五十五)の、

古は姓を易へて王たるは、相襲はざるを示し、之を天に受くるを明らかにするなり。(古者易姓而王、示不相襲、明受之於天也)

を引いて、「興案するに、正朔・服色の數は、天子の大禮と爲す。姓を易へ命を受くれば、必ず一二を顯揚して、以て民の耳目を新たにす。若し議して守成の代を變更すれば、則ち治體を識らず。『晉書』興服志に、『高堂隆奏して言ふ、正朔を改め、徽號を殊にするは、帝王、其の政を神明にして、民の耳目を變ずる所以なり』とあるは、深く其の旨を得たり」といふ。

⑦ 「物」字について、俞樾は、『物』當に『勿』と爲すべし。『尚書』立政篇の『時則勿有間之』を、『論衡』譴告篇は『勿』を『物』に作る。『莊子』天道篇の『中心物愷』を、『釋文』は『物、本亦勿に作る』といふ。是れ古字通するなり。此れ上文の『受命の君、天大いに顯らかにする所』を承けて言ふ。天既に大いに

己を代る所の國に顯らかにし、本相襲はずして、己、制を改むる能はず、大率與に同じければ、則ち天の意に非ず」といふ。これに対して蘇輿は、「興案するに、俞の讀は是なり、而るに字を改むるは非なり。『周語』の『更姓改物』の章注に『物を改むとは、正朔を改め、服色を易ふるなり』とあり。物とは即ち正朔・服色の謂ひにして、下文の『物改まれば而ち天授くること顯らかなり』は、此の『物』字を承けて之を謂ふ。此は物を改めずして、率ひて代る所の國と同じきを言ふなり」といふ。また陶鴻慶は、『物』とは即ち下文の居處・稱號・正朔・服色を指して之を言ふ」といふ。劉師培は、『物』とは下文の稱號・正朔、服色を該ねて言ふ。即ち玉杯篇の『物は文の物と爲すなり』。誼、制と同じ。天既に己を顯はすも、典制、前を襲はば、己を顯はすの天志に背くなり」といふ。

⑧ 『禮記』大傳に、

權度量を立て、文章を考し、正朔を改め、服色を易へ、徽號を殊にし、器械を異にし、衣服を別つ。此れ其の民と變革する所以の者なり。(立權度量、考文章、改正朔、易服色、殊徽號、異器械、別衣服。此其所以與民變革者也)

『春秋元命苞』(『宋書』禮樂志引)に、

王者命を受け、昭然として天地の理を明らかにす。故に必ず居處を移し、稱號を更へ、正朔を改め、服色を易へ、以て天命を明らかにす。(王者受命、昭然明於天地之理。故必移居處、更稱號、改正朔、易服色、以明天命)とある。

⑨ 蘇輿は、「制度の改む可きを申べて、以て道理の決して改む可からざるを明らかにす。『禮記』大傳に、『得て變革す可からざる者は、親親、尊尊、長長、男女別有り』と云ふ。董子復び政教・習俗・文義を推廣するは、後世の口を藉りて古を蔑ろにするを防ぐ所以の者周し。『文義』は文字・訓故を謂ふ」といふ。

⑩ 蘇輿は、『鹽鐵論』尊道篇の、

文學曰く、師曠の五音を調ふるや、宮商を失はず。聖王の世を治むるや、仁義を離れず。故に制を改むるの名有り、道を變ずるの實無し。上、黃帝より、

下、三王に至るまで、徳教を明らかにし、庠序を謹しみ、仁義を崇び、教化を立てざる莫し。此れ百世不易の道なり。殷周は困りて修めて昌へ、秦王法を變じて亡ぶ。(文學曰、師曠之調五音、不失宮商。聖王之治世也、不離仁義。故有改制之名、無變道之實。上自黃帝、下至三王、莫不明徳教、謹庠序、崇仁義、立教化。此百世不易之道也。殷周因修而昌、秦王變法而亡)

『韓詩外傳』卷第十章の、

故に君子の、道に於けるや、猶ほ農夫の耕すがごとし。年の優を獲すと雖も、以て易ふる無きなり。(故君子之於道也、猶農夫之耕。雖不獲年之優、無以易也)

『白虎通』三正篇の、

王者道を改むるの名有り、道を改むるの實無し。君南面し、臣北面し、皮弁素積、聲味變ふ可からず、哀戚改む可からざるが如きは、百王不易の道なり。(王者有改道之名、無改道之實。如君南面、臣北面、皮弁素積、聲味不可變、哀戚不可改、百王不易之道也)

を引いて、「案ずるに、『白虎通』爵篇にも亦『王者有改道之文』に作る。疑ふらくは本『改制』に作るは、後人、下文に沿ひて之を誤り改むるならん」という。

⑪ 『論語』衛靈公篇に、

子曰く、無爲にして治むる者は、其れ舜か。夫れ何をか爲さんや。己を恭しくして正しく南面するのみ。(子曰、無爲而治者、其舜也與。夫何爲哉。恭己正南面而已矣)

とある。

⑫ 蘇輿は、『漢書』董仲舒傳の、

對册に云ふ、孔子曰く、「爲す亡くして治むる者は、其れ舜か」と。正朔を改め、服色を易へて、以て天命に順ふのみ。其餘は盡く堯の道に循ひ、何をか更に爲さんや。故に王者制を改むるの名有り、道を變ふるの實亡し。(對册云、孔子曰、亡爲而治者、其舜也。改正朔、易服色、以順天命而已。其餘

盡循堯道、何更爲哉。故王者有改制之名、亡變道之實)

を引いて、「案ずるに、堯の道に循ふを以て無爲と爲すも亦今文家の説なり。『白虎通』三教篇に、『舜の、堯を承くるは、易ふるを爲す無きなり』という。

【現代語訳】

問——『春秋』は世事に関する事柄については、古にかえるのをよいこととし、これまでのやり方をかえるのを譏るが、これは先王の道にしたがおうとするからである。しかしその一方では、「王者はかならず制度を改める」ともいわれている。かたよつた思想をもつものは、この言葉を根拠として、「古もし先王の道にしたがうべきであるとするならば、どうして踏襲しない(で制度を改める)のか」という。世間はこの言葉に迷わされ、正道を疑い、邪言を信じるようになった。これはまったく憂うべきことである。

答——「諸侯の君は狸首の樂に射る」と聞いた人がいた。そこでその人は自分で狸の首をはねて、それを木にかけて射てみたが、「どうしてこれが音楽と関係があるのだろう」といったという。これは(狸首の樂という表面的な)名称を聞いて實際の内容を知らないものである。ここでいう「新王はかならず制度を改める」とは、道を改めるのではなく、原理をかえるのでもない。(新王は)天から命を受けて、姓をかえて新しい王朝を建てたのであって、単に前の王を継いで王となったのではない。もしまったく前の王朝の制度を踏襲し、これまでの功業にしたがうだけで、改めるところがないのであれば、単に前の王を継いで王となったものと区別がないことになる。天から命を受けた君は、天が大いに顕彰する人である。父に仕えるものは父の意を承けて行動し、君に仕えるものは君の意志にしたがって行動する。天に仕えるものもやはりそれと同じである。いま天が大いに自分を顕彰してくれているのに、物(である正朔や服色)が前王朝を踏襲してかわらなければ、(前王朝との違いが)はつきりしないことになり、これでは天の意志にそむくことになる。だ

からかならず都城を移し、称号をかえ、正朔を改め、服色をかえるのは、他に理由はない。天の意志にしたがつてみづからが新しく王となったことをはつきりさせないわけにはいかなないのである。(その他の)あの大綱・人倫・道理・政治・教化・習俗・文義などはすべてこれまでどおりであつて、どうして改める必要があるのか。だから王者は表面的には制度を改めるが、実質的には根本的な道を改めることはない。孔子は、「なにもしないで治めることができたのは、舜であらうか」というのは、(舜が)堯の道を主として継承したことをいうにすぎない。これは道を改めなかった明証ではないだろうか。

七

問者曰、物改而天授顯矣。其必更作樂、何也。

曰、樂異乎是。制爲應天改之、樂爲應人作之。彼之所受命者、必民之所同樂也。是故大改制於初、所以明天命也。更作樂於終、所以見天功也。緣天下之所新樂、而爲之文曲、且以和政、且以興德。天下未備合和、王者不虛作樂。樂者(和)①盈於内、而動發於外者也。應其治時、制禮作樂以成之。成者、本末質文、皆以具矣。是故作樂者、必反天下之所始樂於己以爲本。舜(之)②時、民樂其(昭)③(紹)④堯之業也。故韶。韶者(昭)③也。禹之時、民樂其(駢)④三聖相繼。故夏。夏者大也。湯之時、民樂其救之於患害也。故護。護者救也。文王之時、民樂其興師征伐也。故武。武者伐也。四者天下同樂之、一也。其所同樂之端、不可一也。作樂之法、必反本之所樂。所樂不同事、樂安得不世異。是故舜作韶、而禹作夏。湯作護、而文王作武。四樂殊名、則各順其民始樂於己也。吾見其效矣。詩云、文王受命、有此武功、既伐於崇、作邑於豐、樂之風也。又曰、王赫斯怒、爰整其旅。當是時、紂爲無道、諸侯大亂。民樂文王之怒、而詠歌之也。周(人)⑤德已洽天下、反本以爲樂。謂之大武。言民所始樂者武也云爾。故凡樂者作之於終、而名之以始。重本之義也。由此觀之、正朔服色之改、受命應天。制禮作樂之異、人心之動也。二者離而復

合、所爲一也。

【校記】

- ① 『春秋元命苞』『初學記』十五、『太平御覽』五百六十七引)に從い、「和」字を補う。
 ② 「昭」劉師培・曾宇康・『校釋』などに從い、「紹」に改める。
 ③ 下文の「禹之時」「湯之時」「文王之時」に從い、「之」字を補う。
 ④ 『春秋元命苞』『藝文類聚』十一・『太平御覽』八十二・五百六十七引)に從い、「駢」字を補う。
 ⑤ 「人」盧文昭に從い、「人」字を削除する。

【書き下し文】

問ふ者曰く、物改まれば而ち天授くること顯らかなり。其の必ず更に樂を作るは、何ぞや。
 曰く、樂は是れに異なる。制は天に應じて之を改むると爲し、樂は人に應じて之を作ると爲す①。彼の命を受くる所の者は、必ず民の同じく樂しむ所なり。是の故に大いに制を初めに改むるは、天の命を明らかにする所以なり。更に樂を終りに作るは、天の功を見はす所以なり②。天下の新たに樂しむ所に緣りて、之れが文曲を爲り③、且つ以て政を和し、且つ以て徳を興す④。天下未だ備く合和せざれば、王者は虚しく樂を作らず。樂なる者は、和、内に盈ちて、外に動發する者なり⑤。其の治まる時に應じて、禮を制し樂を作りて以て之を成す⑥。成すとは、本末質文、皆以に具はる。是の故に樂を作る者は、必ず天下の始めて己に樂しむ所に反りて以て本と爲す。舜の時、民は其の堯の業を紹ぐを樂しむなり。故に韶なり。韶は紹なり⑦。禹の時、民は其の駢りに三聖相繼ぐを樂しむ。故に夏なり。夏は大なり⑧。

湯の時、民は其の之を患害より救ふを樂しむ。故に護なり。護は救なり⑨。文王の時、民は其の師を興して征伐するを樂しむ。故に武なり。武は伐なり⑩。四者、天下同じく之を樂しむは一なり。其の同じく樂しむ所の端は、一なる可からざるなり⑪。樂を作るの法は、必ず本の樂しむ所に反る。樂しむ所、事を同じくせざれば、樂安くんぞ世よ異ならざるを得ん。是の故に舜は韶を作り、禹は夏を作り、湯は護を作り、文王は武を作る⑫。四樂、名を殊にするは、則ち各おの其の民の始めて己に樂しむに順へばなり⑬。吾れ其の效を見る。『詩』に、「文王命を受け、此の武功有り。既に崇を伐ち、邑を豊に作る」と云ふ⑭は、樂の風なり。又、「王、赫として斯に怒り、爰に其の旅を整ふ」と曰ふ⑮。是の時に當りて、紂、無道を爲し、諸侯大いに亂る。民、文王の怒るを樂しみて、之を詠歌するなり。周の徳已に天下に洽き、本に反りて以て樂を爲る。之を大武と謂ふ。民の始めて樂しむ所の者は武なるを言ふのみ⑯。故に凡そ樂なる者は之を終りに作るも、之に名づくるに始めを以てす。本を重んずるの義なり。此れに由りて之を觀れば、正朔・服色の改は、命を受けて天に應ず。禮を制し樂を作るの異は、人心の動きなり⑰。二者離れて復た合す、一なる所爲なり⑱。

【注】

① 『史記』樂書に、

『傳』に曰く、「治定まり功成り、禮樂乃ち興る」と。海内人道益ます深く、其の徳益ます至り、樂しむ所の者は益ます異なる。(傳曰、治定功成、禮樂乃興。海内人道益深、其徳益至、所樂者益異)

とあり、『禮記』樂記に、

樂は其の自りて生ずる所を樂しむ。(樂、樂其所自生)

樂は必ず聲音に發し、動靜に形はる、人の道なり。(樂必發於聲音、形於動靜、人之道也)

とある。『史記』樂書『集解』引孫炎は、「樂を作る者は、民の己の徳に樂しむ所に係る。舜の民は其の堯を紹ぐを樂しみ、周の民は其の紂を伐つを樂しみて、韶・武を作るが若きなり。禮を制する者は、己の由る所に本づきて民の心を得。殷は質を尚び、周は文を尚ぶなり」という。蘇輿は、「仁義禮樂は、制を改むるの中に在らず。武帝の冊に『制を改めて樂を作る』とは、亦是れ分けて云ふ。孔子、顔淵に告げて、夏の時・周の冕・殷の輅は、制を改むるの事なり。韶舞は樂を作るの事なり」という。

② 蘇輿は、「更に樂を終りに作り、其の初め尚ほ相洽ふを明らかにす」といい、對冊の、

王者未だ樂を作らざるの時、迺ち先王の樂の、世に宜しき者を用ひて、以て深く教化を民に入る。教化の情得ざれば、雅頌の樂成らず。故に王者功成りて樂を作り、其の徳を樂しむなり。樂は、民の風を變じ、民の俗を化する所になり。其の民を變ずるや易く、其の人を化するや著らかなり。故に聲は和に發して情に本づき、肌膚に接し、骨髓に藏す。(王者未作樂之時、迺用先王之樂宜於世者、而以深入教化於民。教化之情不得、雅頌之樂不成。故王者功成作樂、樂其徳也。樂者、所以變民風、化民俗也。其變民也易、其化人也著。故聲發於和而本於情、接於肌膚、藏於骨髓)

『漢書』禮樂志の、

王者未だ樂を作らざるの時、先王の樂に因りて、以て百姓を教化し、其の俗を説樂し、然る後に改作して、以て功徳を章らかにす。(王者未作樂之時、因先王之樂、以教化百姓、説樂其俗、然後改作、以章功徳)

『白虎通』禮樂篇の、

王者始めて起つに、何を用て民を正さん。以爲へらく且く先代の禮樂を用ふ。天下太平にして、乃ち更に制作す。『書』に曰く、「聲め殷の禮を稱し、新邑を祀る」と。此れ太平にして殷の禮を去るを言ふ。『春秋傳』に曰く、「曷爲れぞ近きを修めずして遠きを修むる。己に同じければ因る可し。先づ太平を

以てして必ず復た更に制するは、製はざるを示すなり。又天下之を樂しむは、樂の、徳を象り、功を表はして名を殊にする所以なり。(王者始起、何用正民。以爲且用先代之禮樂。天下太平、乃更制作焉。書曰、肇稱殷禮、祀新邑。此言太平去殷禮。春秋傳曰、曷爲不修乎近而修乎遠。同己也可因。先以太平也、必復更制者、示不襲也。又天下樂之者、樂所以象徳、表功而殊名也)

昭公二十五年何休『解詁』の、

周の、夏の樂を舞はず所以の者は、王者始めて起ち、未だ制作せざるの時、先王之樂の己と同じき者を取りて、假して以て天下を風化す。天下大同すれば、乃ち自ら樂を作る。夏の樂を取る者は、周と文を俱にするなり。王者、六樂を宗廟の中に舞はず。先王之樂を舞はずは、法有るを明らかにするなり。己の樂を舞はずは、則有るを明らかにするなり。四夷の樂を舞はずは、大徳廣くして之に及ぶなり。(周所以舞夏樂者、王者始起未制作之時、取先王之樂與己同者、假以風化天下。天下大同、乃自作樂。取夏樂者、與周俱文也。王者舞六樂於宗廟之中。舞先王之樂、明有法也。舞己之樂、明有則也。舞四夷之樂、大徳廣及之也)

③ 蘇輿は、『後漢書』祭祀志注東平蒼王議引の『元命苞』に、『然天地之所雜、樂爲之文典』という。疑ふらくは彼の文誤るならん」と指摘する。ただ『校釋』もこれを引き、「兩文義各おの當る有り。蘇注、『元命苞』の文誤ると疑ふも、未だ確かならず」という。

④ 『禮記』樂記に、

聲音の道は、政と通ず。(聲音之道、與政通矣)
禮樂刑政、其の極は一なり。民心を同じくして治道を出だす所以なり。(禮樂刑政、其極一也。所以同民心而出治道也)
是の故に君子は情に反りて以て其の志を和し、樂を廣めて以て其の教へを成し、樂行はれて民方に郷ふ。以て徳を觀る可し。(是故君子反情以和其志、

廣樂以成其教、樂行而民郷方、可以觀徳矣)とある。

⑤ 『禮記』樂記に、

樂は其の自りて生ずる所を樂しむ。(樂、樂其所自生) 樂は心の動きなり。(樂者心之動)

『毛詩』周頌譜『正義』引『尚書大傳』に、

周公將に禮樂を作らんとするに、之に優游すること三年なるも、作る能はず。君子、其の言ひて従はれざるを恥ぢ、其の行ひて隨はれざるを恥ず。將に大作せんとして、天下我を知る莫きを恐るるなり。將に小作せんとして、父祖の功業徳澤を揚ぐる能はざるを恐る。然る後に洛を營みて以て天下の心を觀る。是に於いて四方の諸侯、其の羣黨を率ゐて、各おの位を其の庭に攻む。周公曰く、「之に示すに力役を以てしてすら且つ猶ほ至る、況んや之を導くに禮樂を以てするをや」と。然る後に敢へて禮樂を作る。『書』に曰く、「新大邑を東國の洛に作り、四方の民大いに和會す」と。此れを之れ謂ふなり。書傳の此の言の如くんば、則ち周公、三年の太平を以て、即ち應じて禮樂を作る。但だ優游を爲すの故に、六年に至りて乃ち其の禮樂を作る。(周公將作禮樂、優游之三年、不能作。君子恥其言而不見從、恥其行而不見隨。將大作、恐天下莫我知也。將小作、恐不能揚父祖功業徳澤。然後營洛以觀天下之心。於是四方諸侯率其羣黨、各攻位于其庭。周公曰、示之以力役且猶至、況導之以禮樂乎。然後敢作禮樂。書曰、作新大邑于東國洛、四方民大和會。此之謂也。如書傳此言、則周公以三年太平、即應作禮樂、但爲優游之故、至六年乃作其禮樂) とう。

⑥ 『禮記』樂記に、

王者功成りて樂を作り、治定まりて禮を制す。(王者功成作樂、治定制禮) 『白虎通』禮樂篇に、

樂には「作」と言ひ、禮には「制」と言ふは何ぞや。樂は陽なり。動きて倡始を作す、故に「作」と言ふ。禮は陰なり。繫けて陽に制せらる、故に「制」と言ふ。樂は陽に象り、禮は陰に法る。(樂言作、禮言制何。樂者陽也。動作倡始、故言作。禮者陰也。繫制於陽、故言制。樂象陽也、禮法陰也)

とある。また『春秋元命苞』(『初學記』十五、『太平御覽』五百六十七引)には「王者不空作樂。樂者和盈於内、動發於外。應其發時、制禮作樂以成之」とあり、「治時」を「發時」に作る。冒廣生は「治時」を「功成り治定むるの時を謂ふ」と解する。また「盈」の上に「和」字がある。『初學記』引宋注にも「和盈於内、郷人邦國咸歌之」とあり、劉師培は「此の文疑ふらくは挽するならん」と指摘する。

⑦ 「紹」字について、劉師培は、「案するに、凌注、沈欽韓の説を引いて、『此は大司樂注と義略ほ同じ。然れども彼は『昭』を『紹』に作る。他處亦『紹』字多し』と云ふ。今考ふるに大司樂疏・『禮記』樂記疏・『論語』八佾疏・『元命苞』を引きて並びに『紹』に作れば、則ち『昭』は疑ふらくは『紹』の訛ならん」といい、曾宇康『校釋』引も、「案するに、左襄二十九年傳の『見舞韶節者』の孔疏に、樂記は此の樂の名を解して『韶は繼なり』と云ふ。鄭玄は『韶の言は紹なり』と云ふ」という。『校釋』はこれをうけて、『禮記』樂記の「韶は繼なり」、「白虎通義」禮樂篇の「舜を簫韶と曰ふは、舜能く堯の道を繼げばなり」、「漢書」禮樂志の「舜、韶を作る。堯を招繼するなり」を引いて、「並びに『韶』を以て『繼』と訓ずれば、則ち本、『紹』に作るに甚だ明らかなり、今據りて正す。『昭』『紹』形近くして誤る。蘇注は、『昭』に作るは乃ち異文と爲すは、未だ確かならず」という。

⑧ 『漢書』禮樂志に、
夏は大なり。二帝を承くるなり。(夏、大、承二帝也)
『白虎通』禮樂篇に、

禹を大夏と曰ふは、禹能く二聖の道に順ひて之を行ふを言ふ。故に大夏と曰

ふなり。(禹曰大夏者、言禹能順二聖之道而行之。故曰大夏也)

『春秋元命苞』(『藝文類聚』十一、『太平御覽』八十二・五百六十七引)に、禹の時、民大いに其の駢りに三聖相繼ぐを樂しむ。樂を大夏と名づく。故に夏は大なり。(禹之時、民大樂其駢三聖相繼。樂名大夏。故夏者大也)とある。劉師培は、『春秋元命苞』により、「此の文疑ふらくは(駢字を)挽するならん」という。ちなみに『太平御覽』引宋注に「駢讀んで頻と曰ふ」とあるのにより、「しきりに」と読む。

⑨ 『春秋元命苞』(『藝文類聚』十二引)に、湯の時、民大いに其の之を患害より救ふを樂しむ。故に樂、大濩と名づく。濩は救なり。(湯之時、民大樂其救之於患害。故樂名大濩。濩者救也)『白虎通』禮樂篇に、

湯を大濩と曰ふ者は、湯、衰を承け、能く民の急を護るを言ふなり。(湯曰大濩者、言湯承衰、能護民之急也)とあり、『漢書』禮樂志に、

濩は民を救ふを言ふなり。(濩言救民也)とある。

⑩ 『春秋元命苞』(『周禮』大司樂疏引)に、

文王の時、民、其の師を興して征伐するを樂しむ。故に武と曰ふ。武は伐なり。(文王時、民樂其興師征伐。故曰武。武者伐也)

とある。蘇輿は、「春秋今文家は、文王を以て受命の王と爲す。故に征伐・作樂を以て並びに之に歸す」といい、『大戴禮』少間篇の、

乃ち退きて崇許魏を伐ちて、以て天子に客事す。文王卒に天命を受け、物を作り天に配す。(乃退伐崇許魏、以客事天子。文王卒受天命、作物配天)

をはじめとして、『尚書大傳』『春秋元命苞』などを引く。

⑪ 『春秋元命苞』(『太平御覽』五六六引)に、

四者、天下同じく樂しむ所は一なり。其の同じく樂しむ所の端は一なる可

らざるなり。(四者天下所同樂、一也。其所同樂之端、不可一也)

とあり、その宋均注に、「各おの其の君の爲す所を樂しむ。故に四家を合して一と爲す可からざるなり」といふ。蘇輿は、隱公五年何休『解詁』の、

王者治定まりて禮を制し、功成りて樂を作る。未だ制作せざるの時、先王の禮樂の今に宜しき者を取りて之を用ふ。堯を大章と曰ひ、舜を籥韶と曰ひ、夏を大夏と曰ひ、殷を大護と曰ひ、周を大武と曰ふ。各おの其の時の民の樂しむ所の者を取りて之に名づく。堯の時、民、其の道章明なるを樂しむなり。舜の時、民、其の堯の道を修紹するを樂しむなり。夏の時、民、其の三聖相承くるを大とするを樂しむなり。殷の時、民、其の己を護るを大とするを樂しむなり。周の時、民、其の紂を伐つを樂しむなり。蓋し號を異にするも意を同じくし、歌を異にするも歸を同じくす。(王者治定制禮、功成作樂。未制作之時、取先王之禮樂宜于今者用之。堯曰大章、舜曰籥韶、夏曰大夏、殷曰大護、周曰大武。各取其時民所樂者名之。堯時民樂其道章明也。舜時民樂其修紹堯道也。夏時民樂大其三聖相承也。殷時民樂大其護己也。周時民樂其伐紂也。蓋異號而同意、異歌而同歸)

を引き、「此の文に本づくに似たり。而して更に堯に及ぶ」といふ。

⑫ 『莊子』天下篇に、

舜に大韶有り、禹に大濩有り、湯に大濩有り、文王に辟雍の樂有り、武王・周公、武を作る。(舜有大韶、禹有大夏、湯有大濩、文王有辟雍之樂、武王周公作武)

『漢書』禮樂志に、

舜、韶を作り、禹、夏を作り、湯、濩を作り、武王、武を作る。(舜作韶、禹作夏、湯作濩、武王作武)

とあり、文王が武を作ったとは言っていない。文王が武を作ったというのは春秋今文家の説である。

⑬ 凌曙は、『史記』樂書の「名は功と偕にす」の正義の「名とは樂の名を謂ふな

り。功とは揖讓干戈の功なり。聖王、制樂の名は、建つる所の功と俱に作るなり」を引く。

⑭ 『詩』は大雅・文王有聲の一節。蘇輿は、「文王、崇を伐つは、漢儒推して周時征伐の始めと爲す。本書兩つながら其の詩を引く」といふ。

⑮ 『詩』は大雅・皇矣の一節。

⑯ 蘇輿は、『白虎通』禮樂篇の、

詩人之を歌ひて曰く、「王赫として斯に怒り、爰に其の旅を整ふ」と。此の時、當りて、文王の怒りて以て天下を定むるを樂しむ。故に其の武を樂しむなり。周室、中ごろに象の樂を制するは何ぞや。殷の紂、惡を爲すこと日久し、其の惡最も甚だし。涉れるを斷り胎を旬し、天下を殘賊す。武王兵を起し、前に歌ひ後に舞ふ。殷に剋つの後、民人大いに喜ぶ。故に中ごろに作る。

喜びの盛んなるを飾する所以なり。(詩人歌之曰、王赫斯怒、爰整其旅。當此之時、樂文王之怒以定天下。故樂其武也。周室中制象樂何。殷紂爲惡日久、其惡最甚。斷涉句胎、殘賊天下。武王起兵、前歌後舞。剋殷之後、民人大喜。故中作。所以節喜盛)

周公を酌と曰ひ、武王を象と曰ひ、合して大武と曰ふは、天下始めて周の征伐して武を行ふを樂しむ。(周公曰酌、武王曰象、合曰大武者、天下始樂周之征伐行武)

を引いて、「此れに據れば、則ち董、武を以て文王の作と爲し、大武を武王の作と爲す。『禮』明堂位に『冕して大武を舞はず』、内則に『勺を舞はし、象を舞はず』とあり、勺・酌・象は並びに三代改制篇に見へ、別に大武の名無し。當に是れ勺・象を以て合して大武と名づくべし。『白虎通』の説と同じきなり」といふ。ただ『校釋』は異を唱えて、「蘇、大武を以て武王の作と爲すは未だ確かならず。楊(樹達)曰く、『武は又大武と稱し、夏は又大夏と稱し、濩も亦大濩と稱す。是れ二樂に非ず。本文は上、文王を承けて言を爲し、武王に及ばず、何ぞ大武を謂ひて武王の作と爲すを得んや』」といふ。

⑰ 『禮記』樂記に、

凡そ音の起るは、人心に由りて生ずるなり。人心の動くは、物、之をして然らしむるなり。(凡音之起、由人心生也。人心之動、物使之然也) という。

⑱ 蘇輿は、「正朔を改め、服色を易ふるは先に在り、禮樂の制作は後に在り。時を同じくせずと雖も、同じく勑垂に歸す。故に『離れて復た合す』と曰ふ。天に應じ人に順ふ所爲の意は一なり」という。

【現代語訳】

問——(正朔や服色などの)物が改まったならば、天から命を授けられたことは明らかである。それなのに(新王が)かならず新しく音楽を作るはなぜか。

答——音楽は(正朔や服色などとは)異なる。制度は天に依りて改めるものであり、音楽は人に依りて作られるものである。あの天から命を受けて王となったものは、かならず民がともに(いただいて一緒に)楽しむことのできる人である。だから(王朝を建てた)はじめに大々的に制度を改めるのは、天から命を受けて王となったことを明らかにするためである。さらに最後に音楽を作るのは、天の功績をはつきり示すためである。天下が(新王朝のもとで)新たな楽しみにしたがって音楽や曲が作られ、なおかつそれによって政治を調和させ、なおかつそれによって徳を興すのである。天下全体がまだ太平とならなければ、王者はむやみに音楽を作らない。音楽というものは自分の内に(気持ち)満ちてはじめて、外にあふれだしたのである。天下が治まった時に対応して、礼を制定し音楽を作り、新王朝樹立の事業を完成させる。完成するとは、根本と枝葉・本質と形式すべてが備わることという。だから音楽を作るものは、かならず天下の人々が始めて自分の政治のどこを楽しんでるのかということに立ち返って、それを根本と(して音楽を作爲)する。舜の時は、舜が堯の業績をうけついでたことを人民が楽しんだのである。だから(舜

の音楽は)韶といい、韶とは「韶」という意味である。禹の時は(堯・舜・禹の)三人の聖人が相継いであらわれたことを人民が楽しんだのである。だから(禹の音楽は)夏といい、夏とは「大」という意味である。湯の時は、湯が桀の患害から人々を救ってくれたことを楽しんだのである。だから(湯の音楽は)護といい、護とは「救」という意味である。文王の時は、文王が軍隊をおこして紂を征伐したことを人民が楽しんだのである。だから(文王の音楽は)武といい、武とは「伐」という意味である。この四者は天下がともに楽しんだという点では同じであるが、楽しむ発端となった条件や原因は同じではない。音楽を作る方法は、かならず人民が楽しんだ根本に立ち返る。人民が楽しんだ根本が同じでないのであれば、当然音楽も時代によって異ならざるをえない。だから舜は韶を作り、禹は夏を作り、湯は護を作り、文王は武を作ったのである。

四者の音楽が、その名称を異にするのは、それぞれの時代の人民が最初に各王のなにを楽しんだかに従って作られたのである。ここに私は彼らの功績をみる事ができる。『詩経』に、「文王は天から命を受け、(紂を討つという)武功があった。すでに崇を征伐し、都を豊に定めた」というのは、音楽の風教をいう。さらに「文王は大いに怒り、軍旅を整え(て紂を征伐)した」とある。この時、紂は無道をはたらし、諸侯は大いに乱れていた。人民は文王が怒つ(て軍旅を整えて紂を征伐)したことを楽しんで、そのことを歌ったのである。周の徳がすでに天下にゆきわたったので、そこではじめて根本に立ち返って音楽を作った。これを「大武」という。これは湯の時の人民が最初に楽しんだのが武であることをいっているのである。だからそもそも音楽というものは、天下がおちついた後に作られるが、その名称はその王朝が最初になにを楽しんだかによってつけられた。これは根本を重視するという意味がある。このことから(王朝が代わるたびに)正朔・服色が改められるのは、天から命を受け、天の意志に呼応するためであり、礼や音楽が(王朝ごとに)異なるのは、人心の動きによるのである。(制度を改めることと、礼樂を作ること)のふたつは、(作られる時期は)離れている(制度は王朝の創業時、礼樂は天下がお

ちつたころ)が、最終的に再びあわさ(つて王朝の安定維持に寄与する)るので、(このふたつは実は同じ働きをする)一体のものなのである。

玉杯第二

本篇は、必ずしも論理的に一貫しているとは言いがたい部分も含んでいるように思われるが、とりあえず以下の七節に分けて考えた。

第一節 『春秋』は、事柄を論評する場合、その事柄を行った者の意志を最も重視するということを述べる。だから喪中に娶った文公を譏ったのである。文公は、親を追悼する意志がなく、自分の婚姻のこのほうを重んじた」と『春秋』は判断したのである。このように礼というものを論ずる場合は、その意志を重視する。意志は質、すなわち本質、事物は文、すなわち文飾ととらえ、質と文との両方が兼ね備わって礼は完成するという。

第二節 『春秋』の法では、人々は君主に従わせ、君主は天に従わせることを述べる。だから、民臣にとつては一日たりとも君主がいけないわけにはいかないのに、君主は親が死んで三年間は「子」と称するし、また君主は親が死んで三年の間は即位すべきではないのに、年が改まると即位するのは、このことを指す。

第三節 『春秋』は十二世二百四十二年間のことを論じているが、そこにはさまざまの法則が記載され、人道、王道がすべて備わっているということを述べる。

第四節 人は命を天から授かり、善を善とし悪を悪とする性質を持っているが、その性質は養うことはできるが改めることはできず、また悪を予防することはできるが除去することはできないことを述べる。

第五節 文公は喪に服することができず、しかるべき時ではないのに奉祭し、喪中

に娶り、宗廟を卑しめ、群祖の秩序を乱すなど、善行は一つもなく大悪が四つ五つもある。「政治が大夫に移つてから四世となる」と言うが、それはこの文公より以来のことを謂つたものであるということも述べる。

第六節 君子は『詩』『書』『禮』『樂』『易』『春秋』の六学の長所を修得すること。

そして人の師となる立派な人が、身を大成していくやり方について述べる。

第七節 『春秋』は表現を微妙にしてその意図を隠した書き方をするが、それはその行為を行った者の意志を重視するからであるということも、主に晋の趙盾、許の世子止の行為を具体例として詳細に述べる。

一

春秋譏文公以喪取。難者曰、喪之法不過三年。三年之喪二十五月。今按經、文公乃四十一月方取。取時無喪、出其法也久矣。何以謂之喪取。

曰、春秋之論事、莫重於志。今取必納幣。納幣之月在喪分。故謂之喪取也。且文公以秋禘祭、以冬納幣、皆失於太蚤。春秋不譏其前、而顧譏其後、必以三年之喪、肌膚之情也。雖從俗而不能終、猶宜未平於心。今全無悼遠之志、反思念取事。是春秋之所甚疾也。(故譏不出三年於首而已譏以喪取也)〔故譏以喪取也。譏不出三年、於首而已〕①。不別先後、賤其無人心也。

緣此以論禮、禮之所重者在其志。志敬而節具、則君子予之知禮。志和而音雅、則君子予之知樂。志哀而居約、則君子予之知喪。故曰、非虛加之。重志之謂也。志爲質、物爲文。文著於質、質不居文。文安施質、質文兩備、然後其禮成。文質偏行、不得有我爾之名。俱不能備而偏行之、寧有質而無文。雖弗予能禮、尚少善之。介葛盧來是也。有文無質、非直不予、乃少惡之、謂周公是來是也。然則春秋之序道也、先質而後文、右志而左物。故曰禮云禮云、玉帛云平哉。〔樂云樂云、鐘鼓云平哉。〕②推而前之、亦宜曰朝云朝云、辭令云平哉。(樂云樂云、鐘鼓云平哉。)(②引而後之、亦宜曰喪云喪云、衣服云平哉。是故孔子立新王之道。明其貴志以反(和)〔利〕③。

見其好誠以滅僞。其有繼周之弊。故若此也。

【校記】

① 「故譏不出三年於首而已譏以喪取也」 蘇輿は、「故」の下の八字には誤りがあろうと言ひ、「故雖出三年逆婦」と言うべきであると言う。また、陶鴻慶は「譏以喪取也。譏不出三年、於首而已、不別先後、賤其無人心也」に作るべきだとし、「校釋」は陶説を一説とする。今、陶鴻慶に従ひ、「故譏以喪取也。譏不出三年、於首而已」に改める。

② 「樂云樂云、鐘鼓云平哉」 陶鴻慶が、この二句は「故曰禮云禮云、玉帛云平哉」の下にあるべきだと言うのに従う。「校釋」も陶鴻慶説を是とする。「禮云禮云、玉帛云平哉。樂云樂云、鐘鼓云平哉」は『論語』陽貨篇の言葉である。

③ 「和」 蘇輿が『和』疑ふらくは『利』の誤りならんと言うのに従ひ「利」に改める。『校釋』も『和』と『利』は形が近いため誤つたもので、下文の『好誠以滅僞』と対応し、『志』と『利』、『誠』と『僞』が互いに対文であると言う。

【書き下し文】

① 『春秋』は文公を譏るに「喪取」を以てす②。

難者曰はく、「喪の法は三年を過ぎず。三年の喪は二十五月なり③。今、經を按ずるに、文公は乃ち四十一月にして方に取る。取るの時、喪無し、其の法を出づるや久し。何を以て之を「喪取」と謂ふやと。

曰はく、「春秋」の事を論ずるは、志より重きは莫し。今取るには必ず幣を納る。幣を納るるの月は喪の分に在り。故に之を「喪取」と謂ふなり。且つ文公は秋を以て禘祭し④、冬を以て幣を納る。皆太だ蚤きに失す。『春秋』は其の前を譏らずして、願つて其の後を譏るは、必ず三年の喪は、肌膚の情なるを以てなり。雖し俗に

従はんとして終ふる能はざれば⑤、猶ほ宜しく未だ心に平らかならざるべし。今全く遠きを悼むの志無く、反つて取る事を思念す。是れ『春秋』の甚だ疾む所なり。故に譏るに喪取を以てするなり。三年を出でざるを譏ること、首⑥に於いてするのみ。先後を別たす、其の人心無きを賤しとするなり⑦。

此に縁りて以て禮を論ずれば⑧、禮の重んずる所の者は其の志に在り⑨。志、敬にして、節、具はれば、則ち君子之に禮を知るを予す。志、和にして、音、雅なれば、則ち君子之に樂を知るを予す。志、哀にして、約に居れば、則ち君子之に喪を知るを予す。故に「虚しくは之に加ふるに非ず」⑩と曰へるは、志を重んずるを之れ謂へるなり。志は質たり、物は文たり。文は質に著くも、質は文に居らず⑪。文安くんぞ質に施さんや。質文兩ら備はり⑫、然る後に其の禮成る。文質偏りて行へば、我爾の名有るを得ず。俱に備はる能はずして偏りて之を行ふときは、寧ろ質有りて文無し⑬。禮を能くするを予さずと雖も、尚ほ少しく之を善しとす。「介の葛虚來たる」⑭是れなり。文有りて質無きときは、直だに予さざるのみに非ず、乃ち少しく之を惡とす。「州公寔來たる」⑮と謂ふは是れなり。然らば則ち『春秋』の道を序するや、質を先にして文を後にし⑯、志を右にして物を左にす。故に曰はく、「禮と云ひ禮と云ふ、玉帛を云はんや。樂と云ひ樂と云ふ、鐘鼓を云はんや」⑰と。推して之を前にすれば、亦宜しく「朝と云ひ朝と云ふ、辭令を云はんや」と曰ふべし。引きて之を後にすれば、亦宜しく「喪と云ひ喪と云ふ、衣服を云はんや」と曰ふべし。是の故に孔子は新王の道を立てて⑱、其の志を貴びて以て利に反くを明らかにし、其の誠を好みて以て僞を滅ぼすを見す。其れ周の弊を繼ぐが有⑲の故に此の若きなり。

【注】

① 『漢書』董仲舒伝に、

仲舒の著はす所、皆經術の意を明かにするもの、及び上疏の條教、凡そ百二

十三篇。而して『春秋』を説くに得失を事とするもの、聞擧、玉杯、蕃露、清明、竹林之屬、復た數十篇、十餘萬言、皆後世に傳はる。(仲舒所著、皆明經術之意、及上疏條教、凡百二十三篇。而說春秋事得失、聞擧、玉杯、蕃露、清明、竹林之屬、復數十篇、十餘萬言、皆傳於後世)

とあり、『校釋』は「これによれば、『玉杯』は董仲舒の著書の篇名である」と言う。蘇輿は、『玉杯』『竹林』等の名は、並びに義を取る所を知らず」と言い、篇名と内容の不一致を指摘する。「董仲舒伝」に見える「玉杯」が本篇を指すのかどうかは、よくわからない。

② 文公の「喪娶」については、『公羊傳』文公二年冬「公子遂如齊納幣」の『公羊傳』に、

納幣は書せず。此れ何を以て書する。譏ればなり。何をか譏る。喪娶を譏るなり。娶は三年の外に在り、則ち何ぞ喪娶を譏る。三年の内は婚を圖らざればなり。「莊公に吉禘す」とは譏るなり。然らば則ち曷爲れぞ祭に於いて譏らざる。三年の恩は疾むなり。虚しくは之を加ふるに非ざるなり。人心を以て皆之有りと爲すなり。人心を以て皆之有りと爲さば、則ち曷爲れぞ獨り娶るに於いてのみ譏るや。娶るは大吉にして、常の吉に非ざればなり。其の吉たる者己を主とし、以て人心有る者は、則ち宜しく此に於いて變ずべしと爲せばなり。(納幣不書。此何以書。譏。何譏爾。譏喪娶也。娶在三年之外、則何譏乎喪娶。三年之内不圖婚。吉禘于莊公。譏。然則曷爲不於祭焉譏。三年之恩疾矣。非虚加之也。以人心爲皆有之。以人心爲皆有之、則曷爲獨於喪焉譏。娶者大吉也、非常吉也。其爲吉者主於己、以爲有人心焉者則宜於此焉變矣)

と見える。「娶」自体は三年の喪が明けてからであったが、「娶」に至るまでの「納采」「問名」「納吉」「納幣」が三年の喪内であったとする。何休「解詁」に、
僖公は十二月を以て薨じ、此に至るまで未だ二十五日を満たさず、又禮にては先づ納采し、問名し、納吉し、乃ち納幣す。此の四者は皆二年の内に在り。

故に云爾。(僖公以十二月薨、至此未滿二十五日、又禮先納采、問名、納吉、乃納幣。此四者皆在三年之内。故云爾)

③ 三年の喪とは二十五か月を指す。『公羊傳』閔公二年「夏五月、乙酉、吉禘于莊公」の条の『公羊傳』に、

其の吉と言へるは何ぞ。吉と言へるは、未だ以て吉すべからざればなり。曷爲れぞ未だ以て吉すべからざる。未だ三年ならざればなり。三年なり。曷爲れぞ之を未だ三年ならずと謂ふ。三年の喪は實に二十五日を以てすればなり。其の「于莊公」と言へるは何ぞ。未だ以て官廟を稱すべからざればなり。曷爲れぞ未だ以て官廟を稱すべからざる。三年の中に在ればなり。「吉禘于莊公」は何を以て書する。譏ればなり。何をか譏る。始めて三年ならざるを譏るなり。(其言吉何。言吉者未可以吉也。曷爲未可以吉。未三年也。三年矣。曷爲謂之未三年。三年之喪實以二十五日。其言于莊公何。未可以稱官廟也。曷爲未可以稱官廟。在三年之中矣。吉禘于莊公、何以書。譏。何譏爾。譏始不三
年也)

とある。また『荀子』禮論篇に、
三年の喪とは何ぞや。曰はく情を稱りて文を立て、因りて以て群を飾り、親疏貴賤の節を別ちて、損益すべからざるなり。故に無適不易の術と曰ふなり。創の巨いなる者は其の日久しく、痛みの甚だしき者は其の愈ゆること遅し。三年の喪は、情を稱りて文を立てるは、至痛の極みと爲す所以なり。斬衰直杖にて、廬に居り、粥を食らひ、薪を席とし、塊を枕とするは、至痛の飾りと爲す所以なり。三年の喪は、二十五日にして畢る。哀痛未だ盡さず、思慕未だ忘れず。然り而して禮の是を以て之を斷つは、豈死を送るに已むこと有り、生に復るに節有るべきが以ならずや。三年之喪、何也。曰稱情而立文、因以飾群、別親疏貴賤之節、而不可益損也。故曰無適不易之術也。創巨者其

日久、痛甚者其愈遲。三年之喪、稱情而立文、所以爲至痛極也。齊衰苴杖、居廬、食粥、席薪、枕塊、所以爲至痛飾也。三年之喪、二十五月而畢。哀痛未盡、思慕未忘。然而禮以是斷之者、豈不以送死有已、復生有節也哉。

とあり、三年の喪の意味とそれが二十五ヶ月で終わる理由が述べられる。『禮記』三年間篇にも、以下のようにほぼ『荀子』禮論篇と同じ記述が見られる。

三年の喪とは何ぞや。曰はく情を稱りて文を立て、因りて以て群を飾り、親疏貴賤の節を別ちて、損益すべからざるなり。故に無易の道なりと曰ふ。創の鉅なる者は其の日久しく、痛みの甚だしき者は其の愈ゆること遅し。三年は、情を稱りて文を立つるは、至痛の極みと爲す所以なり。斬衰苴杖にて、倚廬に居りて、粥を食らひ、苦に寝ね塊を枕とするは、至痛の飾りと爲す所以なり。三年の喪は、二十五月にして畢る。哀痛未だ盡きず、思慕未だ忘れず。然り而して服は是を以て之を斷つは、豈死を送る者已む有り、生に復ること節有るにあらずや。(三年之喪何也。曰稱情而立文、因以飾群、別親疏貴賤之節、而不可損益也。故曰無易之道也。創鉅者其日久、痛甚者其愈遲。三年者、稱情而立文。所以爲至痛極也。斬衰苴杖、居倚廬、食粥、寢苦枕塊、所以爲至痛飾也。三年之喪、二十五月而畢。哀痛未盡、思慕未忘。然而服以是斷之者、豈不送死者有已、復生有節哉)

また『白虎通義』喪服にも、

三年の喪は何ぞ二十五月なる。以爲へらく古の民質にして、死を痛む者、封せず樹せず、喪期に數無く、之を亡るれば則ち除かる。後代の聖人、天地萬物に終始有るに因りて、之が制を爲し、期を以て之を斷つ。父は至つて尊く、母は至つて親し、故に爲に加隆して、以て孝子の恩を盡くす。恩愛至つて深く、之を加ふれば則ち倍す。故に再期二十五月なり。禮に三より取る有り、故に之を三年と謂ふ。其の三年に漸むの氣に縁るなり。故に『春秋』傳に曰はく、三年の喪は、其の實二十五月なりと。(三年之喪何二十五月。以爲古民質、痛於死者、不封不樹、喪期無數、亡之則除。後代聖人、因天地萬物有

終始、而爲之制、以期斷之。父至尊、母至親、故爲加隆、以盡孝子之恩。恩愛至深、加之則倍。故再期二十五月也。禮有取於三、故謂之三年。緣其漸三年之氣也。故春秋傳曰、三年之喪、其實二十五月也。

とあり、これによれば天地万物が一年周期であることから期の喪が定められたが、父母の場合は、その恩愛が至つて深く、そのために二倍して足かけ三年の二十五ヶ月の喪になったという。

④ 禘祭とは、代々の先祖を始祖に合祭すること、『公羊傳』文公二年「八月丁卯、大事于大廟、躋僖公」の条の『公羊傳』に、

大事とは何ぞ。大禘なり。大禘とは何ぞ。合祭なり。其の合祭すること奈何。毀廟の主、大祖に陳し、未毀廟の主、皆升して、大祖に合食し、五年にして再び殷祭す。躋とは何ぞ。升なり。何ぞ僖公を升すと言ふ。譏ればなり。何ぞ譏る。逆祀すればなり。其の逆祀すること奈何。禘を先にして祖を後にするなり。(大事者何。大禘也。大禘者何。合祭也。其合祭奈何。毀廟之主、陳于大祖、未毀廟之主、皆升、合食于大祖、五年而再殷祭。躋者何。升也。何言乎升僖公。譏。何譏爾。逆祀也。其逆祀奈何。先禘而後祖也)

とある。『校釋』は、『白虎通義』宗廟に、
禘とは、合なり。毀廟の主は、皆大祖に合食するなり。(禘者、合也。毀廟之主、皆合食於大祖也)

とあり、『禮記』王制に、
天子は植禘し、禘して禘し、禘して嘗し、禘して烝す。(天子植禘、禘禘、禘嘗、禘烝)

とあり、その鄭注に、
天子諸侯の喪畢り、先君の主を祖廟に合はせ、而して之を祭る。之を禘と謂ふ。(天子諸侯之喪畢、合先君之主於祖廟、而祭之。謂之禘)とあるのを引く。

⑤ 「俗に従ふ」について、蘇輿は『史記』魯周公世家に、

魯公伯禽の初めて封を受けて魯に之き、三年にして後、政を周公に報ず。周

公曰はく「何ぞ遅きや」と。伯禽曰はく「其の俗を變へ、其の禮を革め、喪三年にして然る後に之を除く、故に遅し」と。太公も亦齊に封ぜられ、五月にして政を周公に報ず。周公曰はく「何ぞ疾きや」と。曰はく「吾其の君臣の禮を簡にし、其の俗に従ひて爲せばなり」と。後に伯禽の政を報ずるの遲きを聞くに及んで、乃ち歎じて曰はく「嗚呼、魯は後世其れ北面して齊に事へん。夫れ政は簡ならず易ならざれば、民は近づくこと有らず、平易にして民を近づぐれば、民は必ず之に歸せん。」（魯公伯禽之初受封之魯、三年而後報政周公。周公曰「何遲也」伯禽曰「變其俗、革其禮、喪三年然後除之、故遲。」太公亦封於齊、五月而報政周公。周公曰「何疾也」曰「吾簡其君臣禮、從其俗爲也。」及後聞伯禽報政遲、乃歎曰「嗚呼、魯後世其北面事齊矣。夫政不簡不易、民不有近、平易近民、民必歸之」とあるのを引き、「俗」とは「魯の旧俗」のことだと言う。これを承けて、「校釋」は「魯の旧俗では、短喪であつたのだろうか」と言い、『孟子』滕文公篇に「吾が宗國魯の先君も亦之を行ふこと莫きなり。（吾宗國魯先君亦莫之行也）」を引く。

⑥ 「首」は、首惡の意とする。張之純（『校釋』引）が、「首は、首惡なり。膠戾の尤だしき者を謂ふ。蓋し尤だしきを擇びて之を譏るならん」と言うのに従う。

⑦ 「人心」については、注②に引く『公羊傳』文公二年冬「公子遂如齊納幣」の『公羊傳』に見える。

⑧ 蘇輿は、『春秋』に縁りて禮を論ずれば、深く其の本を得」と言い、『史記』太史公自序に『春秋』は、禮義の大宗なり。（春秋者、禮義之大宗也）」を引く。『校釋』も同じく太史公自序の「董遂曰く、『春秋』を作るは、空文を垂れて以て禮義を斷ず。（董遂曰、作春秋、垂空文以斷禮義）」を引き、『春秋』が禮義を論じた書物であるという。

⑨ 「志」は「意志」の意。『校釋』が『廣雅』釋詁に「志は意なり（志、意也）」

とあるのを引く。今これに従う。

⑩ 「虚しくは之を加ふるに非ざるなり」は、文公二年『公羊傳』の言葉。注②参照。何休『解詁』に「虚しくは之を加責するに非ず（非虚加責之）」とある。

⑪ 「志」という「質」が存在してこそ、「物」という「文」が存在し得る。蘇輿は、『中庸』に、

誠ならざれば物無し。（不誠無物）

とあり、『書』洛誥第十五に、

享に儀多し。儀、物に及ばざるは、惟れ不享と曰ふ。惟れ志を享に役せざるは、凡民も惟れ不享と曰ふ。（享多儀。儀不及物、惟曰不享。惟不役志於享、

凡民惟曰不享）

とあり、『白虎通義』三正に、

事には先づ質の性有りて後に文章有らざること莫きなり。（事莫不先有質性、

後有文章也）

とあるのを引く。いずれも「誠」「志」という「質」の重要性を説いている。

⑫ 文と質の調和を良しとする考え方。これは「君子」を説いた有名な一節として『論語』雍也篇に、

子曰「質、文にてば則ち野なり、文、質に勝てば則ち史なり。文質彬彬として、然る後に君子なり。」（質勝文則野、文勝質則史。文質彬彬、然後君子）

とあり、その朱子『集註』に

野は野人、鄙略なるを言ふなり。史は文書を掌り、多く聞き事を習ふも、誠

或いは足らざるなり。彬彬とは猶ほ班班のごとく、物相雜りて適均なるの貌

なり。（野、野人、言鄙略也。史、掌文書、多聞習事、而誠或不足也。彬彬、

猶班班、物相雜而適均之貌）

とある。

⑬ 文と質のどちらかに偏らざるを得ない場合は、質を重視するということ。蘇輿は『論語』八佾篇に、

子曰「禮は其の奢らんよりは、寧ろ儉せよ。喪は其の易めんよりは、寧ろ戚め。」(禮、與其奢也、寧儉。喪、與其易也、寧戚)

とあるのを引く。また『校釋』は「公羊傳」桓公十一年「鄭忽出奔衛」の条の何休『解詁』に、

『春秋』は周の文を改め、殷の質に従ふ。(春秋改周之文、從殷之質)とあるのを引く。

⑭ 「介葛盧來」は「質有りて文無し」の具体例である。『春秋』僖公二十九年春の条「介葛盧來」を指す。その『公羊傳』に、

介葛盧とは何ぞ。夷狄の君なり。何を以て朝と言はざる。朝する能はざればなり。(介葛盧者何。夷狄之君也。何以不言朝。不能乎朝也)

とあり、その何休『解詁』に、

「升降揖讓する能はざればなり。介とは國なり。葛盧とは名なり。進みて名を稱するは、能く中國を慕ひ、賢君に朝し、當に扶勉するに禮義を以てすべきを明らかにするなり」(能升降揖讓也。介者國也。葛盧者名也。進稱名者、能慕中國、朝賢君、明當扶勉以禮義)

とある。「介葛盧」は夷狄の君であるために正式に「朝」することは許されないが、「葛盧」という名前を称しているのは、中國を慕い、賢君に朝したからだといい、「少しく之を善しとす」とは、このことを指す。

⑮ 「州公寔來」は、「文有りて質無し」の具体例である。『春秋』桓公五年の条の「冬、州公如曹」及び桓公六年の条「寔來」を指す。「冬、州公如曹」の『公羊傳』に、

外相如くは書せず。此れ何を以て書する。我を過ぐればなり。(外相如不書。此何以書。過我也)

とあり、その何休『解詁』に、

公と稱するは、其の尊なるを申ばし、其の慢なるを起し、禮無きを責むるなり。(稱公者、申其尊、起其慢、責無禮)

とある。また『春秋』桓公六年の条「寔來」の『公羊傳』に、

寔來とは何ぞ。猶ほ是人來と曰ふがごときなり。孰をか謂ふ。州公を謂ふなり。曷爲れぞ之を寔來と謂ふ。之を慢ればなり。曷爲れぞ之を慢る。我を化するなり。(寔來者何。猶曰是人來也。孰謂。謂州公也。曷爲謂之寔來。慢之也。曷爲慢之。化我也)

とあり、その何休『解詁』に、

行過するに禮無き、之を化と謂ふ。齊人の語なり。諸侯相過ぐるに、竟に至れば必ず塗を假り、都に入れば必ず朝す。禮讓を崇び、慢易を絶ち、不虞を戒むる所以なり。今、州公、魯の都を過ぐるに、魯に朝せず。是れ之を慢り、惡と爲す。故に寔來と書きて、其の義を見すなり。(行過無禮謂之化。齊人語也。諸侯相過、至竟必假塗、入都必朝。所以崇禮讓、絶慢易、戒不虞也。今州公過魯都、不朝魯。是慢之、爲惡。故書寔來、見其義也)

とある。「州公」の「公」は礼が無いことを責めた言い方。魯の都を通り過ぎたのに朝しなかったことを責めている。「少しく之を惡とす」とは、このことを指す。

⑯ 『繁露』十指篇に、

周の文を承けて之を質に反せば、則ち化の務むる所立つ。(承周文而反之質、則化所務立矣)

とある。実質を重んじることが「質」、形式を重んじることが「文」で、王朝が交替することと文と質が交互に改制の原理となった。詳しくは『繁露』「三代改制質文」(『春秋繁露』訳注稿 考功名・通國身・三代改正質文・官制象天・堯舜不擅移湯武不專殺・服制・度制篇)(高松工業高等専門学校研究紀要第三十九号、二〇〇三)参照。『白虎通義』「三正引の『尚書大傳』に「王者は一質一文、天地の道に據る」、同篇引の『禮三正記』に「質は天に法り、文は地に法るなり。文質再びして復る」とある。また蘇輿は「文を承けて質に反すは、蔽を救ふ所以なり」という。

また『繁露』王道篇に、

此れ『春秋』の、文を救ふに質を以てするものなり。(此春秋之救文以質也)とあり、王道篇で蘇興は「義は玉杯篇に見ゆ」といい、『史記』高祖本紀の太史公贊に、

夏の政は忠。忠の敵は、小人以て野なり。故に殷人之を承くるに敬を以てす。敬の敵は、小人以て鬼なり。故に周人之を承くるに文を以てす。文の敵は、れる環の若し。終りて復た始まる。周・秦の間は、文の敵と謂ふ可し。秦政改めず、反つて刑法を酷にす、豈に繆りならずや。(夏之政忠。忠之敵、小人以野。故殷人承之以敬。敬之敵、小人以鬼。故周人承之以文。文之敵、小人以侮。故救僇莫若以忠。三王之道若循環。終而復始。周秦之間、可謂文敵矣。秦政不改、反酷刑法、豈不繆乎)

とあるのを引く。

⑬ 『論語』陽貨篇の文。内面の實質と外面の修飾との問題で、礼義の根本は内面の實質であることを言ったもの。蘇興は、『荀子』大略篇に、

聘禮志に曰はく「幣厚ければ則ち徳を傷ひ、財修ければ則ち禮を殄む。禮と云ひ禮と云ふ、玉帛をはんや。」と。(聘禮志曰「幣厚則傷徳、財修則殄禮。禮云禮云、玉帛云平哉」)

とあるのを引く。同様の主旨である。

⑭ 『繁露』楚莊王篇に、

新王は必ず制を改む。(新王必改制)とあり、『繁露』三代改制質文篇に、

『春秋』は新王の事を作し、周の制を變じ、當に黒統を正とすべし。(春秋作新王之事、變周之制、當正黒統)

とある。孔子は『春秋』を作つて新王の事を示したのである。宣公十六年「夏成周宣謝」の条の『公羊傳』に、

外災は書せず。此れ何を以て書する。周を新とすればなり。(外災不書。此何以書。新周也)

とあり、その何休『解詁』に、

「孔子は『春秋』を以て新王に當つ。上は杞を黜け、下は周を新として、宋を故とす。」(孔子以春秋當新王。上黜杞、下新周、而故宋)

とある。すなわち周を継いだのが『春秋』である。

⑮ 「有」は、ここでは「ため」と訓じておく。兪樾が『有』猶ほ『爲』のこときなり」と言うのに従う。

【現代語訳】

『春秋』は喪中に娶つたことで文公を譏っている。

反論する者が言う。「喪の決まりとして(その服する期間は)三年を超過しない。

三年の喪とは二十五か月のことである。今、経を調べてみると、文公はと言えば四十一か月で正しく娶っている。娶つたときは、喪中の期間ではなく、その決められた喪の期間を過ぎて久しい。ならばどうしてこれを「喪取」と謂うのかと。

(答えて)言う。「春秋」が事柄を論評する場合、意志ほど重視するものはない。

今、娶る時は必ず幣を納れる。幣を納れた月は喪の期間中であつた。だからこれを「喪取」と謂うのである。しかも文公は秋に禘祭し、冬に幣を納れている。どちらもととても早すぎる。『春秋』はその前者の禘祭したことを譏らず、かえつてその後者の幣を納れたことを譏るのは、きつと三年の喪というのは、(親しく)肌膚(を接した父母への)情であるからだ。もし(魯の)習俗に従おうとして、(三年の喪を)全うすることができなかつたとすれば、なお心に不安があつたはずである。(しかし)今、死んで遠く歳月の過ぎた親を追悼する意志が全く無く、かえつて(自分が)娶ることに深く思いを致している。これは『春秋』がひどく憎むことである。だから喪中に娶つたことで(文公を)譏つたのである。三年を経過しなかつたことを譏ること

を、首悪に行つたのである。後先を区別せず(に幣を納れ)、その、人としての心が無いことを卑しむのである。

これに基づいて礼を論ずると、礼が重視することは、その意志にある。意志が恭敬で節度が備わっていれば、君子は、その人を礼を知っている人だと認める。意志が調和していて音声が優雅であれば、君子は、その人を音楽を知っている人だと認める。悲しむ意志を持ち、つづまやかであれば、君子は、その人を喪を知っている人だと認める。だから、『公羊傳』が「譏りは、いたずらに加えているわけではない」と言っているのは、意志を重視するということを謂っているのである。意志は本質であり、事物は文飾である。文飾は本質に接着するが、本質は文飾に同居しない。(本質がなければ)文飾は、どうして本質に施すことがあるのか。本質と文飾の両方が備わって初めてその礼が完成する。文飾と本質のどちらかに偏つた状態で実行すれば、我と爾との名分は有り得ない。両方が一緒に備わることができず、どちらかに偏つた状態で実行するとすれば、寧ろ本質が有つて文飾が無いのがよい。

(その場合は)礼がよくできる人だと認められないが、それでも少しは善しと認められる。「介の葛盧來たる」がその例である。文飾が有つて本質が無い場合は、ただ認めないだけではなく、なんと少しくそれを悪とみなす、「州公寔來たる」と謂うのがその例である。そうであるならば『春秋』がその道理を秩序づける場合、本質を先に持ってきて文飾を後まわしにし、意志を右に位置づけ、事物を左に位置づける。だから(孔子は)「禮と云ひ禮と云ふ、玉帛を云はんや。樂と云ひ樂と云ふ、鐘鼓を云はんや(礼だ、礼だというが、どうして玉帛のことを言うだろうか。音楽だ音楽だというが、どうして鐘鼓のことを言うだろうか)」と曰う。推して前に位置づけるとすれば、同様に「朝と云ひ朝と云ふ、辭令を云はんや(朝聘だ朝聘だと言ふが、どうして辭令のことを言うだろうか)」と曰うのがよい。引いて後に位置づけるとすれば、同様に「喪と云ひ喪と云ふ、衣服を云はんや(喪だ喪だというが、どうして衣服のことを言うだろうか)」と曰うのがよい。このために孔子は新王の道を立て、意志を尊んで利益には反対することを明らかにし、誠実を好んで偽りを

なくすことを示した。そもそも周の弊害を継いだために、このようにしたのである。

二

春秋之法、以人隨君、以君隨天。曰、緣民臣之心、不可一日無君。一日不可無君、而猶三年稱子者、爲君心之未當立也。此非以人隨君耶。孝子之心、三年不當。三年不當、而踰年即位者、與天數俱終始也。此非以君隨天邪。故屈民而伸君、屈君而伸天、春秋之大義也。

【校記】

なし

【書き下し文】

春秋の法、人を以て君に隨はしめ、君を以て天に隨はしむ。曰はく、民臣の心に緣れば①、一日として君無かるべからず。一日として君無かるべからざるに、而るに猶ほ「三年子と稱する」は、君心の未だ當に立つべからざるが爲なり。此れ人を以て君に隨はしむるに非ずや。孝子の心は、三年當らず②。三年當らざるに、而るに「年を踰へて即位する」③は、天數と俱に終始すればなり④。此れ君を以て天に隨はしむるに非ずや。故に民を屈して君を伸ばし、君を屈して天を伸ばす⑤は、『春秋』の大義なり。

【注】

① この一節の基づくところは、『春秋』文公九年「春毛伯來求金」の条の『公羊

傳』に、

毛伯とは何ぞ。天子の大夫なり。何を以て使を稱せず。喪に當りて未だ君ならざればなり。年を踰ゆるに、何を以て之を未だ君ならずと謂ふ。即位するも、而も未だ王を稱せざればなり。未だ王を稱せざれば、何を以て其の即位するを知る。諸侯の年を踰えて即位するを以て、亦天子の年を踰えて即位するを知るなり。天子は三年にして然る後に王を稱するを以て、亦諸侯は其の封内に於いて、三年、子を稱するを知るなり。年を踰ゆれば公を稱するに、則ち曷爲れぞ其の封内に於いて、三年、子を稱する。民臣の心に縁れば、一日として君無かるべからず。終始の義に縁れば一年に二君ならず。曠年君無かるべからず。孝子の心に縁れば則ち三年當るに忍びざるなり。(毛伯者何。天子之大夫也。何以不稱使。當喪未君也。踰年矣。何以謂之未君。即位矣。而未稱王也。未稱王、何以知其即位。以諸侯之踰年即位、亦知天子之踰年即位也。以天子三年然後稱王、亦知諸侯於其封内三年稱子也。踰年稱公矣。則曷爲於其封内三年稱子。緣民臣之心、不可一日無君。緣終始之義、一年不二君。不可曠年無君。緣孝子之心則三年不忍當也)

と見える。その何休『解詁』に、

孝子は三年、志は思慕するに在り、父の位に當るに忍びず。故に即位すと雖も、猶ほ其の封内に於いて三年、子を稱す。(孝子三年志在思慕、不忍當父位。故雖即位、猶於其封内三年稱子)

とある。

② 「三年當らず」とは、注①に引く何休『解詁』にあるように、父の位に即くに忍びないの意。蘇興は、『荀子』儒效篇に、

天子なる者は少を以ては當るべからざるなり(天子者不可以少當也)

とあるのを引く。

③ 『白虎通義』爵に、

故に年を踰えて即位するは、民臣の心に繋ぐ所以なり。(故踰年即位、所以

繫民臣之心也)

曠年君無くんばあらず。故に年を踰えて乃ち即位す。(不曠年無君。故踰年乃即位)

とあるのを引く。民臣の上に立つ者としての立場からすると、長期にわたって君の位を空位にしておくことはできないのである。

④ 「天數と俱に終始す」について、蘇興は、その年を踰えないうちは即位するに忍びないことを、天とともに終わるの意とし、年を踰えて即位することを、天とともに始まるの意とする。

⑤ 蘇興は、民を屈することによってお上に叛くことを防ぎ、君を屈することによってその横暴を戒めると言う。

【現代語訳】

『春秋』の法では、人々を君主に従わせ、君主を天に従わせる。「民臣の心からすれば、一日たりとも君主がいけないわけにはいかない」と曰う。一日たりとも君主がいけないわけにはいかないのに、それでもなお三年の間は「子」と呼称するのは、君主の心が、まだ即位すべき状態ではないからである。このことが人々を君主に従わせるということではないか。孝子の心は、三年の間は即位すべきでない。三年の間は即位すべきでないのに、それでも年が改まると即位するのは、天のまわりあわせとともに終始するからである。このことが君主を天に従わせるということではないか。だから人々(の心)を抑制して君主(の心)を思い通りにさせ、君主(の心)を抑制して天(のまわりあわせ)をその通りにさせるのは、『春秋』の大義である。

三

春秋論十二世之事、人道浹而王道備。法布二百四十二年中、相爲左右、以成文采。

其居參錯、非襲古也。是故論春秋者、合而通之、緣而求之、五其比、偶其類、覽其緒、屠其贅。是以人道浹而王法立。以爲不然。今夫天子踰年即位、諸侯於封內三年稱子、皆不在經也。而操之與在經無以異。非無其辨也、有所見而經安受其贅也。故能以比貫類、以辨付贅者、大得之矣。

【校記】

なし

【書き下し文】

『春秋』は十二世の事を論じ、人道浹あまくして王道備はる①。法をば二百四十二年の中に布しき、左右を相爲し②、以て文采を成す。其の參錯に居るは、古を襲おそふに非ざるなり。是の故に『春秋』を論ずる者は、合して之を通じ、緣りて之を求め、其の比を五し③、其の類を偶し、其の緒を覽、其の贅を屠る④。是を以て人道浹くして王法立つ。以て然らずと爲さんか。今夫れ「天子年を踰へて即位す」、「諸侯は封内に於いて三年子と稱す」は、皆經に在らざるなり⑤。而るに之を操りて經に在るものと以て異なる無し。其の辨無きに非ざるも、見る所有れば經は其の贅を安受する⑥なり。故に能く比を以て類を貫き⑦、辨を以て贅を付するは、大いに之を得。

【注】

① 『校釋』は『史記』十二諸侯年表序に、

上は隱を記し、下は哀の獲麟に至るまで、其の辭文を約し、其の煩重を去りて、以て義法を制し、王道備はり、人事浹し。

(上記隱、下至哀之獲麟、約其辭文、去其煩重、以制義法、王道備、人事浹)とあるのを引く。隱公以下、桓公、莊公、閔公、僖公、文公、宣公、成公、襄公、昭公、定公、哀公の十二世。隱公元年から哀公十四年の獲麟までの二百四十二年間である。

さらに『說苑』至公篇に、

退きて『春秋』を脩め、毫毛の善を采り、纖介の惡を貶し、人事浹くして、王道備はる。(退而脩春秋、采毫毛之善、貶纖介之惡、人事浹、王道備)

とあり、『論衡』正說篇に、

『春秋』を説く者曰はく、二百四十二年、人道浹くして、王道備はる。善を善とし惡を惡とし、亂世を撥め諸を正に反すは、『春秋』より近きは莫し。

(說春秋者曰二百四十二年、人道浹、王道備。善善惡惡、撥亂世反諸正、莫近於春秋)とあるのを引く。

また『春秋』哀公十四年「春、西狩獲麟」の条の『公羊傳』に、

何を以て哀十四年に終はる。曰はく備はれりと。(何以終乎哀十四年。曰備矣)とあり、その何休『解詁』に、

人道浹くして、王道備はる。(人道浹、王道備)とある。

② 『說文』に

右は助なり。左は手相佐助するなり。(右、助也。左、手相佐助也)とある。「左右を相爲す」とは、さまざまの法則が互いに補助し合つこと意。また、『禮記』經解篇に、

屬辭比事は、『春秋』の教へなり。(屬辭比事、春秋教也)

とある。この「屬辭比事」とは、類似した言葉や事柄を列べることである。③ 「其の比を五す」とは、その比類するもの(同類の事例)を組にして並べるの

章を形成している。それらの法則が(各所に)入り交じった記載の仕方は、古(の記載の仕方)を踏襲するものではない。こういうわけで『春秋』を論ずる者は、全体を合わせて理解し、(二つの事例に)因って別の事例を求め、その比類するものを組にして並べ、その端緒を観察し、その経に記載されていないことを分析する。こういうわけで人道はあまねく備わり、王法は確立している。仮にそうではないとしてみよう。今、そもそも「天子年を踰へて即位す」、諸侯は封内に於いて三年子と稱す」は、どちらも経に記載されているわけではない。しかしこれらを使いこなして経に記載されているものと(同じように扱って)異なることがない。(両者はその區別が無いわけではないが、見るべき内容があれば経はその経に記載されていないことをも甘んじて受け入れるのである。だから比較して類例を)『春秋』の道理で一貫させることができ、区別をして経に記載されていないことをくつつけるのは、大いに適ったことである。

四

人受命於天、有善善惡惡之性。可養而不可改、可豫而不可去。若形體之可肥臞、而不可得革也。是故雖有至賢、能爲君親、含容其惡。不能爲君親令無惡。書曰、厥辟「不辟」①去厥祗。事親亦然。皆忠孝之極也。非至賢安能如是。父不父則子不子。君不君則臣不臣耳。

【校記】

① 「不辟」 宋本に従い、「不辟」の二字を補う。

【書き下し文】

人は命を天より受け、善を善とし悪を悪とするの性有り①。養ふべくして改むべからず、豫めすべくして去るべからず。形體の肥臞すべくして、革むるを得べからざるが若きなり。是の故に至賢有りて能く君親の爲に其の悪を含容すと雖も、君親の爲に惡無からしむ能はず。『書』に曰はく、「厥の辟、辟たらざれば厥の祗を去る」②と。親に事ふるも亦然り。皆忠孝の極みなり③。至賢に非ざれば安んぞ能く是の如くならん。父、父たらざれば則ち子は子ならず。君、君たらざれば則ち臣は臣たらざるのみ。

【注】

① 蘇輿は、この一節は董仲舒の元文ではないとする。根拠を六つ挙げている。

一、『春秋繁露』深察名號篇で「性、教へを待ちて善と爲る。(性待教而爲善)と言いながら、本節では「善を善とし悪を悪とするの性有り。養ふべくして改むべからず。」と言うのは矛盾するということ。

二、「善を善とし悪を悪とする」とは、本来美德であるはずであるが、「養ふ」ことはできるが改めることはできない」と言うのは、文が繋がらないこと。

三、将順(承け順うこと)、匡救(正し救うこと)とは、臣子の務めであるが、「君親のために悪をなくさせる」とはできない」と言っていること。

四、「厥の辟、辟たらざれば厥の祗を去る」が偽古文太甲の文であること。

五、父と子とは互いに隠し合うのが人道の常であるが、目して至賢としていること。

六、「父、父たらざれば則ち子は子ならず。君、君たらざれば則ち臣は臣たらざるのみ」の二句は、どこから紛れ込んだもので、他の内容と揃わないこと。

確かにこの一節は前後の内容とは関係せず、何らかの錯簡があろう。

② 「辟」は、『爾雅』釋詁に「辟は君なり」とある。また「祗」は、俞樾が、『易』

復卦初九にある「無祗悔」の鄭玄注に「祗は病なり」とあるのを引き、また『説文』に「疢は病なり」とあり、祗と疢とは通ずると言うのに従い、「やまい(欠点)」の意とする。なお「厥の辟、辟たらざれば厥の祗を去る」は、現行の偽古文太甲上には、「辟、辟たらざれば、厥の祖を忝めん(辟不辟、忝厥祖)」とあり、少しく異なる。兪樾は、これは「今文『尚書』」だと言う。蘇輿は偽古文太甲上の「祗爾厥祗」の一句によって誤ったのではないかと言う。

③ 『校釋』は『孝經』諫諍章に、

父に争子有らば、則ち身は不義に陥らず。故に當に不義なれば則ち子は以て父に争はざるべからず、臣は以て君に争はざるべからず。(父有争子、則身不陷於不義。故當不義則子不可以不爭於父、臣不可以不爭於君)とあるのを引く。父に直言して諫める子があれば、父は不義に陥ることがなく、君に直言して諫める臣があれば、君は不義に陥ることがないという。

【現代語訳】

人は命を天から受け、善を善とし悪を悪とする性質を持っている。養うことはできるが改めることはできず、予防することはできるが、除去することはできない。形体は太ったり瘦せたりすることはできるが、(容貌は)改めることができないようなものである。こういうわけで至賢がいて、君親のためにその悪を含み容れることはできるとしても、君親のために悪そのものを無くさせることはできない。『書』に「厥の辟、辟たらざれば厥の祗を去る(その君が君らしくなければ、その欠点を除去する)」と曰う。親に仕える場合もまた同様である。どちらも最高の忠孝である。至賢でなければどうしてこのようにできようか。父が父らしくなければ、子からしくない。君が君らしくなければ、臣は臣らしくないのである。

五

文公不能服喪、不時奉祭。不以三年、又以喪取。取于大夫、以卑宗廟、亂其羣祖、以逆先公。小善無一、而大惡四五。故諸侯弗予盟、命大夫弗爲使。是惡惡之徵、不臣之效也。出侮於外、入奪於内。無位之君也。孔子曰、政逮於大夫四世矣、蓋自文公以來之謂也。①

【校記】

① 冒廣生(『校釋』)引は、この一節は本篇第一節の錯簡ではないかと言う。蘇輿は、董仲舒の元文ではないのではないかと言う。今は、一説とし、一応このままとしておく。

【書き下し文】

文公は喪に服する能はず、時ならずして奉祭す①。三年を以てせず、又喪取を以てす。大夫に取りて、以て宗廟を卑しめ②、其の羣祖を亂して、以て先公を逆にす③。小善一も無くして、大惡四五あり。故に諸侯盟を予さず④、大夫に命ずるも使ひを爲さず⑤。是れ惡を惡とするの徵、臣たらざるの效なり。出でては外に侮られ、入りては内に奪はる。位無きの君なり。孔子、「政の大夫に逮ぶこと四世なり」⑥と曰ふは、蓋し文公より以來の謂ひなり⑦。

【注】

① 「時ならずして奉祭す」とは、文公二年「丁丑作僖公主」を指す。礼では十二月めで作るべき練主を十五月めに作ったということ。その『公羊傳』に、
僖公の主を作る、何を以て書する。讖ればなり。何をか讖る。時ならざれば

なり。其の時ならざること奈何。喪を久しうせんと欲するも、而も後に能くせざるなり。(作僖公主、何以書。譏。何譏爾。不時也。其不時奈何。欲久喪而後不能也)

とあり、何休『解詁』に、

禮にては練主を作るは、當に十二月を以てすべし。文公は聖人の制を亂し、喪三十六月を服し、九月にして練主を作らんと欲するも、又卒に竟る能はず。故に(二十五月を以てするなり。(禮作練主、當以十二月。文公亂聖人制、欲服喪三十六月。九月作練主、又不能卒竟。故以(二十五月也)

とあり。なお引用文中の「二十五」の「二」は、岩本憲司氏(『春秋公羊傳解詁』頁二五四、汲古書院、一九九三年)が指摘するように、論理的には「二」は衍字とするのが妥当であろう。

② 「大夫に取つた」ことは、文公四年「夏逆婦姜于齊」を指す。その『公羊傳』に、

高子曰はく、大夫に娶る者は、之を略するなり。(高子曰娶乎大夫者、略之也)

とあり、その何休『解詁』に、

賤しければ、宗廟を奉ずる所以に非ず、故に之を略す(賤非所以奉宗廟、故略之)

とあり。

③ 「逆祀」については、文公二年「八月丁卯大事于大廟、躋僖公」を指す。その『公羊傳』に、

躋とは何ぞ。升なり。何ぞ僖公を升すと云ふ。譏ればなり。何をか譏る。逆祀するなり。其の逆祀すること奈何。禰を先にして祖を後にするなり。(躋者何。升也。何言乎升僖公。譏。何譏爾。逆祀也。其逆祀奈何。先禰而後祖也)

とあり。閔公を継いだ僖公は閔公の下に置かれるべきであるが、文公は僖公が閔

公の庶兄であったため僖公を閔公の上に置き、先後の義を失したのである。何休『解詁』に、

文公は僖公の閔公に於けるや庶兄たるに縁りて、僖公を閔公の上に置くは、先後の義を失ふ。故に之を譏る。傳に「祖を後にす」と曰へるは、僖公は臣たるを以て閔公を繼げはなり。猶ほ、子、父を繼ぐがごとし。故に閔公の文公に於けるも亦猶ほ祖のごときなり。先君より之を言へば、隱・桓と閔・僖とは各おの當に兄弟たるべく、顧だ貴賤有るのみ。繼代より之を言へば、父子君臣の道有り、此れ恩義の逆順、各おの施す所有るなり。(文公緣僖公於閔公爲庶兄、置僖公於閔公上、失先後之義。故譏之。傳曰後祖者、僖公以臣兄弟、顧有貴賤耳。自繼代言之、有父子君臣之道、此恩義逆順、各有所施也)とあり。

④ 「諸侯盟ふを予さず」は、『春秋』文公二年「三月乙巳及晉處父盟」、文公七年「秋八月公會諸侯晉大夫盟于扈」を指す。それぞれ『公羊傳』に、

此れ晉の陽處父なり。何を以て氏いはざる。大夫と盟ふを諱めばなり。(此晉陽處父也。何以不氏。諱與大夫盟也)

とあり、同じく、

諸侯何を以て序せざる。大夫何を以て名いはざる。公、序を失へばなり。公の序を失ふこと奈何。諸侯は公と盟はしむべからず、晉の大夫に跌して公と盟はしむるなり。(諸侯何以不序。大夫何以不名。公失序也。公失序奈何。諸侯不可使與公盟、跌晉大夫使與公盟也)

とあり、文公は諸侯と盟うことはできず、晉の大夫と盟っただけであった。

⑤ 「大夫に命ずるも使ひを爲さず」は、『春秋』文公八年「公孫敖如京師。不至復、丙戌奔莒」を指す。その『公羊傳』に、

至らずして復るとは何ぞ。至らずして復るとは、内辭なり。往かしむべからざるなり。往かしむべからざれば、則ち其の京師に如くと云へるは何ぞ。公

の意を遂ぐるなり。(不至復者何。不至復者、内辭也。不可使往也。不可使往、則其言如京師何。遂公意也)

とあり、その何休『解詁』に、

安居して肯へて行かず。故に諱みて、巳すてに行くが若くせしむ、但だ至らずして還るのみ。即し巳すてに行けば、當に道の至る所にして乃ち復ると言ふべく、

「黄に至る」が如くす。(安居不肯行。故諱、使若已行、但不至還爾。即已行、當道所至乃言復、如至黄矣)

とあり、大夫を使いとして行かせることができなかったのである。

⑥ この句は『論語』季氏篇に、

孔子曰はく、禄の公室を去ること五世なり。政の大夫に逮ふこと四世なり。

(孔子曰、禄之去公室五世矣。政逮於大夫四世矣)

とある。

⑦ 同様の表現は『左伝』昭公三十二年に、

魯の文公薨じて、東門遂、適を殺して庶を立つ。魯君是に於いてか國を失ひ、

政は季氏に在り。(魯文公薨、而東門遂殺適立庶。魯君於是乎失國、政在季氏)

と見える。また『漢書』地理志下(『校釋』は「食貨志」とするが誤りに、

魯は文公より以後、祿は公室を去り、政は大夫に在り。(魯自文公以後、祿

去公室、政在大夫

とあるのを引く。

【現代語訳】

文公は喪に服することができず、しかるべき時でないのに奉祭した。三年の喪を全うせず、さらに又喪中に娶った。大夫から娶って宗廟を卑しめ、その群祖の秩序を乱して先公の順番を逆にした。小さな善行すら一つも無く、大悪は四つ五つある。

だから諸侯は(文公に)盟うことを許さず、(文公は)大夫に命令したが使いとして行かせることができなかった。これは悪(文公)を悪とした証拠であり、臣下が臣下らしくなかった証拠である。(文公は)外に出ては侮られ、内に入っては(権力を奪われ、位の無い君主であった。孔子が「政の大夫に逮ふこと四世なり(政務が大夫に移ってから四世となる)」と曰うのは、思うに文公より以来のことを謂ったものである。

六

君子知在位者之不能以惡服人也。是故簡六藝、以贍養之。詩書序其志、禮樂純其美、『易』春秋明其知。六學皆大、而各有所長。詩道志、故長於質。禮制節、故長於文。樂詠德、故長於風。書著功、故長於事。『易』本天地、故長於數。春秋正是非、故長於治人。能兼得其所長、而不能偏舉其詳也。故人主大節則知闇、大博則業厭。二者異失同貶、其傷必至、不可不察也。是故善爲師者、既美其道、有慎其行①、齊時蚤晚、任多少、適疾徐、造而勿趨、稽而勿苦、省其所爲、而成其所滿。故力不勞而身大成。此之謂聖化、吾取之。②

【校記】

① 劉師培は「行」字は、賈誼『新書』容經に「既美其施、又慎其齊、適疾徐、任多少」とあるのに基づいて、衍字ではないかと言う。『校釋』は「有慎其行」の意味が通るとし、「劉説未だ確かならず」と言う。ここでは一応このままにしておく。

② 『校釋』はこの一節は前後の文章とつながらないとする。盧文弨は錢塘がどこかの篇の文の錯簡だとするのを引く。譚本(『校釋』引)は「君子知在位者」から「不可不察也」までを「正貫篇」の末に移し、「是故善爲師者」から「吾取之」

までを「仁義法篇」の末に移している。一説としておく。

【書き下し文】

君子は位に在る者の悪を以て人を服する能はざるを知るなり。是の故に六藝①を簡ひて以て之を贍養す。『詩』『書』は其の志を序し、『禮』『樂』は其の美を純にし、『易』『春秋』は其の知を明かにす。六藝②皆大にして、各おの長ずる所有り。『詩』は志を道ふ③、故に質に長ず。『禮』は節を制す④、故に文に長ず。『樂』は徳を詠ず、故に風に長ず⑤。『書』は功を著はす、故に事に長ず⑥。『易』は天地に本づく、故に數に長ず⑦。『春秋』は是非を正す、故に人を治むるに長ず⑧。能く兼ねて其の長ずる所を得るも、偏くは其の詳を擧ぐる能はざるなり⑨。故に人主大だ節なれば則ち知なく⑩、大だ博なれば則ち業厭ふ。二者失を異にして貶を同じくし、其の傷必ず至らん。察せざるべからざるなり。是の故に善く師たる者は、既に其の道を美にし、有た其の行ひを慎しみ、時の蚤晩を齊へ⑪、多少に任へ⑫、疾徐を適へ、造して趨す勿く⑬、稽めて苦する勿く⑭、其の爲す所を省みて、其の満くる所を成す⑮。故に力勞せずして身は大成す。此を之れ聖化と謂ふ、吾之を取らん。

【注】

- ① 「六藝」については、注②参照。
 ② 「六學」については、『漢書』卷八十八儒林傳第五十八に、
 古の儒者、博く六藝の文に學ぶ。六學とは、王教の典籍にして、先聖の天道を明らかにし、人倫を正し、至治を致す所以の成法なり。(古之儒者、博學庠六藝之文。六學者、王教之典籍、先聖所以明天道、正人倫、致至治之成法也)

とある。この儒林傳の文では「六藝」「六學」が混在しているが、「六學」は景祐本では「六藝」に作り、王念孫が「六藝」に作るのを是としてしている。本「玉杯」篇では「六學」とあり、「六藝」という言い方もあったのであろう。いずれにしても、ここでは「六學」と「六藝」とは同義と捉えておく。顏師古注に、「六藝」とは『易』『禮』『樂』『詩』『書』『春秋』を謂ふ。(六藝謂易、禮、樂、詩、書、春秋)とあり、本「玉杯」篇で言う「六學」は『易』『禮』『樂』『詩』『書』『春秋』の六經を指すものと捉えておく。蘇輿は「蓋し官に掌るときは之を藝と謂ひ、師に傳はるときは之を學と謂ふならん」と言い、また「董は六經と云はずして六學と云ふ。蓋し經の名を用ひず、且つ樂經已に亡失するならん。漢より以後、六經の名、甚だ盛んなり」と言う。一説である。

- ③ 「志」は、心の内にある思いの意。『毛詩』序に、

詩は志の之く所なり、心に在るを志と爲し、言に發するを詩と爲す。(詩者志之所之也、在心爲志、發言爲詩)

とある。また、蘇輿は『莊子』天下篇に、

『詩』は以て志を道ふ、『書』は以て事を道ひ、『禮』は以て行ひを道ひ、『樂』は以て和を道ひ、『易』は以て陰陽を道ひ、『春秋』は以て名分を道ふ。(詩以道志、書以道事、禮以道行、樂以道和、易以道陰陽、春秋以道名分)

とあるのを引く。同様の表現が見える。なお注⑧参照。

- ④ 「節」は、節度の意。『禮記』坊記篇に、

禮とは、人の情に因りて之が節文を爲し、以て民の坊を爲す者なり。(禮者、因人之情而爲之節文、以爲民坊者也)

とあり、また『禮記』樂記篇に、

禮は民の心を節す。先王の禮樂を制するは、人、之が節を爲す。(禮師民心、先王之制禮樂、人爲之節)

とある。なお注⑧参照。

- ⑤ 「風」は、教化の意。『論語』顔淵篇に、

君子の徳は、風なり。小人の徳は、草なり。草は之に風を上ふれば必ず偃す。(君子之徳、風。小人之徳、草。草上之風必偃)

とある。なお注⑧参照。

⑥ 「事」は、事件、事績の意。注③に引く『莊子』天下篇に『書』は以て事を道ふとある。なお注⑧参照。

⑦ 「數」は、まわりあわせの意。注⑧に引く『史記』太史公自序には、

『易』は天地陰陽四時五行を著かにす、故に變に長ず。(易著天地陰陽四時五行、故長於變)

とあり、『變に長ず』という。「變」は、自然の変化の道理のことで、「數」と同義と捉えてよい。

⑧ ここと同様に六經の特色について述べたものとして、『史記』太史公自序がある。上大夫董遂が「孔子は何のために『春秋』を作ったのか」と問い、太史公がそれに答えるという問答形式で書かれている。以下の通りである。

上大夫董遂曰はく、「昔孔子何爲れぞ『春秋』を作るや」と。太史公曰はく、「余、董生に聞く、曰はく、『周道衰廢し、孔子、魯の司寇と爲る。諸侯之を書ひ、大夫之を壅ぐ。孔子は言の用ひられず、道の行はれざるを知るや、二百四十二年の中を是非して、以て天下の儀表と爲す。天子を貶し、諸侯を退け、大夫を討ちて、以て王事を達するのみ。子曰はく、『我は之を空言に載せんと欲するも、之を行事に見すの深切著明なるに如かざるなり』と。夫れ『春秋』は、上は三王の道を明らかにし、下は人事の紀を辨じ、嫌疑を別ち、是非を明らかにし、猶豫を定め、善を善とし悪を悪とし、賢を賢とし不肖を賤しめ、亡國を存し、絶世を繼ぎ、敝を補ひ廢を起す。王道の大なる者なり。」

『易』は天地陰陽四時五行を著かにす、故に變に長ず。禮は人倫を經紀す、故に行ひに長ず。『書』は先王の事を記す、故に政に長ず。『詩』は山川谿谷禽獸草木牝牡雌雄を記す、故に風に長ず。樂は立つ所以を樂しむ、故に

和に長ず。『春秋』は是非を辯す、故に人を治むるに長ず。是の故に禮は以て人を節し、樂は以て和を發し、『書』は以て事を道ひ、『詩』は以て意を達し、『易』は以て化を道ひ、『春秋』は以て義を道ふ。(上大夫董遂曰、昔孔子何爲而作春秋哉。太史公曰、余聞董生曰、周道衰廢、孔子爲魯司寇。諸侯害之、大夫壅之。孔子知言之不用、道之不行也、是非二百四十二年之中、以爲天下儀表。貶天子、退諸侯、討大夫、以達王事而已矣。子曰、我欲載之空言、不如見之於行事之深切著明也。夫春秋、上明三王之道、下辨人事之紀、別嫌疑、明是非、定猶豫、善善惡惡、賢賢賤不肖、存亡國、繼絶世、補敝起廢。王道之大者也。

易著天地陰陽四時五行、故長於變。禮經紀人倫、故長於行。書記先王之事、故長於政。詩記山川谿谷禽獸草木牝牡雌雄、故長於風。樂樂所以立、故長於和。春秋辯是非、故長於治人。是故禮以節人、樂以發和、書以道事、詩以達意、易以道化、春秋以道義)

とある。ここには「余聞董生曰」という文言が見えるが、厳密にはそれがどこまでを指すのかよくわからない。しかし、董仲舒の言を踏まえた上での記載であると考えるのが自然ではあろう。その上で、玉杯篇の記載と比較してみると若干相違点が見られる。

特に『詩』と『樂』に相違が見られる。『詩』は「玉杯」では「質」に優れているとするのに対して、「太史公自序」では、「風」に優れているとする。ただ、「太史公自序」の「風」が「山川・谿谷・禽獸・草木・牝牡雌雄」を通して「思」を述べる「意味で」「風」が使われているとすれば、「玉杯」の「質」すなわち「内に持つ志(思い)」の意味と重なることになる。しかし、「玉杯」の『樂』に使われている「風」が「教化」の意味で使われているとすれば、「太史公自序」では、「和」に優れているとする点は、少しく異なると言つてよい。蘇輿も「董生の語を用ひるも、略同じからざる有り」と言い、かつ『禮』は以て人を節し、『樂』は以て和を發し、『書』は以て事を道ひ、『詩』は以て意を達し、『易』は

以て化を道ひ、『春秋』は以て義を道ふ」の部分、きわめて類似した表現が、『史記』卷一百二十六「滑稽列傳」第六十六に、

孔子曰はく、六藝は治に於いては一なり。『禮』は以て人を飾し、『樂』は以て和を發し、『書』は以て事を道ひ、『詩』は以て意を達し、『易』は以て化を神し、『春秋』は以て義す。(孔子曰、六藝於治一也。禮以飾人、樂以發和、書以道事、詩以達意、易以神化、春秋以義)

とあり、孔子の言葉となつてゐることも指摘する。これらの相違の意味することについては今後の課題としておく。以下、参考までに整理した表を掲げておく。

玉杯篇

| | |
|----------|-------|
| 詩 ↓ 道志 | 故長於質 |
| 禮 ↓ 制節 | 故長於文 |
| 樂 ↓ 詠德 | 故長於風 |
| 書 ↓ 著功 | 故長於事 |
| 易 ↓ 本天地 | 故長於數 |
| 春秋 ↓ 正是非 | 故長於治人 |

太史公自序(『漢書』卷六十二「司馬遷傳」第三十二にも同文あり)

| | | |
|-------------------|-------|---------|
| 詩 ↓ 記山川谿谷禽獸草木牝牡雌雄 | 故長於風 | 詩 ↓ 達意 |
| 禮 ↓ 經紀人倫 | 故長於行 | 禮 ↓ 節人 |
| 樂 ↓ 樂所以立 | 故長於和 | 樂 ↓ 發和 |
| 書 ↓ 記先王之事 | 故長於政 | 書 ↓ 道事 |
| 易 ↓ 著天地陰陽四時五行 | 故長於變 | 易 ↓ 道化 |
| 春秋 ↓ 辯是非 | 故長於治人 | 春秋 ↓ 道義 |

その他、蘇輿は「案するに、一經には各おの一經の大義有り」として、六經に

ついて記載したさまざまな文献を引いている。主なものを掲げておく。

『禮記』經解篇

孔子曰はく、其の國に入りて、其の教へ知るべきなり。其の人となりや、溫柔敦厚なるは、『詩』の教へなり。疏通知遠なるは、『書』の教へなり。廣博易良なるは、『樂』の教へなり。絜靜精微なるは、『易』の教へなり。恭儉莊敬なるは、『禮』の教へなり。屬辭比事は、『春秋』の教へなり。(孔子曰、入其國、其教可知也。其爲人也、溫柔敦厚、詩教也。疏通知遠、書教也。廣博易良、樂教也。絜靜精微、易教也。恭儉莊敬、禮教也。屬辭比事、春秋教也)

『荀子』勸學篇第一

『書』は、政事の紀なり。『詩』は、中聲の止まる所なり。『禮』は、法の大分類の網紀なり。故に學は禮に至りて止まる。夫れ是を之れ道德の極と謂ふ。『禮』の敬文や、『樂』の中和や、『詩』『書』の博きや、『春秋』の微なるや、天地の間に在る者畢せり。(書者、政事之紀也。詩者、中聲之所止也。禮者、法之大分類之網紀也。故學至乎禮而止矣。夫是之謂道德之極。禮之敬文也、樂之中和也、詩書之博也、春秋之微也、在天地之間者畢矣)

『荀子』儒效篇第八

故に『詩』『書』『禮』『樂』の道は是に歸す。『詩』は是の志を言ひ、『書』は是の事を言ひ、『禮』は是の行ひを言ひ、『樂』は是の和を言ひ、『春秋』は是の微を言ふなり。(故詩書禮樂之道歸是矣。詩言是其志也、書言是其事也、禮言是其行也、樂言是其和也、春秋言是其微也)

『漢書』藝文志「六藝略」

六藝の文、『樂』は以て神を和らぐ、仁の表なり。『詩』は以て言を正しくす、義の用なり。『禮』は以て體を明かにす、明らかなる者は著見す、故に訓無きなり。『書』は以て聽を廣くす、知の術なり。『春秋』は以て事を斷ず、信の符なり。五者は、蓋し五常の道にして、相須ちて備はる。而して『易』之

が原たり。(六藝之文、樂以和神、仁之表也。詩以正言、義之用也。禮以明體、明者著見、故無訓也。書以廣聽、知之術也。春秋以斷事、信之符也。五者、蓋五常之道、相須而備、而易爲之原)

⑨ 六経はそれぞれにおいて、その詳細の一つ一つをすべて取り上げることにはできず、重要なことを中心に取りあげるとのこと。蘇輿は、『大戴禮記』保傅篇に、

『春秋』の元、『詩』の關雎、『禮』の冠婚、『易』の乾坤、皆始めを慎しむ終りを敬しむのみ。(春秋之元、詩之關雎、禮之冠婚、易之乾坤、皆慎始敬終云爾)

とあり、『史記』外戚世家に、

『易』は乾坤を基とし、『詩』は關雎を始めとし、『書』は盤降を美とし、『春秋』は親迎せざるを譏る。(易基乾坤、詩始關雎、書美盤降、春秋譏不親迎とあるのを引く。

⑩ 『新書』容經篇に、

人主大だ浅ければ、則ち知聞く、太だ博ければ則ち業厭ふ。二者異なるも敗を同じくし、其の傷必ず至らん。故に師傳の道は、既に其の施を美とし、又其の齊を慎しむ、疾徐に適ひ、多少に任じ、造して趣す勿く、稍やくにして苦する勿く、其の省みる所を省みて、其の堪ふる所を堪ふ。故に力、勞せずして、身、大いに盛んなり。此れ聖人の化なり。(人主大淺、則知聞、太博則業厭。二者異同敗、其傷必至。故師傳之道、既美其施、又慎其齊、適疾徐、任多少、造而勿趣、稍而勿苦、省其所省、而堪其所堪。故力不勞、而身大盛。此聖人之化也)

とあり、こととほぼ同文である。

また『校釋』は『廣雅』釋詁に「趨は疾なり。(趨、疾也)」とあるのを引く。

⑪ 「齊」は、過不足をととのえること。盧文昭は「齊は、酌齊なり、劑と同じ」と言う。

⑫ 「任」は、たえるの意。蘇輿が「任は、堪なり」と言い、『校釋』が「勝任」

の意とするのに従う。

⑬ 「造」は、為すの意。「趨」は、「促す」の意。蘇輿が「造は、爲なり」「趨は、促なり」と言うのに従う。

⑭ 「稽」は、留めるの意。蘇輿は「稽は、留なり」と言い、『校釋』は「稽」は、「留」の意で、進度がゆるやかであることを言うとする。

「苦」については、蘇輿は『淮南子』道應訓に、
太だ疾ければ則ち苦して入らず、太だ徐ければ則ち甘くして固からず。(太疾則苦而不入、太徐則甘而不固)

とあり、その許慎注に、

苦は疾(四部叢刊本『淮南子』では「急」に作る)の意なり。甘は緩の意なり。(苦、疾意也。甘、緩意也)

とあるのを引くが、「苦」の直前に「太疾則」とあり、「苦」を「疾」の意味とする、意味が重複するようにも思われる。四部叢刊本『淮南子』のように「急」であれば、「きびしいさま」の意で、『淮南子』の本文は、窮屈で入りにくいさまを表現したものと取れる。

また劉師培は、「苦は鹽と同じ。義は固と反す。猶ほ徐にして苟もする勿しと言ふがごとし」と言い、「ゆつくりして、いいかげんにすることがない」の意に取る。

一方『校釋』は、「苦」は、「淡」の意とし、「進度はゆつくりでも滞ることがないの意に取る。

「苦」については、以上のように諸説があり、判断しがたいが、今は一応、劉師培に従い、「ゆつくりして、いいかげんにすることがない」の意としておく。

⑮ 「湛」盧文昭は「湛、耽、同じ」と言い、「ふける」の意とする。劉師培は、『新書』容經篇に従い、「湛」とすべきであると言ひ、「たえる」の意とする。『今註』今譯は「湛」と通じるとし、「楽しむ」の意とする。『校釋』も「湛は、樂なり」と言い、「楽しむ」の意とする。蘇輿は、「成其所湛」について『大戴禮記』保傅

第四十八に、

其の嗜む所を擇ぶに、必ず先づ業を受け、乃ち之を嘗みるを得。其の樂しむ所を擇ぶに、必ず先づ習ふ有れば、乃ち之を爲すを得。(擇其所嗜、必先受業、乃得嘗之。擇其所樂、必先有習、乃得爲之)

とあるのを引き、このことだと説明する。「湛」は「たしなむ、たのしむ」と捉えていよう。今は「樂しむ」の意としておく。

⑩ 蘇興は、古の天子が經を学んでいた証として、『大戴禮記』保傳第四十八に、

天子、先の聖王の徳を論せず、國に君たるもの、民を畜ふの道を知らず、禮義の正しきを見ず、事に應ずるの理を察せず、古の典傳に博からず、威儀の數、『詩』『書』禮樂を閑はず、經學を無みし、不法を業とす。凡そ是れ其れ大師の任に屬するなり。(天子不論於先聖王之徳、不知君國畜民之道、不見禮義之正、不察應事之理、不博古之典傳、不閑威儀之數詩書禮樂、無經學、業不法。凡是其屬大師之任也)

とあるのを引き、「玉杯篇」のこの一節は、經を相伝授していく方法を述べたものであろうと云う。

【現代語訳】

君子は、位に在る者が悪でありながら人を従えることはできないということを知っている。こういうわけで六芸を選び取って、これらをもく身につける。『詩』『書』はその志を述べ、『禮』『樂』はその美をまじりけのないものにし、『易』『春秋』はその知を明らかにする。六学は皆偉大であり、それぞれが長所を持っている。『詩』は意志を言う、だから本質に長じている。『禮』は節度を定める、だから文飾に長じている。『樂』は徳を詠う、だから風化(教化)に長じている。『書』は功績を著わす、だから事績に長じている。『易』は天地に本づく、だからまわりあわせに長じている。『春秋』は是非を正す、だから人を治めるのに長じている。それらの長

所を兼ねて修得することができても、その詳細の一つ一つをすべて取り上げることができない。だから人主たる者が、幅を狭めすぎると知が乏しくなり、幅を広げすぎると、することが嫌になる。この二つは過失(の中身は異なるが、とがめは同じで、その痛手は必ずやつて来るであろう。(このことは察しなければならぬ。こいういうわけで師として立派な者は、その(六經の)道を嘉したうえに、さらにまた自分の行いを慎み、時の早晚を整え、(事の)多少に堪えぬき、進む速さをほどよくし、事を為すにも促すことはなく、ゆつくりして、いいかげんにすることがなく、その為したことを反省し、その樂しむ所を完成する。だから労力をかけなくても身は大成する。このことを聖人の教化と言ふ。私はこのやり方を取らう。

七

春秋之好微、與其貴志也。春秋修本末之義、達變故之應、通生死之志、遂人道之極者也。是故君(殺)〔弒〕①賊討、則善而書其誅。若莫之討、則君不書葬、而賊不復見矣。不書葬、以爲無臣子也。賊不復見、以其宜滅絶也。今趙盾弒君、四年之後別牘復見、非春秋之常辭也。(古)②今之學者、異而問之曰、是弒君、何以復見。猶曰賊未討、何以書葬。何以書葬者、不宜書葬也而書葬。何以復見者、亦不宜復見也而復見。二者同貫、不得不相若也。盾之復見、直以赴(赴)③問、而辨不親弒、非不當誅也。則亦不得不謂悼公之書葬、直以赴(赴)③問、而辨不親弒、非不當罪也。若是則春秋之說亂矣。豈可法哉。故貫比而論、是非雖難悉得、其義一也、今誅盾(無)〔有〕④傳、弗誅無傳、以比言之、法論也。無比而處之、誣辭也。今視其比、皆不當死。何以誅之。

春秋(赴)〔起〕⑤數百、應問數千。同留經中、繙援比類、以發其端。卒無妄言而得應於傳者。今使外賊不可誅、故皆復見。而問曰、此復見何也。言莫妄於是。何以得應乎。故吾以其得應、知其問之不妄、以其問之不妄、知盾之獄不可不察也。夫名爲弒父、而實免罪者、已有之矣。亦有名爲弒君而罪不誅者。逆而距之、不若徐而味

之。且吾語盾有本。詩云、他人有心、予忖度之。此言物莫無鄰。察視其外、可以見其內也。今案盾事而觀其心、愿而不刑、合而信之、非篡弑之隣也。按盾辭、號平天。苟內不誠、安能如是。是故訓其終始、無弑之志。挂惡謀者、過在不(遂)〔遠〕⑤去。罪在不討賊而已。臣之宜爲君討賊也、猶子之宜爲父管藥也。子不管藥、故加之弑父。臣不討賊、故加之弑君。其義一也。所以示天下廢臣子之節。其惡之大若此也。故盾之不討賊爲弑君也。與止之不管藥爲弑父、無以異。盾不宜誅、以此參之。

問者曰、夫謂之弑而有不誅、其論難知。非蒙之所能見也。故赦止之罪、以傳明之。盾不誅無傳、何也。

曰、世亂義廢、背上不臣、篡弑覆君者多。而有明大惡之「不宜」⑥誅、誰言其誅。故晉趙盾・楚公子比、皆不誅之文、而非爲傳、弗欲明之心也。

問者曰、人弑其君、重卿在而非能討者、非一國也。靈公弑、趙盾不在。不在之與在、惡有厚薄。春秋責在而不討賊者、弗繫臣子爾也。責不在而不討賊者、乃加弑焉。何其責厚惡之薄、薄惡之厚也。

曰、春秋之道、視人所惑、爲立說以大明之。今趙盾賢而不遂於理。皆見其善、莫(見)〔知〕⑦其罪。故因其所賢而加之大惡、繫之重責、使人慙思而自省悟以反道。曰、吁君臣之大義、父子之道、乃至乎此。此所由惡薄而責之厚也。他國不討賊者、諸斗筭之民、何足數哉。弗繫人數而已。此所由惡厚而責薄也。傳曰、輕爲重、重爲輕。非是之謂乎。故公子比嫌可以立、趙盾嫌無臣責、許止嫌無子罪。春秋爲人不知惡、而恬行不備也。是故重累責之。以矯枉世而直之。矯者不過其正、弗能直。知此而義畢矣。

【校記】

- ①「殺」 凌曙が「當に弑に作るべし」と言うのに従い、「弑」に改める。
 ②「古」 冒廣生が衍字ではないかと言うのに従い、削除する。
 ③「赴」 蘇輿が「赴問」は「起問」に作るべきであると言い、『校釋』が蘇説を

是であるとするのに従い、「赴」を「起」に改める。

④「無」 蘇輿が「無」は「有」ではないかと言い、『校釋』が蘇説を是であるとするのに従い、「無」を「有」に改める。

⑤「遂」 董箋本が「遠」に作り、『校釋』が是とするのに従い、「遠」に改める。

⑥ 盧文弨が「大惡之誅」は、「大惡之不宜誅」に作るべきではないかと言い、蘇輿が盧説を是とするのに従い、「不宜」を補う。

⑦「見」 『校釋』が蘇本が「知」を誤って「見」に作っていると説くのに従い、「見」を「知」に改める。凌曙注に「莫知其君弑、賊不討之罪」とある。

【書き下し文】

『春秋』の微を好むは、其の志を貴ぶを與てなり①。『春秋』は本末の義を修め、變故の應に達し、生死の志に通じ、人道の極を遂ぐる者なり。是の故に君弑せられ賊討たれば、則ち善しとして其の誅を書す②。若し之を討つこと莫ければ、則ち君には葬を書せずして賊復た見はれず。葬を書せざるは、以て臣子無しと爲せばなり。賊復た見はれざるは、其の宜しく滅絶すべきを以てなり③。今趙盾、君を弑し、四年の後、別牘に復た見はるるは④、『春秋』の常辭に非ざるなり。今の學ぶ者は、異として之を問ふて曰はく、「是れ君を弑するに、何を以て復た見はるるや」と。猶ほ「賊未だ討たれず、何を以て葬を書するや」⑤と曰ふがごとし。「何を以て葬を書するや」とは、宜しく葬を書すべからざるに葬を書すればなり。「何を以て復た見はるるや」とは、亦宜しく復た見はるべからざるに復た見はるればなり⑥。二者同貫なれば⑦、相若はざるを得ざるなり。盾の復た見はるるは、直だ以て問ひを起こして、親ら弑せざるを辨するのみ、誅に當らざるに非ざるなり。則ち亦悼公の葬を書するは、直だ以て問ひを起こして、弑を成さざるを辨するのみ、罪に當らざるに非ずと謂はざるを得ざるなり。是の若くんば則ち『春秋』の説亂る。豈に法るべけんや。故に比を貫して論ず、是非悉くは得難しと雖も、其の義一なり。

今、盾を誅するは傳有るも、誅せざるは傳無く、比⑧を以て之を言ふは、法論なり
 ⑨。比無くして之を處するは、誣辭なり。今其の比を視るに、皆死に當らず。何を
 以て之を誅する。

『春秋』の問ひを起すこと數百、問ひに應ずること數千。同に經中に留め、比
 類を繙援して、以て其の端を發く。卒に妄りに言ひて應を得る者無し。今使し
 外賊にして誅すべからざれば、故より皆復た見はる。而るに問ひて曰はく、「此れ復
 た見はるるは何ぞや」とは、是に妄なること莫し、何を以て應を得るやと言ふ。故
 に吾其の應を得るを以て、其の問ひの妄ならざるを知る。其の問ひの妄ならざるを
 以て、盾の獄⑩、察せざるべからざるを知るなり。夫れ名は父を弑すと爲して、實
 は罪を免ずる者は、已に之有り。亦名は君を弑すと爲して罪誅せざる者有り⑪。逆
 にして之を距むは⑫、徐ろにして之を味はふに若かず。且つ吾盾を語るに本づく
 有り。『詩』に云ふ、「他人に心有り、予之を付度す」⑬と。此れ物に鄰無きこと莫
 く、其の外を察視して、以て其の内を見るべきを言ふなり⑭。今盾の事を案じて其
 の心を觀るに、愿しみて刑せず⑮、合して之を信とし、篡弑の隣に非ざるなり。
 盾の辭を按ずるに、天に號す⑯。苟も内、誠ならざれば、安くんぞ能く是の如く
 ならん。是の故に其の終始、弑するの志無きに訓ふ。惡謀に挂るは⑰、過ちは遠
 くに去らざるに在り⑱。罪は賊を討たざるに在るのみ。臣の宜しく君の爲に賊を討
 つべきは、猶ほ子の宜しく父の爲に藥を嘗むべきがごときなり⑲。子、藥を嘗めず、
 故に之に父を弑するを加ふ⑳。臣、賊を討たず、故に之に君を弑するを加ふ㉑。其
 の義、一なり。天下に臣子の節を廢すれば、其の惡の大なること此の若きを示す所以
 なり㉒。故に盾の賊を討たざるを君を弑すと爲すなり。止の藥を嘗めざるを父を弑
 すと爲すと、以て異なる無し。盾宜しく誅すべからざること、此を以て之を參す。
 問ふ者曰はく、夫れ之を弑すと謂ひて誅せざること有り、其の論知り難し。蒙の
 能く見る所に非ざるなり。故に止の罪を赦すは、傳を以て之を明かにす㉓。盾誅せ
 ざるは傳無し、何ぞや。

曰はく、世亂れ義廢れ、上に背き臣たらず、篡弑して君を殺する者多し。而るに有

た大惡の宜しく誅すべからざるを明らかにすれば㉔、誰か其の誅を言はん。故に晉
 の趙盾・楚の公子比、皆誅せざるの文なるも㉕、而れども傳を爲さざるは、之を明
 かにするを欲せざるの心なり。

問ふ者曰はく、人、其の君を弑し、重卿在りて討つ能はざる者、一國に非ざるな
 り。靈公弑せらるるとき、趙盾在らず。在らざると在ると、惡に厚薄有り。『春秋』
 は、在りて賊を討たざる者を買むるや、臣子に繋げざるのみ㉖。在らずして賊を討
 たざる者を買むるや、乃ち弑を加ふ。何ぞ其の厚惡を買むること薄く、薄惡の厚き
 やと。

曰はく、『春秋』の道、人の惑ふ所を視て、爲に説を立てて以て大いに之を明か
 にす㉗。今趙盾賢なれども理に遂げず。皆其の善を見て、其の罪を知ること莫し。
 故に其の賢とする所に因りて之に大惡を加へ、之に重責を繋げ、人をして思ひを盡
 くして㉘、自ら省悟して以て道に反らしむ。「吁君臣の大義、父子の道、乃ち此に
 至る」と曰はん。此れ惡薄くして之を買むること厚き所由なり㉙。他國の賊を討た
 ざる者、諸斗筭の民、何ぞ數ふるに足らんや㉚。人數に繋げざるのみ。此れ惡、
 厚くして賣むること薄き所由なり㉛。傳に曰はく、「輕きを重しと爲し、重きを輕
 しと爲す」と。是を之れ謂ふに非ずや。故に公子比は以て立つべきを嫌し㉜、趙盾
 は臣の責無しを嫌し、許止は子の罪無きを嫌す。『春秋』は人、惡を知らずして、
 行ひに恬じて備めずと爲すなり㉝。是の故に重累して㉞之を賣め、以て枉世を矯
 めて之を直す。矯むる者其の正を過ぎざれば㉟、直す能はず。此を知れば義畢くせ
 り。

【注】

① 「微」は、表現を微妙にして、その意図を隱すこと。蘇輿は、『荀子』勸學篇
 に、

『春秋』の微なり。(春秋之微也)

とあり、同じく『荀子』儒效篇に、

『春秋』言ふ、是れ其の微なり。(春秋言、是其微也)

とあり、その楊倞注に、

微とは儒の微旨を謂ふ。一字、褒貶を爲し、其の文を微にし、其の義を隠すの類、是れなり。(微謂儒之微旨。一字爲褒貶、微其文、隱其義之類、是也)とあるのを引く。

蘇興は、『春秋』の微には、二つの趣旨があると云う。一つは、「微言」。例えは昭公二十五年秋七月に「又雩す」とあり、その『公羊傳』に「又雩すとは何ぞ。又雩すとは、雩するに非ざるなり。眾を聚めて以て季氏を逐ふなり。」とあるが、「又雩」という表現の中に、「逐季氏」という内容が込められているということであり、これを「微言」と云う。もう一つは、「美と悪とを細かく区別し、兆しの段階で予防し、微妙な表現をして人に考えさせ気づかせることで人を治めていくやり方」。例えば、実際には君主を殺していないのに、君主を弑した賊を討たなかったために、宣公二年秋の条で「晉趙盾弑其君夷」と記されている趙盾の場合(注③)、注④参照など。つまりある意図を隠して表現するやり方を「微」と云うのである。

- ② 君主が弑殺されて、その賊が討たれたときの書法として、『春秋』隠公四年に「戊申衛州吁弑其君完」とあり、同年「九月衛人殺州吁于濮」の条の『公羊傳』に、

其の人と稱するは何ぞ。賊を討つるの辭なり。(其稱人何。討賊之辭也)

とあり、何休『解詁』に、

討は除なり。國中の人人、之を討つを得たるを明かにす、忠孝の路を廣むる所以なり。書するは之を善みするなり。(討者除也。明國中人人得討之、所以廣忠孝之路。書者善之也)

とある。「衛人」という書き方が「賊を討つた」ことを示すという。

- ③ 君主が弑殺されても、その賊が討たれないときの書法として、『春秋』隠公十

一年「冬十有一月壬辰公薨」の条の『公羊傳』に、

何を以て葬を書せざる。之を隱めばなり。何をか隱む。弑せらるればなり。弑せらるるときは則ち何を以て葬を書せざる。『春秋』君弑せられ、賊討たれざるときは、葬を書せず、以て臣子無しと爲すなり。子沈子曰はく、君弑せられ、臣、賊を討たざるるときは、臣に非ざるなり。子、復讐せざるるときは、臣に非ざるなり。葬は、生者の事なり。『春秋』君弑せられ、賊討たれざるときは、葬を書せずして、以て臣子に繋げずと爲すなり。(何以不書葬。隱之也。何隱爾。弑也。弑則何以不書葬。春秋君弑、賊不討、不書葬、以爲無臣子也。子沈子曰、君弑、臣不討賊、非臣也。子不復讐、非子也。葬、生者之事也。春秋君弑、賊不討、不書葬、以爲不繫乎臣子也)とあり、「葬」を書かないことで「賊が討たれていない」ことを示すという。

また、君を弑殺した賊が、再び記録上には出てこないことを書法とすることは、『春秋』宣公六年「春晉趙盾衛孫免侵陳」の『公羊傳』に、

趙盾、君を弑す、此れ其の復び見はるるは何ぞ。親ら君を弑する者は趙穿なり。親ら君を弑する者は趙穿なれば、則ち見爲れぞ之を趙盾に加ふる。

賊を討たざればなり。(趙盾弑君、此其復見何。親弑君者趙穿也。親弑君者趙穿、則曷爲加之趙盾。不討賊也)

とあり、その何休『解詁』に、

宋の賢、鄭の歸生、齊の崔杼、其の君を弑し、後復び見はれざるに据る。

(据宋賢、鄭歸生、齊崔杼弑其君、後不復見)

とあることによつて知られる。

また、「宜しく滅絶すべし」については、『校釋』が、孔廣森『公羊通義』に、『春秋』は王者の事を託し、誅賞の法を見す。故に君を弑するの賊に幸にも誅殺を免るる者有るときは、皆絶ちて之を正し、他事を以て復び見はるるを得ず、已に誅殺せらるる者の若く然り。(春秋託王者之事、見誅賞之法。故弑君賊有幸免于誅殺者、皆絶正之、使不得以他事復見、若已誅殺者然)

とあるのを引く。賊を二度と登場させないことで、「すでに誅殺された者」のように処置するということである。

④ 趙盾の名は、『春秋』宣公二年に「秋、九月、乙丑、晉趙盾弑其君夷」とあり、趙盾は、君主を弑した賊であるはずなのに、その四年後の『春秋』宣公六年に「春、晉趙盾衛孫免侵陳」とその名が見えていることを指す。

⑤ 注③で見たように、君主を弑殺した賊が討たれていないときは、「葬」を書かないのが書法であるが、それに反して「葬」を書いている場合がある。それは『春秋』昭公十九年に「夏、五月、戊辰、許世子止弑其君買」とあるが、その世子止がまだ討たれていないのに「冬、葬許悼公」とあり、その『公羊傳』に、

賊未だ討たれざるに、何を以て葬を書する。弑を成さざればなり。曷爲れぞ弑を成さざる。止、薬を進めて薬殺するなり。止、薬を進めて薬殺するなれば、則ち曷爲れぞ弑を爲に加ふる。子道を之れ盡くさざるを譏るなり。(賊未討、何以書葬。不成于弑也。曷爲不成于弑。止進薬而薬殺也。止進薬而薬殺、則曷爲加弑焉爾。譏子道之不盡也)

(中略)

許の悼公を葬むるとは、是れ君子の止を赦すなり。止を赦すとは、止の罪を免するの辭なり。(葬許悼公、是君子之赦止也。赦止者、免止之罪辭也)

とある。これによれば、世子止は、子道を尽くさなかつたことで譏られはしたが、何休『解詁』に、

原ぬるに、止、薬を進むるは、本より父の病を愈さんと欲し、父を害するの意無し。故に之を赦す。(原止進薬、本欲愈父之病、無害父之意、故赦之)

と解説するように「薬を進めたのは父の病を治そうとしたからで、父を害する意志は無かつたことから、その罪が許された」のであり、そのために許の悼公の「葬」が書かれているということである。

⑥ 蘇輿は、孔廣森『公羊通義』に、

親ら君を弑する者は趙穿なるも、『春秋』は穿を舍いて盾を罪す。以爲へら

く穿の罪は見易くして、盾の咎は知り難きなり。所謂人の感ずる所を視て、爲に説を立てて以て大いに之を明かにする者なり。然り而して復び見はれしむると、則ち親ら弑する者とは間有るのみ。左氏、盾と許の世子との事を説くは是なりと雖も、賊の討たれざるときは葬を書せざること及び君を弑するの賊は復び見はれざるの例有るを知らず、豈ら『春秋』の盾・止を誅するが似く、竟に親ら弑する者と殊なる無し。且つ未だ『春秋』の意を知らず、方將盾復び見はるるに因りて、親らは弑せざるの跡を起せば、則ち趙穿の惡仍ほ未だ擽ふを得ざるのみ。盾は文を以て誅し、穿は實を以て誅す。(親弑君者趙穿、春秋舍穿而罪盾、以爲穿之罪易見、而盾之咎難知也。所謂視人所感、爲立説以大明之者也。然而與使復見、則與親弑者有間已。左氏説盾與許世子之事雖是、而不知有賊不討、不書葬及弑君賊不復見之例、豈似春秋之誅盾、止、竟與親弑者無殊。且未知春秋之意、方將因盾復見、起不親弑之跡、則趙穿之惡仍未得擽爾。盾以文誅、穿以實誅)

あるのを引く。趙盾については、『左伝』宣公二年に、

乙丑、趙穿、靈公を桃園に攻む。宣子未だ山を出でずして復へる。大史書して曰はく、趙盾、其の君を弑す、と。以て朝に示す。宣子曰はく、然らず。

對へて曰はく、子は正卿たり。亡げて竟を越えず、反りて賊を討たず。子に非ずして誰ぞ。宣子曰はく、烏呼、我の懐ひ、自ら伊の感ひを詒す、と。其れ我を之れ謂はん。孔子曰はく、董狐は古の良史なり。法を書して隠さず。

趙宣子は古の良大夫なり。法の爲に惡を受く。惜しいかな、竟を越ゆれば乃ち免れん、と。(乙丑、趙穿攻靈公於桃園。宣子未出山而復。大史書曰、趙盾弑其君。以示於朝。宣子曰、不然。對曰、子爲正卿。亡不越竟、反不討賊。

非子而誰。宣子曰、烏呼、我之懷矣、自詒伊感。其我之謂矣。孔子曰、董狐、古之良史也。書法不隱。趙宣子、古之良大夫也。爲法受惡。惜也、越竟乃免

とあり、逃げて國境を越えず、引き返してもその賊を討たなかつたことを批判しているが、「君を弑するの賊は復び見はれず」については、四年後の宣公六年の

『左伝』でも言及がない。

また、世子止については、『左伝』昭公十九年に、

夏、許の悼公瘡あり。五月戊辰、太子止の薬を飲みて卒す。太子、晉に奔る。書して曰はく、其の君を弑す、と。君子曰はく、心力を盡くして以て君に事ふ。薬物を舍いて可なり。(夏、許悼公瘡。五月戊辰、飲太子止之藥卒。太子奔晉。書曰弑其君。君子曰、盡心力以事君。舍藥物可也)

とあり、まごころを尽くして君に仕えればよいのであり、薬物は使わなくて良かったのだと、批判しているが、「賊の討たれざるときは葬を書せず」については言及がない。

⑦ 『校釋』は、『爾雅』釋詁に「貫は事なり(貫、事也)」とあり、また『論語』先進篇の「舊貫に仍らば(仍舊貫)」の古注引鄭玄の説に「貫は事なり(貫、事也)」とあるのを引く。これによれば「同貫」は「同じ事」の意。ただここでは「貫」は文字通り「貫く」の意味に取り、「同貫」は「一貫する」「一つの道理で貫かれている」と訳しておく。

⑧ 「比」について、『校釋』は「法則事例」の意とし、『漢書』食貨志下に「腹非の法比腹非之法比」とあるのを引く。第三節に「其の比を五す」とあり、その注③で「比類するものを組にして並べる」の意と述べたように、ここも「比類するもの(同類の事例)」と訳しておく。

⑨ 「法論」は「正論」の意。蘇輿が「猶ほ正論の」と「と」の間に従う。さらに『繁露』正貫篇に、

罪原の深淺を論じ、法誅を定む。(論罪原深淺、定法誅)とあるのを引き、「論は法に本づく、故に法誅と云ふ」と言つ。

⑩ 蘇輿は、「漢の世は『春秋』を以て獄を決す。今事を知らんと欲すれば、宜しく已往を察すべし。(漢世以春秋決獄、欲知今事、宜察已往)」と言つ。

『漢書』卷五十六列伝第二十六董仲舒傳に、

仲舒、家に在りて、朝廷に如し大議有るときは、使者及び廷尉の張湯をして

其の家に就きて之を問はしむるに、其の對へ皆明法有り。

(仲舒在家、朝廷如有大議、使使者及廷尉張湯就其家而問之、其對皆有明法)とあり、

仲舒の著はす所、皆經術の意及び上疏の條教を明かにす、凡百二十三篇。(仲舒所著、皆明經術之意、及上疏條教、凡百二十三篇)

とある。さらに『後漢書』列伝卷二十八「應劭傳」に、

膠西相の董仲舒、老病にして致仕するも、朝廷は政議有る毎に、數しば廷尉の張湯を遣はして親ら陋巷に至らしめ、其の得失を問はしむ。是に於いて春秋決獄二百三十二事を作り、動もすれば經を以て對へ、之を言ふこと詳らかなり。(膠西相董仲舒老病致仕、朝廷每有政議、數遣廷尉張湯親至陋巷、問其得失。於是作春秋決獄二百三十二事、動以經對、言之詳矣)

とあり、實際に『春秋』に基づいて獄の判断がなされていたことを示す。董仲舒傳の「凡百二十三篇」と「春秋決獄二百三十二事」とは同じものか。『漢書』藝文志に『公羊董仲舒治獄十六篇』とあり、『隋書』經籍志に『春秋決事十卷』董仲舒撰」とあり、『舊唐書』卷四十七志第二十七經籍下に、『春秋決獄十卷』董仲舒撰」とあるが、全て同じものか。

⑪ 「逆にして之を距む」と読んでおく。「逆」は、『校釋』が「叛逆を謂ふ」と言う。「叛逆者として拒否する」の意としておく。日原利国氏は、「逆へて之を距む」と読み、『說苑』政理篇に「夫子曰く、迎へてこれを距むこと母かれ。望んでこれを許すこと母かれ」、『六韜』大札篇に「妄りにして許すこと勿かれ。逆へて拒むこと勿かれ」とあるのを引く(『春秋繁露』中国古典新書、八十三頁、明德出版社、昭和五十二年)。

⑫ 注③参照。繰り返しになるが、『春秋』宣公二年に「秋九月、乙丑、晉趙盾弑其君夷皋」とあり、同じく宣公六年「春、晉趙盾衛孫免侵陳」の条の『公羊傳』に、

趙盾、君を弑す。此れ其の復び見はるるは何ぞ。親ら君を弑する者は、趙穿

なり。(趙盾弑君。此其復見何。親弑君者、趙穿也)とある。

⑬ 『詩』小雅・巧言の文である。

⑭ 蘇輿は『史記』司馬相如傳贊に『春秋』は推見して隠に至る(春秋推見至隱)とあるのを引く。その外側をよく観察することによって、その隠れた内側を知ることができるといふこと。

⑮ 「愿」は「つしむ」の意。「刑」は「そごなう」の意。蘇輿が『説文』に「愿は謹なり(愿、謹也)」とあるのを引き、『国語』越語の注に「刑は害なり(刑、害也)」とあるのを引く。今、これに従う。

⑯ 趙盾が「天に號」したことは、『春秋』宣公六年「春、晉趙盾・衛孫免侵陳」の条の『公羊傳』に、

晉史、賊を書して曰はく、晉の趙盾、其君夷皋を弑すと。趙盾曰はく、天よ、辜無し、吾は君を弑せず、誰か吾、君を弑する者と謂ふや。(晉史書賊、曰、晉趙盾弑其君夷皋。趙盾曰、天乎、無辜、吾不弑君、誰謂吾弑君者乎)

とある。趙盾は「天よ、私は無実だ、君主を弑殺してはいない、私が君主を弑殺したと誰が言っているのか」と叫んでいる。

⑰ 「挂」について、蘇輿は「挂は猶ほ牽累の(と)ときなり」と言い、「かかわる」の意とする。『荀子』榮辱篇に、

患ひに挂りて謹しまんと欲するも、則ち益無し。(挂於患而欲謹、則無益矣)とあるのを引く。今、これに従う。

⑱ 「過ちは遠くに去らざるに在り」とは、趙盾は遠く国境を越えて逃げてしまえば、賊を討たなかったという罪は免れたということの意味する。『左伝』宣公二年に、

亡ぐるも竟を越へず、反へるも賊を討たざるは、子に非ずして誰ぞ。(亡不越竟、反不討賊、非子而誰)

とある。日原利国氏は、「過ち遂去せざるに在り」は『公羊傳』の主張とはあわ

ないといい、『公羊傳』は「いずこにおろうとも、いかなる事情があろうとも、賊を誅滅することを臣の義務として強く要求し、「臣にして賊を討たざるは、臣にあらざるなり」と説くと言ふ。(『春秋繁露』中国古典新書、八十三頁、明德出版社、昭和五十一年)。

⑲ 「子が父のためにに薬を嘗める」ことについては、『校釋』は『禮記』曲禮下に、

君に疾有りて、薬を飲むときは、臣先づ之を嘗む。親に疾有りて、薬を飲むときは、子先づ之を嘗む。(君有疾、飲薬、臣先嘗之。親有疾、飲薬、子先嘗之)

とあるのを引く。鄭玄注に「嘗むるは、其の堪ふる所を度る。(嘗度其所堪)」とあり、その薬に堪えられるかどうかをためすために嘗めるのだと言ふ。

⑳ 許の世子止は、親に薬を進める前に「嘗めなかつた」ことで、昭公十九年に「夏、五月、戊辰、許世子止弑其君買」と「弑」加えられた。注⑤および、注⑨参照。

㉑ 「臣、賊を討たず、故に之に君を弑するを加ふ」については、注⑨参照。

㉒ 「臣子の節を廢すれば、其の惡の大なること此の若きを示す」について、『校釋』は『穀梁傳』宣公二年に、

曰はく、盾に於いては、忠臣の至りを見はし、許世子止に於いては、孝子の至りを見はす。(曰、於盾也、見忠臣之至、於許世子止、見孝子之至)とあるのを引き、『春秋』の謹嚴なるを見はすに足る」と言ふ。また、蘇輿は『後漢書』列伝第六十四上「袁紹傳」に、

若し臣、今、權を行ふを以て尊と爲さば、則ち桓・文は當に誅絶の刑有るべし。齊桓・晉文の時、周室弱く、諸侯は朝せず、桓・文は權に征伐を行ひ、諸侯を率ゐて以て天子に朝す。若し眾の賊を討たざるを以て賢と爲さば、則ち趙盾は弑を書するの貶無かるべし。(若以臣今行權爲尊、則桓・文當有誅絶之刑。齊桓・晉文時、周室弱、諸侯不朝、桓・文權行征伐、率諸侯以朝天子。若以眾不討賊爲賢、則趙盾可無書弑之貶矣)

とあるのを引き、「春秋の義を用う」と言う。その行為のもととなった心情を尋ねて処断すべきかどうかを判断するわけである。

㉓ 「止の罪を赦すは、傳を以て之を明かにす」とは、昭公十九年に「許の悼公を葬むる」とあり、その「葬」を書いたことが「止の罪を赦す」ことを意味する。詳細は注⑤参照。

㉔ 世の中が混乱し正義が退廃した中で、「大悪の宜しく誅すべからざる」を明らかにしてしまふことは、君主を弑殺するという大悪が誰にもわからなくなつてしまふということである。蘇興は『後漢書』列伝第三十四「張敏傳」に、

春秋の義に、子、讎に報ひざるは、子に非ざるなりと。而るに法令之が爲に減せざる者は、相殺すの路、開くべからざるを以ての故なり。(春秋之義、子不報讎、非子也。而法令不爲之減者、以相殺之路不可開故也)

とあるのを引く。子が(父の)復讐を果たさないとすれば、それは子ではないと言いつけるが、しかし法令ではこのような者のために刑を減じないのは互いに殺し合う道を開かないためだという。建て前と実情とのバランスの問題でもある。

㉕ 「誅せざるの文」については、『春秋』昭公十三年「夏四月楚公子比自晉歸于楚、弑其君虔于乾谿」の条の『公羊傳』に、

此れ其の君を弑するに、其の歸と言へるは何ぞ。歸いふは、弑して立つに惡無ければなり。歸いふは、弑して立つに惡無ければなりとは何ぞ。靈王、無道を爲し、乾谿の臺を作らんとし、三年にして成らず。楚の公子棄疾、比を脅して之を立て、然る後に乾谿の役に令して曰はく、比已に立つ、後れて歸る者は其の田里に復るを得ず、と。衆罷めて之を去り、靈王經れて死す。(此弑其君、其言歸何。歸無惡於弑立也。歸無惡於弑立者何。靈王爲無道、作乾谿之臺、三年不成。楚公子棄疾脅比而立之、然後令于乾谿之役曰、比已立矣、後歸者不得復其田里、衆罷而去之、靈王經而死)

とあり、『春秋』昭公十三年「楚公子棄疾弑公子比」の条の『公羊傳』に、
比已に立つ。其の公子と稱するは何ぞ。其の意當たらざるなり。其の意當た

らざれば、則ち曷爲れぞ弑を加ふる。比の義、宜しく死を效して立たざるべければなり。(比已立矣。其稱公子何。其意不當也。其意不當、則曷爲加弑焉爾。比之義宜乎效死不立)

とある。凌曙は「公子と稱するは、是れ誅せざるの文なり」と言う。すなわち公子比の場合、義としては「弑」を加えるが、「公子」と稱することで、「不誅」の言いつ方になっているということである。

㉖ 「臣子に繋げざるのみ」とは、「臣子と認めない」の意。『春秋』隱公十一年「冬十有一月壬辰公薨」の条の『公羊傳』に、

『春秋』君弑せられて、賊討たれざるときは、葬を書せず。以て臣子に繋げずと爲すなり。(春秋、君弑、賊不討、不書葬。以爲不繫乎臣子也)とある。

㉗ この、『春秋』の示す道理で、人々が理解に苦しんでいることを説明するという文言は、この篇の著作の動機を示すものと理解できる。蘇興はこの『繁露』という書物を『春秋』を読むための要法」とし、程子の、

『春秋』は是を是とし非を非とし、人の行事に因り、年に當たりて人を數むるに過ぎざるのみ。窮理の要なり。學者は必ずしも他求せず、『春秋』を學びて以て道を盡くすべし。(春秋是是非非、因人之行事、不過當年數人而已、窮理之要也。學者不必他求、學春秋可以盡道矣)を引き、また孔廣森『公羊通義』に、

人は大夫は君に敵せざるを知ること莫く、而る後に楚人を以て書す。人は卿は諸侯を憂うるを得ざるを知ること莫く、而る後に晉人宋人を以て書す。梁以降は、大夫交(こ)も政(まつ)し、未だ嘗て貶せざるなり。卻缺の義を徒し、公子側の革を僣すは、宜しく善有るが若くすべし、轉た其の平を専らにし廢置を専らにするの罪を發して人を以て書するは、皆此の例なり。(人莫知大夫不敵君、而後以楚人書。人莫知卿不得憂諸侯、而後以晉人宋人書。梁以降、大夫交政、未嘗貶也。卻缺之徒義、公子側之僣革、宜若有善焉、轉發

其專平專廢置之罪而以人書、皆此例也)

とあるのを引く。これに対して、曾宇康(『校釋』)引は、蘇輿が『春秋』を讀むための要法」だとしていることについては認めているが、程子や孔廣森の説を引いて解釈していることについては、主旨が合致していないとして、

春秋の義を考ふるに、文姜を絶つも孝ならずと爲さず、蒯聵を距むも順ならずと爲さず、祭仲に於いては則ち其の權を行ひて以て鄭を存するを許し、目夷に於いては則ち其の國を守るを嘉みするも楚を細く、事に隨ひて義を立て、道に中らざる無し。董の云云する所は、即ち此の類なり。(考春秋之義、絶文姜不爲不孝、距蒯聵不爲不順、於祭仲則許其行權以存鄭、於目夷則嘉其守國而細楚、隨事立義、無不中道。董所云云、即此之類) といふ。一考を要する。

㉘ 「湛」は「深い」の意。『校釋』は『文選』司馬相如「封禪文」に「湛恩龐鴻たり(湛恩龐鴻)」とあるのを引く。

㉙ 「惡薄くして之を責むること厚き所由」については、『春秋』僖公元年「齊師宋師曹師次子番北、救邢」の条の『公羊傳』に、

上に天子無く、下に方伯無し、天下の諸侯に相滅亡する者有るときは、桓公救ふ能はざれば則ち桓公之を恥とす。(上無天子、下無方伯、天下諸侯有相滅亡者、桓公不能救、則桓公恥之)

とあり、その何休『解詁』に、
故に以て爲に諱むなり。其の能く世を治むるを以て自ら任ずるを辭として、厚く之を責むる所由なり。(故以爲諱。所以辭其能以治世自任、而厚責之)とある。桓公が、世を治めることを自分の任務とすることを人情が厚いとして、手厚く責めるからであると言つ。

蘇輿は、錢大昕(十駕齋養新錄卷十八)が、

公羊傳・『春秋』は賢者を責むること備はり、其の賢者たるを以て故に之を責む。之を責むること備はると雖も、其の賢なること自ら任り、忠の厚きを

爲す所以なり。管仲は器小なるも、其の仁たるを害はず。臧武は君を要するも、其の知たるを害はず。孟公綽は滕・薛の大夫たるべからざるも、其の廉たるを害はず。宰我・冉有は論語屢しば之を責むるも、其の十哲たるを害はず。聖人、議論の公にして、度量の大なること此の如し。王者、此の道を知らば則ち才の歎無かるべく、儒者、此の道を知らば則ち必ず門戸の争ひ無し。(公羊傳・春秋賢者備、以其爲賢者故責之。責之雖備而其賢自在、所以爲忠厚也。管仲器小、不害其爲仁。臧武要君、不害其爲知。孟公綽不可爲滕・薛大夫、不害其爲廉。宰我・冉有、論語屢責之、不害其爲十哲。聖人議論之公而度量之大如此。王者知此道則可無之才之歎、儒者知此道則必無門戸之争矣)

と言ふのを引く。『公羊傳』・『春秋』は賢者を責むること備はり、其の賢者たるを以て故に之を責む」とあるように、賢者を責むることによって一層人々にその罪を知らしめることができ、反省を促すことが可能になるということである。

㉚ 「斗筭の民、何ぞ數ふるに足らんや」と同文が『論語』子路篇に、

子貢問ひて曰く、何如なれば斯ち之を士と謂ふべき。子曰く、己を行ふに恥有り、四方に使用して、君命を辱しめざるを、士と謂ふべし。曰く、敢へて其の次を問ふ。曰く、宗族、孝を稱し、郷黨、弟を稱す。曰く、敢へて其の次を問ふ。曰く、言は必ず信、行は必ず果、硜硜然として小人なるかな。抑も亦以て次と爲すべし。曰く、今の政に従ふ者は何如。子曰く、噫、斗筭の人、何ぞ算ふるに足らんや。(子貢問曰、何如斯可謂之士矣。子曰、行己有恥、使於四方、不辱君命、可謂士矣。曰、敢問其次。曰、宗族稱孝焉。郷黨稱弟焉。曰、敢問其次。曰、言必信。行必果。硜硜然小人哉。抑亦可以爲次矣。曰、今之從政者何如。子曰、噫、斗筭之人、何足算也)

と見え、どのようなであれば「士」と言えるかという子貢の問いに対する孔子の答えの中ででてる。その鄭玄の注に、

噫とは心平らかならざるの聲なり。筭は竹器、容斗二升なる者なり。算は數

なり(噫、心不平之聲也。箒、竹器、容斗二升者也。算、數也)とある。朱子の『集注』には、

箒は竹器なり、斗二升を容る。斗箒の人とは、鄙細を言ふなり(箒、竹器、容斗二升。斗箒之人、言鄙細也)

とある。また、『漢書』公孫賀・劉屈氂等傳贊に、

斗箒の徒、何ぞ選ぶに足らんや。(斗箒之徒、何足選也)

とあり、『顔師古注』に、

箒は、竹器なり、一斗を容る。(箒、竹器也、容一斗)

とある。朱子と顔師古とは、「箒」に関して「二斗二升」なのか「一斗」なのか解釈にずれがあるが、ここでは特に問題としない。

また『繁露』實性篇に、

斗箒の性は、又以て性と名づくべからず。性と名づくる者は、中民の性なり。

(聖人之性、不可以名性。斗箒之性、又不可以名性。名性者、中民之性)

とあり、「斗箒」について、蘇興は孔子のいわゆる「下愚」であろうという。それに従って、「取るに足りないつまらぬ人」の意としておく。「下愚」は、『論語』陽貨第十七に、

子曰く、唯だ上知と下愚とは移らず。(子曰、唯上知與下愚不移)

とあり、『上知』すなわち最高の知者と『下愚』すなわち最低の愚者とは、(後天的な習慣によっても)変化しない」という。

③① 「悪、厚くして責むること薄き所由」については、『春秋』襄公三十年「冬十月葬蔡景公」の条の『公羊傳』に、

賊未だ討たれざるに、何を以て葬を書する。君子の辭なり。(賊未討、何以書葬。君子辭也)

とあり、何休『解詁』に、

君子、中國の爲に諱み、弑を加ふるが若くせしむ。(君子爲中國諱、使若加弑)

とある。賊が討たれていないのに「葬」を書くのは、「君子の辭」すなわち中国のために諱んだ表現であるという。蘇興は「此もまた薄く責むるの意なり」と言う。また『春秋』昭公十六年「楚子誘戎曼子殺之」の条の『公羊傳』に、

楚子何を以て名いはざる。夷狄相誘ふは、君子は疾まざるなり。曷爲れぞ疾まざる。疾まざるが若くにして、乃ち之を疾むなり。(楚子何以不名。夷狄相誘、君子不疾也。曷爲不疾。若疾、乃疾之)

とあり、その何休『解詁』に、

以て固より當に常に然るべしと爲すは、乃ち爲に惡む所以なり。顧だ無知なるを以て薄く之を責む。(以爲固當常然者、乃所以爲惡也。顧以無知薄責之)

とあり、「無知」であるから、「薄く之を責」めたのだという。さらに、蘇興は、

孔廣森『公羊通義』に、

許の世子の罪隠るれば、『春秋』は之を責むるに深きを以てし、蔡般の罪顯はるれば、『春秋』は之を治むるに恕を以てす。(許世子之罪隱、春秋責之以深、蔡般之罪顯、春秋治之以恕)

とあるのを引き、蘇興は、「春秋の義、下を責むること軽く、小人を責むること恕にして、君子を責むること愈いよ厳し」と言つ。

③② 「嫌」は「疑わしい」の意。蘇興は、『繁露』楚莊王篇に、

『春秋』は常に其の得るを嫌する者に於いて、其の得ざるを見はずなり。(春秋常於其嫌得者、見其不得也)

とあるのを引く。『春秋』は、義に適っているかどうか疑わしい者について、それが義に適っていないことを示すということ。

③③ 「恬」は、やすんじるの意。「不備」は、いましめないの意。蘇興が「恬は安なり。不備は猶ほ不戒のごとし」と言つのに従う。『春秋』は、人というのは、何が悪かを知らず、安らかに行動し、戒めることを知らないとする。蘇興は、『新書』道德説に、

『春秋』なる者は、往事の徳の理に合ふと合はざるを守りて其の成敗を紀して、以て來事の師法と爲す。(春秋者、守往事之合徳之理之與不合、而紀其成敗、以爲來事師法)

とあるのを引く。ここには『春秋』という書物は、過去の事例の徳における合理・不合理を判断し、その成否を記したものであり、将来に活かせる師の教えであることが説かれている。

③④ 「重累」は、かさねるの意。蘇興は「猶ほ重ねて之を責むと言ふがごとし、累も亦た重なり」と言ふ。

③⑤ 「矯むる者其の正を過ぎざれば」について、『校釋』は『漢書』外戚傳下「孝成許皇后傳」に、

蓋し枉れる者を矯むるに、宜しきを過ぐるは、古今之を同じうす。(蓋矯枉者過宜、古今同之)

とあり、顔師古の注に、

矯は正なり。枉は曲なり。意は曲を正すに在るも、遂に直に過ぐるを言ふ。(矯、正也。枉、曲也。言意在正曲、遂過於直)

とあるのを引く。また蘇興は、『後漢書』卷二十二朱景王杜馬劉傳堅馬列傳第十に、

故に光武は前事の違へるに鑒み、矯枉の志を存す。(故光武鑒前事之違、存矯枉之志)

とあり、その李賢注に、

矯は正なり。違は失なり。枉は曲なり。孟子曰はく、枉れる者を矯めて其の正しきに過ぐると。(矯、正也。違、失也。枉、曲也。孟子曰矯枉者過其正)

とあるのを引く。曲がついているものをまっすぐにする場合、「直に過ぐ」「其の正しきに過ぐ」と言うように、まっすぐにしすぎるほどでなければならぬことを言う。なお李賢注に引く孟子の語は、今の『孟子』にはなく、『校釋』は『孟子外傳』の文であろうという。

【現代語訳】

『春秋』が微旨を好むのは、その意志を貫くからである。『春秋』は事の本末の意義を修め、非常の事への対応に通達し、生者死者の意志に通じ、最高の人道を完遂するものである。このために、君主が弑せられて賊が討たれたときは、善しとしてその誅せられたことを書く。もし賊を討つことが無ければ、君主の葬のことを書かず、賊は二度と出てこない。葬のことを書かないのは、そのことで臣子がいないのだとみなすからである。賊が二度と出てこないのは、その賊を滅絶すべきだからである。今、趙盾は君主を弑したのに、四年の後、別の条に再び出現するのは、『春秋』のいつもの書き方ではない。今の学ぶ者は、いつもと異なるとして問うて曰うに「趙盾は君主を弑したのに、どうして再び出現するのか」と。ちょうど「賊がまだ討たれていないのに、どうして葬のことを書くのか」と曰うようなものである。「どうして葬のことを書くのか」とは、葬のことは書くべきではないのに葬のことを書いているからである。「どうして再び出現するのか」とは、同様に再び出現するべきではないのに再び出現しているからである。この二つは一つの道理で貫かれているので互いに同じように解釈せざるを得ない。趙盾が再び出現しているのは、ただそれによって問いを発して、自ら弑しなかったことを区別して明らかにしただけで、誅に相当しないのではない。したがって同様に悼公の葬のことを書いたのは、ただそれによって問いを発して、弑を成さなかったことを区別して明らかにしただけで、罪に相当しないのではないことを謂わざるを得ないのである。このようであれば『春秋』の説は乱れており、どうして則ることができようか。だから同類の例に通じて議論し、是か非かことごとくは判断しがたいとしても、その道理は一貫しているのである。今、盾を誅したことは伝文に存在するが、誅しないことは伝文が無く、同類の例を用いて言うのは、正論である。同類の例が無くても、処置するのは、(無実の者を故意に罰する)偽りの訴えである。今その同類の例に較べても、

いずれも死罪には相当しない。どうしてこれを誅するのか。

『春秋』は数百もの問いを立て、数千もの応答をしている。どちらも経の中に留め、同類の事例を引用して、その物事(の判断)を始める。決してでたらめな応答を伝文に得ることは無い。今もし国外の賊で誅することができなければ、もちろん皆再びその賊の名が出現する。それなのに問うて「これが再び出現するのはなぜか」と言っているのは、ここでむだに書き記すはずはないことからして、どうして(再び出現するのはなぜかという問いに)応答することができるとかという意味である。だから私はその応答することができるといふことで、その問いがむだなものではないことを知り、その問いがむだではないことで、盾の獄(さばき)をよく理解しなければならぬことを知るのである。そもそも表現上は「父を弑す」としながら、その実際には罪を許す例は、すでに有る。同様に表現上は「君を弑す」としながら、(実際は、その)罪を誅しない例も有る。叛逆者としてこれを拒むのは、ゆっくりとこれを味わうには及ばない。かつ私が盾のことを語る場合は根拠がある。『詩』に「他人に心有り、予之を付度す(他人の心は、推しはかつて知る)」と言う。これは物事にはつながりが無いことはなく、その外事を觀察して、その内心を見ることができると言っている。今盾の事を調べてその心を觀察すると、慎み深くて人を損なわず、合わせて信頼でき、篡奪弑殺の輩ではない。盾の言葉を調べると、天に向かつて(無実を)叫んだ。仮にも内面が誠実でなければ、どうしてこのようであることができようか。そうだとすれば(盾には)終始、弑しようとする意志が無いことになる。悪謀にかかわるのは、過ちは遠くに去らなかつたことに在るのだ。罪は賊を討たなかつたことに在るだけである。臣下が君主のために賊を討伐するべきであるのは、ちょうど子どもが父のために薬を管めるようなものである。子どもが薬を管めなかつた、だからこれに「父を弑した」ことを加えた。臣下が、賊を討伐しなかつた、だからこれに「君主を弑した」ことを加えた。その意味は同一である。臣子としての行いを止めると、それがこのように大悪なのだということを示すものである。だから盾が賊を討伐しなかつたことを君を弑殺したとみなすのである。

止が薬を管めなかつたことを父を弑殺したとみなすのと、異なることがないのである。このことを参考にすると、盾を誅しないのがよいのである。

問う者が言う。いったい、これを弑したと謂いながら誅しないことが有るといふのは、その論は理解したい。蒙昧の者が理解できることではない。だから止の罪を赦したことは、伝で明らかにしている。盾を誅しないことは伝が無いのは、どうしてか。

(答えて)曰う。世の中が乱れ正義が廃れ、上に背いて臣とは言えず、篡奪弑殺して君を滅ぼす者が多い。それなのにさらにまた大悪を誅するべきではないことを明言すれば、いったい誰がその(君主を弑殺したことの)罪を言えようか。だから晋の趙盾・楚の公子比は、どちらも誅しない(書き方の)文でありながら、それなのに(赦すという)伝を起ささないのは、そのことを明らかにしたいとは思わないからである。

問う者が言う。人が、その君を弑殺し、重卿がいながら討伐することができないのは、一国ではない。靈公が弑殺されたとき、趙盾は不在であった。不在と在とは、悪に厚薄がある。『春秋』は、そこにいながら賊を討たない者を責める場合は、臣子と認めないだけである。そこに不在で賊を討たない者を責める場合は、なんと「弑」を加える。どうしてその悪の厚い者を責めることが薄く、悪の薄い者を責めることが厚いのかと。

(答えて)曰う。『春秋』の道は、人が迷っていることをよく見て、そのために説を立てて大いにそれを明らかにする。今、趙盾は賢いけれども道理に通じていない。皆その善いところを見て、その罪をわかつていない。だからその賢いとしていることを利用してこれに大悪の評価を加え、これに重責を繋げて、人によく考え、自ら反省して正しい道に復帰させる。「ああ君臣の大義、父子の道は、ここまでやるのだ」と言おう。これが悪が薄いのにこれを厚く責める理由である。他国の賊を討たない者、もろもろの取るに足りないつまらない人は、どうして数えるのに値しようか。人の数には入れないのである。これが悪が厚いのに責めることが薄い理由であ

る。伝に「軽いことを重いとし、重いことを軽いとす」と曰うのは、「このことを謂うのではないか。だから公子比は即位すべきかどうか疑わしく、趙盾は臣としての責任が無いかどうか疑わしく、許止は子としての罪が無いかどうか疑わしい。『春秋』は、人は悪を知らず、安らかに行動し戒めることがないとする。このために重ねてこれを責め、ゆがんだ世の中を矯正する。矯正しようとする者は正しくしすぎることくらいでなければ、正すことはできない。このことがわかれば『春秋』の義は尽くされたと言える。